

設置の趣旨等を記載した書類

ア. 設置の趣旨及び必要性	1
1. 大手前大学の沿革とその理念・目的	1
2. 大手前大学における国際看護学部看護学科設置の趣旨および必要性	4
3. アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシー	7
(1) アドミッション・ポリシー	7
(2) カリキュラム・ポリシー	8
(3) ディプロマ・ポリシー	8
4. 人材養成の特色	9
(1) 看護専門職としての人材養成	9
(2) 国際化する社会に対応するグローバル人材としての看護師の養成	10
(3) 看護専門職としての社会人基礎力の養成	10
5. 研究対象とする中心的学問分野	11
イ. 学部、学科等の特色	11
ウ. 学部、学科等の名称及び学位の名称	13
エ. 教育課程の編成の考え方及び特色	14
1. 教育課程の編成の考え方	14
2. 教育課程の編成の内容及び特色	14
(1) 総合科目	14
(2) 専攻科目【専門基礎分野】	17
(3) 専攻科目【専門分野】	19
3. 科目の相互関連性	31
(1) グローバル人材養成科目	31
(2) 基礎分野の実践英語と専門分野の医療英語とのかかわり	32
(3) キャリア形成関係科目	33
(4) ストレスマネジメント科目	34
(5) 教養教育	34
オ. 教員組織の編成の考え方及び特色	35
1. 基本的な考え方と特色	35
2. 専任教員の年齢構成等	35
3. 研究体制	36
カ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	37
1. 基本方針	37
2. 教育方法及び履修指導方法	39
3. 卒業要件	41
キ. 施設、設備等の整備計画	42
1. 校地、運動場の整備計画	42

2. 校舎等施設の整備計画	43
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	44
ク. 入学者選抜の概要	47
1. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	47
2. 入学者選抜方法	47
3. 選抜体制	49
4. 入学試験区分別の募集定員	50
ケ. 取得可能な資格	50
コ. 実習の具体的計画	51
1. 実習計画の概要	51
2. 実習指導体制と方法	53
3. 大学と実習施設との連携体制と方法	55
4. 単位認定等評価方法	55
5. 教育課程と指定規則の対比表	55
6. 実習先の確保の状況	56
7. 実習先との契約内容	57
サ. 海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	58
1. 海外の協定大学等での実習	58
2. 学生の海外実習費用の負担	60
3. 海外実習時の学生への危機管理対応	60
4. その他の国際交流活動	61
シ. 管理運営	62
ス. 自己点検・評価	65
セ. 情報の公表	67
ソ. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	72
1. FD 活動	72
2. 学生による授業アンケート	74
3. 授業見学の実施とフィードバック	75
4. 学生懇談会	75
5. SD 活動	75
タ. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	76

ア. 設置の趣旨及び必要性

1. 大手前大学の沿革とその理念・目的

大手前大学は、学校法人大手前学園を母体とし、創設者藤井健造の「国を蘇生させるのは女性であり、女性の活力を正しく導くことが先決である」との考えを根幹に据えて、昭和 21 (1946) 年に大阪・大手前に大手前ビジネスカレッジ（後に大手前文化学院に改称）を創設したのに端を発する。敗戦直後、女性の社会的地位があまり高くない時代に、情操豊かな女子教育を掲げて英文タイプを必修科目に取り入れ、卒業証書はフランス語とする等、開設当初から、社会的・職業的自立を育む教養教育と職業人としての実践教育を重視した。また、当時、どの大学も取り入れていなかった“推薦入学制度”も採用し、他の私学にはない先駆的な取り組みと“国際化”時代に適応したカリキュラムの編成を試みながら、学力のみでは測れない人材の発掘に情熱を注いできた。

他方、大手前学園にはもう一つの源流があった。昭和 25 (1950) 年に学校法人西宮学園を設立した理事長福井治兵衛の志である。西宮学園も大手前ビジネスカレッジ同様、終戦直後から英語、タイプ、速記等の実用的な教育を目指し、入学生の学力は新制中学卒業程度として、女性の自主・自立を目指してきた。そのため働きながら勉強ができる学習環境を作る目的で夜間開講の授業を取り入れ、“社会人入学制度”にも着手した。この、男女が同じ生活基盤や価値観、および社会的役割をもつには、社会人となっても学び続ける姿勢をもつことが大切であるという考えへの情熱が、大手前学園の建学の精神である“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”として、いまも継承されている。

そして、昭和 26 (1951) 年には大手前女子短期大学に「服飾科」が設置され、更なる職業人としての女性教育に尽力することとなった。昭和 35 (1960) 年には、西宮学園が大手前学園に託され、その土地に大手前女子短期大学の学生寮「松荘寮」が建設され、国内外から学徒を募った。急増する学生への対応から、大規模な学生数の収容が可能なキャンパスを確保するため、昭和 41 (1966) 年に兵庫県西宮市に大手前女子大学を開学した。

この時、変わりゆく時代の流れを反映し、専門職業人教育だけでなく、研究的視点をもち社会の動向を熟考する叡智を養うために「哲学科」「英文学科」「史学科」を順次設置し、教師と学生が知識を介して対峙できる大学を目指した。その延長線上に、昭和 46 (1971) 年には、我が国初のアングロノルマン研究所を設置し、昭和 56 (1981) 年には史学研究所も開設した。留学中、米国において看護師としての勤務経験を持つ大手前学園初代総長福井秀加が、未来への挑戦として、情操豊かな女子教育に加えて、国際化、情報化等、時代の変化や学術の新たな展開に対応し、国内外の学術の振興と、世界に貢献できる人材の育成を熱望したためであった。福井秀加初代総長は大阪厚生学園看護婦養成専門学校へ入学し、大阪大学病院での看護実習体験を経て卒業したことで、米国留学中にプロビデンス病院(Providence Hospital)での勤務のチャンスを得ることができた。このとき、外科病棟のメディカル・ナース (Medical Nurse) に抜擢された経験を持つ福井秀加初代総長は、専門職業人としての未来を見据えた場合、物事を包括的に捉える際の客観性と、科学的根拠を基にした分析能力及び思考力を養うには、本格

的な研究者育成に向けた取り組みが重要であると考え、この考えが大学の発展につながった。

その後、短期大学は昭和 61（1986）年に兵庫県伊丹市に移転、大阪大手前キャンパスは専門学校の大手前栄養文化学院として発展を続け、大阪市から阪神間にかけて、3 キャンパスを持つ女子高等教育専門の総合学園に成長した。平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災で西宮市の大学本館が倒壊するという悲運に見舞われながら、難を逃れた体育館や宿舎を地域住民に開放し、地域への貢献も積極的に行ってきた。その活動が、より一層、地域と一体化した大学の在り方を強固なものにした。平成 8（1996）年には、大手前女子大学大学院文学研究科・比較文学比較文化専攻を開設し（平成 17（2005）年に文学研究科から比較文化研究科に改称）、大学本館も充実した情報教育処理施設を備えた校舎として再生した。そして、日本の教育環境の変化に対応して平成 12（2000）年に大手前女子大学から大手前大学へ、平成 16（2004）年には大手前女子短期大学から大手前短期大学へ改称・改組し、男女共学の大学・短期大学として新たな歴史をスタートさせた。それにあわせて、平成 12（2000）年に、大学を男女共学にした際に、【建学の精神】【目的】【大学の使命】を以下のように明示し、広く周知させてきた。

【建学の精神】

“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”

大手前大学は、平成 12 年にそれまでの大手前女子大学から、男女共学制の大学として新たな一歩を踏み出しました。平成 18 年の学園創立 60 周年を機に、「情操豊かな女子教育」という建学の精神を踏まえつつ、当初から標榜してきた“STUDY FOR LIFE”というモットーを、高等教育機関として発展・進化していこうとする本学の新たな「建学の精神」と決めました。

【目的】

本学は、建学の精神である“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”に基づき、豊かな教養と専門的学術、旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚及び問題解決能力を備えた人材を育成し、地域の教育・研究および生涯学習の中心として、地域社会・国際社会に貢献することを目的とする。

【大学の使命】

1. 本学の使命は、国籍、地域、民族、宗教、年齢、性別を問わず学ぶ機会を提供し、“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”を提供することである。
2. 本学の使命は、高い倫理観と強い意志を持って社会の困難な問題を他者と協働して解決する人材を育成することである。
3. 本学の使命は、教育と研究を通じて地域と連携し地域発展に尽くすと共に国際社会に貢献することである。

そして、平成 22（2010）年には主として社会人の生涯教育を目的に現代社会学部に通信教育課程を設置し、平成 28（2016）年には大学創立 50 周年を迎えて、健康栄養学部を開設した。新時代に向けた次世代の教育を追求、実践しながら、学園創立から 70 年にわたり、人間性豊かな生涯教育の建学精神を息づかせてきたのである。

こうした教育の土壌に根差す本学総合文化学部総合文化学科、メディア・芸術学部メディア・芸術学科、現代社会学部現代社会学科、健康栄養学部管理栄養学科の 4 学部は、その人材養成等教育研究上の目的を、以下のように明記している。

【人材養成等教育研究上の目的】

1. 総合文化学部総合文化学科は、人類が創造してきた文化的行為を教育研究の対象とし、学修活動の中で、文化についての深い洞察力と高い教養を身につけ、異文化に対しても広い視野をもって尊重し理解することのできる教養豊かな人材養成を目的とする。
2. メディア・芸術学部メディア・芸術学科は、芸術、建築、マンガ・アニメーション、メディア表現を教育研究の対象とし、学修活動の中で、創造力と表現力を修得し、文化的に人間生活を考える素養を備えた感性豊かな人材養成を目的とする。
3. 現代社会学部現代社会学科は、国内外の社会現象を教育研究の対象とし、学修活動の中で、現代社会の諸課題を発見・理解できる力を身につけ、社会人基礎力を備えた幅広く社会で活躍できる人材養成を目的とする。
4. 健康栄養学部管理栄養学科は、複雑多様化した健康課題を教育研究の対象とし、学修活動の中で、コミュニケーション能力、企画力、および実行力を身につけ、幅広い教養、高度な専門知識・技能、豊かな人間性を兼ね備えた、国民の健康向上に貢献できる人材養成を目的とする。

このように、大手前大学は長年にわたり大学の使命である国際社会への貢献に向けて社会的・職業的自立を育む教養教育と実践的な実務教育を礎に、国際社会だけでなく地域社会にも貢献できる新時代のグローバル人材の育成を目標とし、次の時代に必要とされる大学教育に向けた変革を行ってきた。とくに、国際社会としての都市機能が発達する関西の地において、創設以来、社会的・職業的自立を育む豊かな教養教育と専門的学術および優れた国際感覚を有し、地域社会、国際社会で活躍するグローバル人材の育成に寄与してきた。また、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月 28 日付）に提示された 7 つの機能、すなわち「1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」のうち、「3. 幅広い職業人養成」に比重を置いた教育を展開してきた。

これらの歴史を生かし、今回、大手前大学は近隣医療機関や専門職団体からの要望、協力により、満を持して、福井秀加初代総長の念願の一つであった多様な人々に寄り添う看護師のグローバル人材の育成に着手するに至ったのである。

なお、本学の沿革および現状の詳細は、**【別添資料 1】**のとおりである。

2. 大手前大学における国際看護学部看護学科設置の趣旨および必要性

(1) 看護系大学におけるグローバル人材育成への取り組みの現状と課題

平成 12 (2000) 年 1 月の「21 世紀日本の構想」懇談会による内閣総理大臣への最終報告で示された「国際対話能力」、平成 23 (2011) 年の内閣官房長官を議長とする「グローバル人材育成推進会議」にて示された人材の在り方、さらには平成 24 (2012) 年の中央教育審議会大学分科会大学教育部会の提言などにおいて、社会のグローバル化に対応するための人材育成の重要性が説かれてきた。

看護職のグローバル人材養成についても社会のグローバル化に伴い求められてきたところだが、大学学部での教育体系は未だ確立していないと思われる。一方で、平成 29 (2017) 年 10 月、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」がまとめた、『看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標』では、看護系人材（看護職）として求められる基本的な資質・能力の中で、国際社会・多様な文化における看護職の役割が挙げられている。そのねらいは「国際社会・多様な文化における看護職の役割について学ぶ」であり、学修目標は、①国際社会における保健・医療・福祉の現状と課題について理解できる、②多様な文化背景をもつ人々の生活の支援に必要な能力を理解できる、③国際社会における健康課題と戦略を理解し、今後の看護職に求められる役割や責任について考察できる、と記されている。すなわち、21 世紀初頭より繰り返し推奨されてきたグローバル人材の育成は、看護職にとっても重要な課題であり、定住外国人や訪日外国人が急増する日本の社会においては喫緊の課題である。そして、看護職のグローバル人材養成を具現化する新たな大学学部教育を行うことは、社会的需要の観点からも意義があり重要であると考ええる。

(2) 阪神地区の特性と外国人医療の問題点

① 定住外国人の集住地域としての特性

法務省の統計によれば、日本における定住外国人は平成 7 (1995) 年末の約 136 万人から平成 28 (2016) 年末現在、約 238 万人へと 20 年間で約 1.7 倍となった。定住外国人の国籍（出身地）は、従来は特別永住者が多数を占める韓国・朝鮮であったが、近年では中国、フィリピン、ベトナムなどが増加している。都道府県別外国人登録者数をみると、平成 28 (2016) 年末の法務省の統計では、第 1 位は東京都（500,874 人）（21.0%）であり、次いで愛知県（224,424 人）（9.4%）、大阪府（217,656 人）（9.1%）となっており、兵庫県（101,562 人）（4.3%）も高い数字を示している【別添資料 2】。

本学の位置する阪神地区においても、既に大勢の定住外国人や国内外からの移住者が滞在し、高齢期を迎えたその人達への健康支援や医療、看護への需要は高い。特に、外国人登録者の割合が高い神戸市や生活保護受給率の高い大阪市などが典型例であり、それぞれの地域独特の背景を有している（国際看護学部ではこれらの地区で健康支援活動を行う NPO 法人等で学生に臨地実習を行わせる予定である。後述）。また、こうした阪神地区にみられる定住外国人の高齢化や低所得労働者層の集住地域の様相は、人口減少に伴う労働力の支援を近隣諸外国に頼らざ

るを得ない現状から、今後、更に拡大し、日本全国に拡散する現象であると考えられる。

② 訪日外国人数が多い関西国際空港のある地域としての特性と課題

訪日外国人旅行者は約 2,400 万人（平成 28 年）と近年著しく増加しており、2020 年には東京オリンピック・パラリンピックも控え、今後さらなる増加が予想されている。特に、訪日外国人旅行者数については、先般の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において 2020 年：4,000 万人、2030 年：6,000 万人を目標としているところである。また、近年、政府が推奨する観光立国の方針に伴い、大阪の海外からの玄関口である関西国際空港から多数の外国人が訪日し、法務省が報告した出入国管理統計（速報値）（平成 28（2016）年 4 月 25 日付）によると、同年 2 月の関西国際空港からの訪日外国人数の入国人口は 502,699 人と過去最高となり、成田国際空港を抜いて開港以降で初の全国第一位となった。本学国際看護学部が位置する大阪を訪れた外国人は、平成 29（2017）年、前年より 18%増えて 1,111 万 4 千人（推計）となり、5 年連続で最多を更新した（大阪観光局：朝日新聞夕刊 2018 年 1 月 17 日付）。さらにはビジネス目的による来日に加えて、日本の高度医療の受診を求めた「医療滞在ビザ」患者等の数も急増中である。

これらの背景を踏まえ、また政府の掲げる「未来投資戦略」や「健康・医療戦略」等を受け、外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスが受けられる体制を充実させていくことが求められている。

厚生労働省では、外国人患者受入れに関する環境整備を進めており、「外国人患者受入れ医療機関認証制度（Japan Medical Service Accreditation of International Patients; JMIP）」の普及促進や医療通訳等の配置支援、および院内資料の多言語化等の事業を行っている。また、「観光ビジョン実現プログラム」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム）に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を全国約 900 ヶ所選定する事業等を進めてきた。今後、2020 年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を 100 ヶ所整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指している。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指すことも掲げている。

これらの事業への対応として、厚生労働省は医療機関が外国人患者を受け入れるにあたって、各施設の施設整備を実施することを目的として、「医療機関における外国人患者受け入れ環境整備事業」を実施している。その結果、平成 27 年度補助金事業における医療通訳拠点病院は 19 病院が選定されているが、本学国際看護学部が位置する大阪府は国立大学法人大阪大学医学部附属病院と地方独立行政法人りんくう総合医療センターの 2 箇所のみであり、それ以外の多くは関東に集中している。

後者の関西国際空港の対岸に位置するりんくう総合医療センターは外国人診療指定病院であり、病院内には国際診療科が設置され、多言語対応の医療通訳の制度も充実している。そのため、外国人患者の受診数は多く、特にここ数年は増加の一途をたどっている。同病院からの報告では、日本語が全く理解できない観光客、航空会社関連の外国人職員、仕事で来日している短期滞在者の予約外の受け入れが昼夜を問わず発生するため、現場の医療従事者は常に言葉の

壁や文化の違いで苦勞しており、医療通訳の資質、責任の問題、医療制度や医療文化の相違など、多くの問題が顕在化しているとのことである（国際看護学部では、りんくう総合医療センターで学生に臨地実習を行わせる予定である。後述）。

国際化する日本において、定住外国人に加えて訪日外国人も今後、更に増加することが予想され、特定の医療施設のみならず全ての医療施設において、多様性を有する対象者への対応が求められているのである。そのため、次世代を担う看護師を養成する学士課程においては、相互の歴史的伝統、多元的な価値を尊重しつつ、多様な文化の人々の生活・習慣・価値観について違いを違いとして認識し、創造的な関係を構築する資質を身につけるとともに、英語を含めた言語運用能力をも修得し、積極的に他者とのコミュニケーションを図ろうとする態度を養成していく必要がある。

（３）大手前大学におけるグローバル人材としての看護師養成の必要性

（１）（２）で述べた社会の状況を鑑みると、定住外国人や国内外からの滞在者が集積する地域の特性およびその多様性に着目し、対象者を理解・受容しながら、個々人の違いを違いとして認めあい、各個人の人権を尊重しながら対応できる看護師の育成は喫緊の課題であり、必要不可欠な社会的ニーズであると考ええる。

大手前大学は、創設以降、ア．１で述べたとおり、国際社会としての都市機能が発達する阪神地区において、社会的・職業的自立を育む豊かな教養教育と専門的学術および優れた国際感覚を有し、地域社会、国際社会で活躍するグローバル人材の育成に寄与してきた。この歴史を活かし、また前述のような社会的要請を踏まえ、大手前大学は近隣医療機関や専門職団体からの要望、協力により多様な人々に寄り添う看護師のグローバル人材の育成に着手するに至った。

国際看護学部が養成するグローバル人材とは、国際化する社会で暮らす多様な人々を対象に、人々の営みや価値観の違いを理解、受容する広い視野を持ち、対象者のニーズに応じた健康支援と看護を実践することができる人材を指す。その卒業後の活躍の場は第一義的には国際化する社会すなわち日本国内の病院等であるが、卒業後に実務経験を積み、自己研鑽を行うことで世界のどこでも活躍できる人材となりうる礎となる能力を本学部で養成する。すなわち、堅実かつ実践的な看護能力を身に付けたうえで日本人はもとより定住外国人、観光客等の訪日外国人、ビジネスで一定期間滞在する外国人等を含む幅広い対象者の多様性にたじろぐことなく、ためらうことなく積極的にコミュニケーションをとり、適切な健康支援と看護ができる資質を身に付けた看護師を、以下に示すような特色のある教育課程・科目編成等で養成していく。

（４）新設する学部の時期と校地校舎の位置

新設する学部は、国際看護学部看護学科（入学定員 80 人）で、阪神地区および国際化する社会のニーズに対応できるグローバル人材としての看護師養成を目指して、次の年月日および位置に設置する。

① 設置年月日

平成 31 年 4 月 1 日

② 校地校舎の位置

1 年次から 4 年次 大阪大手前キャンパス（大阪府大阪市中央区大手前 2-1-88）

3. アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシー

大手前大学国際看護学部看護学科において養成する看護師は、国際化にともない急速に変化する地域に在住する日本人だけでなく、定住外国人や訪日外国人、帰国者や渡航者および在外日本人をも含めて、国際化する社会に暮らす人々を対象に、多様な文化的背景や複雑多岐にわたる価値観、生き方を理解、受容し、看護の専門職として高潔な倫理観と使命感をもち、実践性・応用性のある健康支援と看護が提供できるグローバル人材としての看護師である。

これを実現するために、建学の精神と目的に沿ってアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを次のとおり定める。

（1）アドミッション・ポリシー

国際看護学部は、本学の建学の精神、目的、使命および教育方針に共感し、自ら課題を探究し自律的に考え行動して解決の道を切り拓く意欲と能力に富み、多様性を有する対象者への看護を通じて国際化する社会に暮らす人々の健康支援とその向上に貢献するグローバル人材としての看護師を志す学生を受け入れます。

多様な能力を持った学生を幅広く受け入れるために、多種の選抜方式を用意し公正かつ厳正な選考を行います。

本学は以下の資質を備えた人材を積極的に受け入れます。

- 1 国際化する社会で暮らす人々への看護と健康支援に対する強い関心と旺盛な探究心および自己成長に対する意欲を有している。
- 2 看護職者が国際化する社会において果たす使命や役割について理解し、看護の専門家としてグローバルな社会に貢献しようとする熱意と意欲を有している。
- 3 多様性を理解、受容するグローバル人材としての看護師を目指すための基盤となる知識・能力を有している。

具体的には、本学で看護を学ぶ意欲と一定度のコミュニケーション能力や論理的思考力、行動力等の資質に加え、多様な人々を理解、受容し適切なコミュニケーションをはかる基盤となる「国語」、「外国語」と、看護の基礎となる「生物」、「化学」、「数学」に関する基本的な知識を有していることが望まれます。

入学者の選抜においては、学力審査、面談、面接、適性検査、小論文、高等学校の調査書、外国語等の資格試験の結果、大学入試センター試験の結果等をそれぞれの入試種別に応じて組み合わせて、必要な資質を有しているかを評価します。

（２）カリキュラム・ポリシー

国際看護学部は、国際化する社会で暮らす多様な人々を対象に、人々の営みや価値観の違いを理解、受容する広い視野を持ち、対象者のニーズに応じた健康支援と看護を実践するグローバル人材としての看護師を養成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施します。

１ 多様な人々の価値観や文化の違いを受容し行動するグローバル人材としての資質を養うため、日本人だけでなく、定住外国人や訪日外国人、帰国者、渡航者および在外日本人と、彼ら/彼女らを支援する人々の活動を理解するための科目を開講する。

２ 国際化する社会の一員として、英語を中心に中国語や韓国語等の外国語を学ぶ。特に英語は１年次前期から会話力や表現力を培うためネイティブスピーカーによる演習を実施するとともに、医療現場での対応を想定した医療英語を体系的に学び、臆することなく外国語でのコミュニケーションを図ることができる能力を身に付ける。

３ 総合科目のうち基礎分野ではスポーツやセルフケアに関する知識を習得し、専攻科目の専門基礎分野において人のライフサイクルや相手を尊重し傾聴する姿勢を学ぶことで、多様な人々に寄り添った健康支援を行う看護師としてのコミュニケーション能力と対人スキルを高める。

４ 看護に求められる多様な人と場を理解するため、阪神地区を基盤とした実習を１年次前期から展開し、４年間を通して国内外での実習経験を積み重ねることで、対象者ひとりひとりに応じた健康支援の必要性を理解するとともに、看護の実践力を身に付ける。

５ 専攻科目のうち専門基礎分野では、健康や疾病を理解する基礎医学関連科目を配置し、人体への科学的根拠に基づく理解を深めるとともに、看護職としての倫理観を身に付ける。

６ 専攻科目のうち専門分野では、各領域に社会の国際化を反映した科目を配置し、海外での研究活動経験や医療現場での豊富な臨床経験を持つ看護師、助産師、保健師、医師等による最新の研究成果を取り入れた授業を行うことで、それぞれの領域を通したグローバルな視野と看護における課題を理解する。

７ 実習では少人数グループを編成して教員と共に実習施設での看護の実践を行うと同時に、各人が対応したケースを全員で共有しながら振り返りを行うことで、複雑多岐にわたる医療現場のなかで多職種と連携して主体的・対話的に看護実践の応用力を発揮するための適切な看護の専門的知識と技術を身に付ける。

（３）ディプロマ・ポリシー

国際看護学部は、学内での学びと国内外の広範な地域における学術交流活動を通して、グローバルな視野に立った教養を基礎とする知識および看護学の専門知識・技術・態度を修得し、国際化する社会において看護の専門家としての基盤的能力を修得した学生に対して卒業を認定し、学位（看護学）を授与します。所定の期間在学し、使命および教育方針に基づいて設定された授業科目を履修して厳正な成績評価のもと基準となる単位数、成績評価基準を満たすことを学位授与の条件とします。

本学は、学位授与者が以下の知識・能力・態度を身につけていることを保証します。

- 1 対象者が求める健康支援と看護を多職種と連携・協働しながら実践するための知識および技術を有している。
- 2 看護職者として課題を見出し、克服するために、主体的に課題に取り組むことができる。また看護問題・課題の解決に向けて、必要な論理的・実践的知識および資源を活用し、適切な看護方法を計画し安全かつ的確に行動することができる。
- 3 国際化する社会に暮らす人々に寄り添い、多様な人々の営みを理解、受容し、個人の価値観、信念、宗教観、生き方を尊重することができる等、グローバル人材としての資質を有している。
- 4 国際化する社会に貢献するグローバル人材として、臆することなく英語を主とする外国語でのコミュニケーションを図ることができ、かつ看護職者として医療現場において適切な医療英語を使った対応ができる。
- 5 各個人が有する多面的な価値観や伝統、および生活様式の多様性を受容する豊かな人間性と、人の健康と命に寄り添う高い倫理観と人権意識を持ち、看護の専門家として国際化する社会に貢献するという強い社会的責任感を有している。

4. 人材養成の特色

大手前大学は、ア.1で述べたように、特色ある学部課程教育の取組を全学的に実施することにより人材を養成してきた。国際看護学部においてもこれらの実績および3つのポリシーを踏まえて、以下に示すような特色ある人材養成を展開することで、次世代に求められるグローバル人材としての看護師養成を推進していく。

(1) 看護専門職としての人材養成

本学部では、国際化する社会の中で日本人に加えて定住外国人や訪日外国人および在外日本人を看護の対象とし、彼ら/彼女らを理解、受容し、人権意識を遵守しながら、多様性を有する個人が求める看護実践の展開ができるプロフェッショナルとしての看護師を養成する。そのため多様性への対応を可能とする基本的な看護師としての資質・能力をしっかりと修得することは必要不可欠なことであり、4年間を通して、看護学を構成する概念である生物学的な人間理解、その人間を取り巻く環境と社会、社会を構成する文化や制度および歴史的背景、環境と健康との関連、疾病・病態、そして看護学の基本的な知識と看護実践および課題解決能力を含む科学的探究心を育成する科目群を設ける。

とくに、看護実践の基礎となる臨地実習では、日本人に加えて定住外国人や訪日外国人を対象にした看護実習展開を行い、多様性を有する個人の存在と複雑多岐にわたる価値観への尊重をもって、専門職としてのコミュニケーションが図れる能力を育成する。また、高度な専門知識を有する多職種が働く医療機関の組織体制や管理・運用方法および地域での役割に関する理解を経年的に促し、卒後の職場環境として適応できるような実習展開とする。具体的な実習先についてはコ.「実習の具体的計画」で述べるが、国際看護学部では、幼児から高齢者までの定住外国人を含む幅広い対象者の健康を支援する非営利団体等で実習を行う。多様な対象者に

1 年次の早い段階から接しその実態を知ることによって臨床現場で受けるリアリティショックを早期に体験することができる。この学びをつうじて、多様性を有する個人の存在と複雑多岐にわたる価値観への尊重をもって、専門職としてのコミュニケーションが図れる能力を養成する。

（２）国際化する社会に対応するグローバル人材としての看護師の養成

国際化する社会に対応するグローバル人材としての看護師として、多様性への親和を高め、グローバルコミュニケーションのツールである英語の言語運用能力を修得させる。また、多様性への親和を促すために、本学が位置する阪神地区のなかでも定住外国人が多い場所に在る施設等を実習場所として、看護の対象となる日本人を含めた定住外国人や訪日外国人および在外日本人を対象とした健康支援や看護活動の実践を学び、多様な人々の個のニーズに合わせた看護を展開（実践）する能力を育成する（コ． 6 で詳述）。また、諸外国における本学との学術交流協定校も実習展開の場として活用し、現地の学生と共に、講義、演習、関連医療機関での見学実習を行い、多様な環境と健康課題の発見および健康支援や看護活動を実体験として学修し、人権を尊重しながら国際化する社会に暮らす多様な人々への看護活動を展開する意義と、命に寄り添い健康を支援する看護専門職としての倫理観や使命感を培う。

そして、4 年間を通して、実践英語と看護場面で用いる基本的な医療英語の学習を継続的に積み上げることで、英語を用いたグローバルコミュニケーション能力を育成し、個人の人権を尊重しながら、多様な文化的背景や複雑多岐にわたる価値観や生き方および人々が暮らす地域の特性を理解、受容し、看護の専門職として高潔な倫理観と使命感をもち、個人や地域が求める健康支援や看護活動が主体的に実践できる看護師の養成を行い、国際化する社会で暮らす人々を視野に入れた新時代の看護師として活躍できるグローバル人材を養成する。

（３）看護専門職としての社会人基礎力の養成

「社会人基礎力」とは、平成 18（2006）年に経済産業省が提唱した社会人になるために必要な能力であり「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」と定義され、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」の 3 つの能力と、「主体性」「働きかけ力」「実行力」「課題発見力」「計画力」「創造力」「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「状況把握力」「規律性」「ストレスコントロール力」の 12 の能力要素から構成され、これら 12 の能力要素には発揮できた具体例がそれぞれ 3 つ提示されており、計 36 の具体例が示されている。ここで提示された 3 つの基礎力は一般的な大学生を対象にした社会人基礎力を提示したものであり、医療や看護に携わる実践的な看護師に必要とされている社会人基礎力のカテゴリーの「計画実行能力」「他者尊重能力」「課題解決能力」の 3 要素とは異なる。しかし、それぞれを構成する要素は類似しており、本学が社会人基礎力の涵養のために推進する C-PLATS®（詳細はカ． 1 で後述する）の内容を網羅しているため、C-PLATS®の項目を用いて経年的な評価を行いながら、看護専門職としての社会人基礎力を育てる。国際化する社会の中で看護の専門職以外の多職種とも連携、協働し、創造的に看護活動が展開できる社会性の高い専門職としての看護師を養成していくこととする。

また大手前大学では、全ての卒業生が「自分で創る専門性と社会人基礎力を統合した、広く

一般から認められる就業力を有する」ことを保証するにあたり、「4 年間にわたるリベラルアーツ教育のグランドデザイン」を平成 23（2011）年度に策定し、その後平成 28（2016）年に時代の要請に応えるかたちに改めた。これは 4 年間の学士課程全体を通して全ての学生が身につけなければならない項目とその時期を定め、あらゆる教育活動において全学的に取り組む指針としてのグランドデザインであり、4 年間のどの時期にどの程度達成しておくべきか、そしてどのような方法で可視化するかを示すものである。国際看護学部では本学の学士課程全体の方針を基礎として、より専門的な領域を学びグローバル人材としての看護師養成という目的を踏まえつつ人材養成を推進する。

具体的には、「生命力・希望」、「自己教育（主体的学習）」、「知的誠実性等」、「基礎学力、リメディアル教育（大学で学ぶための最低限の力）」、「キャリア選択」、「ライティング能力（診療録への記録）」、「英語を主体とした外国語、コミュニケーション力」、「情報活用力（検索、管理、分析、表現）」、「一般常識（時事問題等）」、「読書（情報検索）」、「資格」および「実践」の項目ごとに、どの時期にどの程度達成しておくべきか、そしてどのような方法で可視化するかを設定している。さらに学年ごとに、実際にできるようになったかを確認するために、それぞれの評価尺度を用いて測定し、確認することとする。

以上、国際看護学部では（1）から（3）で述べた人材養成の特色を基盤とすると同時に、所定の授業科目を修得することで看護師の国家試験受験資格を得るため、保健師助産師看護師法および指定規則の定める要件を充足した教育課程を提供する。

5. 研究対象とする中心的学問分野

看護学が研究の対象となる中心的学問分野であり、看護学に関する幅広い研究に加え、今後の国民の健康に資するための専門的研究を行う。海外の研究機関等とも積極的に連携を行い（サ. 4（1）参照）、国際的研究を進めることで、より幅広く深い研究が可能となる。

イ. 学部、学科等の特色

ア. 1 で述べたように大手前大学は「我が国の高等教育の将来像」に提示された 7 つの機能のうち「3. 幅広い職業人養成」に比重を置いた教育を展開してきた。本学の使命の一つは、「教育と研究を通じて地域と連携し地域発展に尽くすと共に国際社会に貢献すること」であるが、このたび国際看護学部を設置するにあたっては、ア. 4 で述べた人材養成の特色に従い、高度な専門職業人を養成し国際化する社会に貢献していく。国際看護学部では、国際化する社会で暮らす多様な人々のニーズに応じた健康支援ができるグローバル人材としての看護師を養成する。

その特長を簡潔にまとめる。

- ① 堅実な看護実践力を養成する。
- ② 堅実な看護実践力に併せ、グローバルに活躍するための土台となる対人コミュニケー

ション能力を養成する。

- ③ 国際化する社会の多様性を理解・受容したうえで、外国語による基本的なコミュニケーションを行える力を養成する。

これらを実現するため国際看護学部では主に3つの特長的な教育展開を行う。

第一の特長は、堅実な看護実践力を養成するためのカリキュラムである。

具体的には、実習展開の独自性である。指定規則および『看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標』で示されている実習展開の考え方を基本に置きつつ、看護学の知識と看護技術の看護実践能力を十分に身に付け、医療現場において「へこたれない」グローバルな看護師を養成するための実習展開を行う。特に基礎看護学の臨地実習では、指定規則上は3単位とされているところ4単位を配当しており、一年次においては外来や検査室実習から始めて病院機能全体を包括的に理解させ、その中で徐々に対象者と出会いながら、コミュニケーションを深化させる実習展開とする。不特定多数の患者が来院する病院環境への抵抗感を少なくし、学生の心理的ストレスを緩和しながら医療環境に順応できるようにするための工夫・取り組みである。また「国際看護学実習」においては、医療機関のみならず国際化する地域で活動するNPO法人等で実習を行い、多様な対象者に対する健康支援の在り方を学ぶ。人々の暮らしや健康に影響を与える地域特性やそれに関連する文化的・社会的背景の理解を促し、生活者としての人間理解を深め、多様性のある個人が求める生活支援に対する看護の視点を育成する。さらには海外実習を必修化することにより、諸外国における看護や医療の多様性を学ぶ。従来のカリキュラムで身に付けるべき看護実践能力に加えて、これらの豊富かつ多様な実習展開により、どのような医療現場においても「へこたれない」看護師を育成していく。これらの実習展開の詳細については、コ、「実習の具体的計画」で後述する。

第二の特長は、対人コミュニケーション能力の育成である。看護師としての業務を遂行する上で基本的な資質である傾聴する姿勢と、多様性を有する対象者に寄り添うためのコミュニケーション能力を修得することは、看護の専門職として当然必要な資質である。そのため、講義においては『看護のための接遇演習』『医療コミュニケーション』『カウンセリングスキル』といった科目を設け、実習においては多様性を有する幅広い年齢層の対象とコミュニケーションを図る実習を展開することで、言語的・非言語的コミュニケーションの方法を学修しながら看護師に求められる対象を把握するための医療コミュニケーションを修得する。また、リベラルアーツ科目については、その内容を厳選したうえで科目の配置を行い、グローバルに活躍するための土台となる基礎的能力を養うこととする。これらの詳細については、エ、「教育課程の編成の考え方および特色」で後述する。

第三の特長は、国際化する社会の多様性の理解と、外国語によるコミュニケーション能力の育成である。英語については、医療を受ける人と医療を提供する医療従事者との円滑な意思の疎通を調整する役割として、多様な文化的背景を理解した上で国際化する社会に暮らす人々の共通言語である英語を用いたコミュニケーション能力を修得することは、複雑多岐にわたる価値観や文化的背景を有する対象者への看護を提供する専門職として、当然獲得すべき能力の一つであると考え。英語力を向上させるために、講義・演習および実習について入学時から卒

業までの連続性のある一体的・体系的な科目構成としている。これらの能力を無理なく養成するための具体的な科目編成とその考え方についても、エ、「教育課程の編成の考え方及び特色」で後述する。

これらの国際的に通用する魅力的な教育を提供するには教員の高い教育力が必須条件である。海外で学位や資格を取得した専任教員を積極的に採用すると同時に、学術交流協定を締結した看護系大学との共同研究や学術交流を推進する。さらに開学後には、専任教員の英語能力の向上を継続的に行い、海外での研究発表や国際協力活動を奨励し、国際看護学部全体のグローバル化を図る。加えて、教育の質は教員の研究力に大きく依存すると考えられるため、研究の質が向上するような環境を整備し、臨床現場の看護職と共同して国際的看護研究活動を推進する。この他、教員の海外派遣も推進し、諸外国の看護系大学の教員との交流、研究を通じて、教育現場におけるグローバル教育力の向上を実践する予定である（サ． 4（1）参照）。

上記 3 つの特長的な教育展開は、1 年次から 4 年次にかけて、学内および国内外での幅広い地域における学びの場をフルに活用し、講義、演習、臨地実習を相互に連続的に結び付け、学生の自主的な学びに加え教員や実習指導者からのフィードバックや学生自身のリフレクションを繰り返し、段階的に看護実践能力およびグローバル人材に必要な能力を育成するものである。これらの教育展開を行うことで地域に在住する日本人や定住外国人だけでなく、観光やビジネスまたは医療ビザで来日する訪日外国人に対しても、多様な文化的背景や複雑多岐にわたる価値観、生き方を理解、受容し、看護の専門職として高潔な倫理観と使命感をもって、人々の安全と幸せに貢献できる実践力を備えたグローバル人材としての看護師が養成できると考える。

これらが大手前大学国際看護学部看護学科の特長である（人材養成のイメージを図示すると【別添資料 3】のとおりである）。

ウ．学部、学科等の名称及び学位の名称

大手前大学国際看護学部看護学科は、国際化にともない急速に変化する地域に在住する日本人だけでなく、定住外国人や訪日外国人、帰国者や渡航者および在外日本人をも含めて、国際化する社会に暮らす人々を対象に、多様な文化的背景や複雑多岐にわたる価値観、生き方を理解、受容し、看護の専門職として高潔な倫理観と使命感をもち、実践性・応用性のある健康支援と看護が提供できるグローバル人材としての看護師を養成する。

このことから、学部名称は「国際看護学部」とし、学部を構成する学科名称は「看護学科」とする。また、授与する学位の名称は、学士（看護学）とする。

英語表記は、「Global Nursing」とする。地球全体を人々が暮らす地域の間として捉え、日本人を含む定住外国人や訪日外国人、また在外日本人等、多様な属性を有する人々を対象に、看護を提供する専門職を養成するためであり、自国と他国との関係性を示す「International」は用いない。

学部、学科および学位の英訳名称は、以下のとおりである。

学部の名称	国際看護学部	Faculty of Global Nursing
学科の名称	看護学科	Department of Nursing
学位の名称	学士（看護学）	Bachelor of Nursing

エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

国際看護学部では、大手前大学の教育理念のもとで、設置の趣旨に沿って、看護実践の基礎となる専門知識の修得を核として、グローバルコミュニケーション能力を育成し、個人の人權を尊重しながら、多様な文化的背景や複雑多岐にわたる価値観や生き方および人々が暮らす地域の特性を理解、受容し、看護の専門職として高潔な倫理観と使命感をもち、変容する国際社会において、個人や地域が求める健康支援や看護活動が主体的に実践できるグローバル人材としての看護師を育成することを目指す。このような人材を育成する観点から、国際看護学部の教育課程は、

- 1) 看護職として求められる基本的な専門基礎知識と看護実践に必要な基本的技術をしっかりと育成する教育、
- 2) グローバルに活躍するための土台となる対人コミュニケーション能力と社会人基礎力を養成する教育、
- 3) 国際化する社会の多様性の理解と受容を促し、社会的、歴史的背景や価値観および地域の特性を考慮した上での外国語によるコミュニケーション能力を養う教育、

という主に3つの柱から構成されている。これらを基盤として、グローバル人材としての看護師に必要な能力を修得させる。

2. 教育課程の編成の内容及び特色

国際看護学部の教育課程は「総合科目」と「専攻科目」に大別される。「総合科目」は、日本を含む国際社会の多様性、英語によるグローバルコミュニケーション能力の育成と、医療サービスを提供する看護専門職としての資質、態度を学ぶ科目から構成されている。ア. 3 (2) で述べたカリキュラム・ポリシーに基づき、「専攻科目」は看護師としての基本的な専門知識と技術を修得し多様な人々への看護実践能力を学修する専攻科目で構成されている。これらを構成する科目が体系的に組み合わせられることにより、学生は本学部での学びによってディプロマ・ポリシーで挙げた知識、能力、態度を身に付けることができる。

以下、国際看護学部の設定する科目区分毎にその概略と相互関連性を説明する（【 】内が分野名を、「 」内が科目区分名称を、『 』内が科目名称を指す）。

(1) 総合科目

総合科目では、まず、看護の対象となる多様性を有する人々の社会的、歴史的背景や価値観

を理解すると同時に、多様な人々が暮らす地域の特性や社会の役割、文化や環境が与える健康への影響に関する知識を深める。本学の教育理念である「リベラルアーツ」「社会的・職業的自立を育む教養教育」「実践的な実務教育」に関わる科目を【基礎分野】として開講し、「リベラルアーツ」「グローバル社会と言葉」「グローバル社会と文化」「科学と情報」および「スポーツとセルフケア」の科目区分を設ける。

「リベラルアーツ」では、多様な人々を対象に看護実践を行う際の基盤となる基本的人権とその擁護への理解を学び、看護を提供する専門職としての資質を培う。また、保健、医療、福祉における倫理に関する知識と生命・人の尊厳についても理解を深め、社会における看護職の役割と責任についても、法的根拠を踏まえて学修する。具体的には、1 年次に、将来のキャリア形成を視野に入れた『キャリアプランニングⅠ』（1 単位）、2 年次に『キャリアプランニングⅡ』（1 単位）を開講し、看護や医療等の健康に関する時事問題を取りあげて自らの意見を述べるができるようにする。また、看護師、助産師、保健師の役割と職責および活動内容を学び、大学院への進学についての情報も提供して、将来の学生自身のキャリア形成をイメージさせる。加えて、医療を提供する看護職として必要な『生命・医療倫理』（1 単位）を必修科目とする。また、『哲学入門』（1 単位）、『法学の基礎』（1 単位）、『国際社会学』（1 単位）を選択科目として設定し、社会環境と複雑に絡みあう多面的な人間理解と、人への尊厳を思考する基盤となる広範な知識を修得する。この他、『看護のための接遇演習』（1 単位）を選択科目として設け、医療サービスを提供する看護職に必要なソーシャルスキルを育成する。

「グローバル社会と言葉」では、1 年次には、基本的な英語能力をロールプレイやシミュレーション教育を通じて修得するための科目を配置し、高校英語からのスムーズな移行を行うと同時に、コミュニケーション能力の醸成を図る。選択必修科目として中国語と韓国語のいずれかを学ばせることで多言語活用能力の向上を促す。次いで、2 年次には英語の選択必修科目を履修させることにより、1 年次に培った英語の運用能力を高めつつ実用英語を用いた会話レベルにスムーズに移行することができるような科目配置としている。具体的には、入学当初より、『Practical English I for Nurses』『Practical English II for Nurses』（各 1 単位）の講義を通して、ロールプレイを主体として定住外国人や訪日外国人が日本で暮らす際に必要により実践的な日常生活上の英語を学修する。また、1 年次後期には『看護のための中国語』『看護のための韓国語』（各 1 単位）を選択科目として設定する。これは、初心者を対象とし定住外国人や訪日外国人の多くを占める中国人や韓国人への対応として、外来での挨拶と問診票を用いた問診の取り方および病状の聞き取り方法等、実際に看護師として病院等で勤務した場合に患者とのコミュニケーションを図ろうとする資質を促すことを目的とするものである。次いで、2 年次には、『Basic Communication in Global Context』『Listening & Speaking in a Global Society』（各 1 単位）の選択必修科目の履修を通じて、学生は英語の運用能力を高めながら実用英会話を用いた会話能力を強化する。また、3 年次前期には、他者に簡潔に意見を伝える能力を養う『Academic Writing & Debate』（1 単位）を必修科目として設定し、英語を用いた文章表現や英語の文献購読の素地を養う科目配置としている。これらの科目においては、会話のほか筆談によるコミュニケーション等、実践的な演習を行う。

「グローバル社会と文化」では、多様性を有する人々の暮らしについて学び、学生が暮らす

地域へのまなざしを深め、健康を支援する看護を学ぶための動機付けとする。また、グローバリゼーションにより変容する国際社会と、その潮流に伴って国際化する日本社会の社会構造、政治、行政、医療・看護政策についても学び、それらが人々の暮らしにどう影響を与えているのかを理解することを目的とする。具体的には、1 年次に、『大阪・神戸における多様な共生社会と文化』（1 単位）を必修科目として設定し、阪神地区に暮らす定住外国人や国内からの移住者および訪日外国人等、看護の対象となる多様性を有する人々の暮らしについて学び、学生が暮らす地域へのまなざしを深め、健康を支援する看護を学ぶための動機付けとする。また、『医療人類学』（2 単位）を必修科目として、国家や民族における文化の多様性や個人と社会の関係性、社会の文脈によって変化する医療や看護のサービスと政治・経済の密接なかかわりについて広く学び、自国の文化特有の思考傾向や価値観を認識することで、より一層多文化理解を深化させる。1 年次後期には『情報倫理』（1 単位）を選択科目として設定し、情報社会で暮らす人々の理解と同時に、その情報を扱う場面での留意点や倫理についても学びを深めて、IT 情報化社会への対応が可能な知識と倫理および使用方法について学ぶ。また、チーム医療や多職種連携における情報活用、物理的距離を解消する情報活用について、そのメリットとデメリットを理解し、個人情報保護や守秘義務の遵守および情報開示の法的根拠と留意点を学ぶ。さらに『国際政治・経済』（1 単位）を選択科目として設定し、グローバリゼーションにより変容する国際社会と、その潮流に伴って国際化する日本社会の社会構造や政治、経済を概観する。

「科学と情報」では、看護の対象である人々の健康に影響をあたえる環境（社会・文化的環境、物理・化学・生物的環境）について学び、環境と健康、または環境や生活と健康課題との関連を理解する。加えて、生涯にわたり看護職として健康を支援するために求められる研究的視点と知識・技術の基盤を学ぶ。具体的には、1 年次に『化学』（2 単位）、『生物学・細胞生物学』（2 単位）を必修科目として、看護学・医学の基礎知識として生命の基本単位である細胞の機能と役割について学び、生物体として人体を構成する科学的根拠に基づく知識を修得する。高校までにこれらの科目を十分に学修していない学生に配慮しつつ、看護学を学修する基盤を確立させる。また、『情報活用Ⅰ』（1 単位）、『情報活用Ⅱ（含統計処理）』（1 単位）を必修科目として開設し、ワープロソフトを使ったビジネス文書の作成やプレゼンテーションソフトを使ったスライドの作成を学ぶほか、表計算ソフトではデータの数値化やデータの入力方法および表とグラフの基礎から卒業論文を見据えた基本的な統計処理の方法を身に付ける。

最後に「スポーツとセルフケア」では、命に寄り添う専門職としての看護実践活動を継続させていくために必要である学生自身のストレスコーピング能力を高めるための知識や方法を学び、各自に合った持続可能でストレス解消と体力向上に役立つ運動方法や身体のケアについて習得する。具体的には、1 年次前期に『スポーツ生理学』（1 単位）を必修科目として学び、学生自身の健康管理意識を高め、学生個人にあった運動内容をプログラムできるようにする。また、1 年次後期には、『スポーツと健康』（1 単位）を必修科目として、自身の健康を維持するために必要な身体のケアについて学ぶとともに、実際に体力向上を図る機会としている。

（２）専攻科目【専門基礎分野】

専攻科目は、【専門基礎分野】と【専門分野】に大別される。

【専門基礎分野】では、看護の対象である人間理解に必要な基本的知識を修得する。人間の生活者としての側面および生物学的に共通する人間の身体的・精神的な側面を統合して理解するために必要な知識を修得し、人を取り巻く様々な環境からの影響を受けて存在する人間を包括的、多面的、複合的に理解する。この人間理解を基盤として、健康に関与する看護の理論を学び、看護とは何かを考える学びとするため、看護学の学問体系の柱となる「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」および「他者理解とコミュニケーション」の科目区分を設けて看護の学問体系の礎とする。

「人体の構造と機能」では、生物学的に共通する身体的側面から人間を理解するために必要な体の仕組み及び機能を学び、看護実践を展開する臨床推論の根拠として活用し、知識を統合して人を全人的にアセスメントする知識を修得する。具体的には、1 年次には、『解剖生理学』（2 単位）と『生化学』（1 単位）により、人体の基本的な構造と機能を学ぶ。また、『病態生理学』（2 単位）では疾病の原因と成り立ち、身体における病的変化を学ぶ。『薬理学』（1 単位）においては、的確な薬物療法を行うために必要な基本的な薬物に関する知識（薬理作用、有害事象、与薬時の注意事項）と、看護職として薬物に対する社会的責任および薬物管理とその留意点を理解する。加えて、薬物の職業性ばく露や放射線の医療利用による人間への放射線的作用と健康への影響・リスク、放射線利用の医療職者の被ばく防護対策も学ぶ。新しいコア・カリキュラムに記載のある和漢薬についても学ぶ。さらに『微生物学・医動物』（1 単位）は感染症の原因となる微生物の特徴を学び、『臨床栄養学』（2 単位）は現代における栄養問題を明らかにし、その解決への取り組みの必要性を考察する。

「疾病の成り立ちと回復の促進」では、主要な健康障害や疾病に伴う人間の身体的・精神的反応を理解し、回復を促す看護につなげるための根拠となる知識を修得する。また、正常な状態から病態への移行と回復過程についても学び、各段階における健康障害の人間の反応を理解し、観察、診療の補助、生活援助、患者・家族教育等、看護をする上で重要な機能に統合できるようにする。具体的には、2 年次では、「疾病の成り立ちと回復の促進」と「健康支援と社会保障制度」の科目群を全て必修科目として設定し、疾病の起因を理解し、その症状や対処について学ぶ。『病態学Ⅰ（呼吸器・循環器）』（1 単位）は、呼吸と循環の正常な構造と機能を学び、その機能が障害を起こす際の病態生理や臨床における検査、治療および回復のプロセスを学修する。『病態学Ⅱ（栄養代謝）』（1 単位）は、栄養代謝の働きをもつ摂食、嚥下、消化吸収、排泄、代謝の其々の正常な機能とメカニズムについて理解し、機能障害の起因、病態、検査、治療、および回復のプロセスを学修する。『病態学Ⅲ（造血・免疫）』（1 単位）は、造血機能と免疫機能の正常な構造と機能を理解し、機能障害を誘発する要因や病態生理、検査や治療および回復のプロセスを学修する。『病態学Ⅳ（脳・神経・感覚）』（1 単位）は、脳・神経機能と感覚機能の正常な構造と機能を理解し、その機能が障害を起こす際の病態生理、臨床における検査や治療および回復のプロセスを学修する。『病態学Ⅴ（運動）』（1 単位）は、運動機能の正常な構造と機能を理解し、その機能が障害を起こす際の病態生理、臨床における検査や治療および回復のプロセスを学修する。『病態学Ⅵ（内部環境調節・性・生殖）』（1 単位）

は、内部環境調整機能と性・生殖機能の正常な構造と機能を理解し、その機能が障害を起こす際の病態生理、臨床における検査や治療および回復のプロセスを学修する。そして、『疾病と治療』（1 単位）は『病態学Ⅰ～Ⅵ』の総括として、看護実践に必要な主要疾患についての概念、診断と治療、看護を展開する際に重要な看護上の留意点について学修する。また、正常な状態から病態への移行期および回復過程の看護ニーズについても学びを深め、各段階における健康障害の人間の反応を理解し、観察、診療の補助、生活援助、患者・家族教育等、看護実践を展開する上で必要な基礎的知識として統合できるようにする。

「健康支援と社会保障制度」では、看護を取り巻く社会の動向や特性について学び、健康と生活の支援に必要な保健・医療・医療福祉制度についての理解を深める。さらに、日本を含む多様な社会で提供されている社会保障制度の種類（社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生、医療等）や、社会保険の種類（医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険、介護保険等）についても学び、看護を実践する際に必要となる社会資源や地域のケアシステムおよびネットワークの構築について学修する。加えて、公衆衛生および医療の主要な関連法規（地域保健、感染症法、健康増進法、学校保健安全法、労働安全衛生法、医療法等）も学び、人々の健康と命を守るために地域の中で取り組まれている様々な活動について理解を深める。そして、保健・医療・福祉における活動と同時に、活動の実態から限界や課題（生活習慣病、母子保健、児童福祉、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者の保健・医療・福祉制度、認知症、障がい児・者施策、精神保健、歯科保健、感染症、がん、難病）を知り、それらの対策についても考える学びとする。具体的には、『健康と社会・生活』（1 単位）は、国内外の地域で暮らす人々の生活に関する実態や、環境が人々の健康に及ぼす影響等を学ぶ。次いで、『公衆衛生』（2 単位）は、様々な生活、労働、職場、自然環境等と密接に関わって生きている人々の生涯にわたる健康の維持・増進のため、医療、看護、福祉や各種保険に関連する諸制度の整備と保健活動の組織的推進を考究する学び、人間集団を対象とした環境整備、傷病の予防、健康の保持増進を図ることを目的とした看護活動の基礎的知識を学ぶ。また、看護師として必要な疫学的基本的な知識と技術を習得できるように、疫学的研究手法（観察研究と介入研究）の内容とその研究結果の解析方法（相対危険度やオッズ比など）についても学習する。『社会福祉と社会保障』（2 単位）は定住外国人や訪日外国人を含む人々の健康と福祉を支援する方法と社会保障について学び、『医療関係法規』（2 単位）は地域に暮らす人々の健康をまもるためのサービス提供機関とそれに従事する職種の役割・機能に関する基本的な規定について、諸制度や法律をとおして学修する。

「他者理解とコミュニケーション」では、人の健康を支援する看護の専門職として、多様な対象者との良好な関係を築くための知識、技術、態度を修得する。国際看護学部ではグローバルに活躍するための土台となる対人コミュニケーション能力の養成をその特長とするため、全て必修科目とする。具体的には、『医療コミュニケーション』（1 単位）では、人の健康を支援する看護の専門職として看護の専門知識と技術をより熟達させて発揮させるコミュニケーション能力の育成を図るために、慈愛に満ちた人間に対する深い畏敬の念を持ち、お互いの言動の意味と考えを認知・共感し、多様な人々の生活・文化を尊重するための知識、技術、態度を修得する。また、『ひとの発達とライフサイクル』（1 単位）では人のライフステージに応じた発

達段階を学ぶことで他者理解を深め、『カウンセリングスキル』（2 単位）において具体的に他者とのコミュニケーションを図る術を学ぶことで、学生自身がもつ他者との関わり方や自身もつコミュニケーションの傾向に気づき、自己の課題を意識しながら、他者との効果的な意思疎通の方法や、自己表現の方法を学ぶ。これらの科目を通じて、言語的、非言語的コミュニケーションの方法についても理解を深め、多様な言語ツールを用いて相互理解を図る資質を育成する。

（３）専攻科目【専門分野】

【専門分野】では、多様な人々を対象にした看護実践の展開を図るために、看護の専門知識と看護技術の基礎専門知識を修得する。「基盤専門看護学分野」、「生涯発達看護学分野」、「国際地域看護学分野」および「統合分野」の科目区分を設定する。

「基盤専門看護学分野」では「基礎看護学」と「成人看護学」の科目区分を設ける。

「基礎看護学」では看護学を構成する基本的な知識と看護の対象となる多様な人々への安全・安楽・自立を目指した基本的な看護技術を修得する。また、看護の専門職としての高い意識や対象者を多面的に理解しつつ、客観性のある科学的根拠に基づいた個別性のある看護計画の立案と、計画に基づいた看護実践の方法を学ぶ。

具体的には、「基礎看護学」では 1 年次から 3 年次にかけて全ての科目を必修科目として設定する。1 年次前期の『看護学概論』（1 単位）は、看護学を構成する概念である人間、環境、健康、看護の理解を根幹に据えて、課題解決技法等の基本を踏まえ、看護の対象となる多様性を有する人々に合わせた看護実践を展開するための基本的な看護の知識を修得する。また、様々な看護理論の特徴と機能について学び、個別的な看護実践のための看護理論の活用と開発の意義を理解する。『グローバルヘルスと看護』（1 単位）は国際社会、政治、経済、環境そして文化間にみられる諸問題や人々の健康およびライフサイクルとの関連を学び、看護の課題をグローバルに考える視点を培う。そして、多様性のある看護実践に必要な知識、考え方の基盤をつくる。次いで、1 年次後期の『基礎看護方法論Ⅰ（含医療安全）』（2 単位）は看護におけるヘルスアセスメントの目的を理解し、対象者の健康状態を身体的・心理的・社会的側面から総合的にアセスメントするための知識と基本的看護技術を学ぶ。特に、身体的なフィジカルアセスメントについては、対象者の観察項目を含めたフィジカルアセスメント技術の修得を図る。また、対象者から得た身体の情報については、正常・異常の判断ができるよう、解剖・生理や臨床検査の基礎的知識を基本に据えて学習を深める。

1 年次と 2 年次の二年にかけて設ける『基礎看護技術Ⅰ』『基礎看護技術Ⅱ』『基礎看護技術Ⅲ』『基礎看護技術Ⅳ』（各 1 単位）は看護実践の構成要素と看護技術の側面を理解し、対象が求める個別的なニーズに対応した看護実践のための看護理論の活用と開発の方法を学修する。また、ロールプレイにより、外来での問診の方法を日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されている問診票を用いて行い、英語を用いた外来での対応を学ぶ。そして、1 年次前期の『基礎看護技術Ⅰ』（1 単位）での学びを踏まえ、同後期の『基礎看護学実習Ⅰ』（1 単位）では臨地において、看護の対象である患者と療養環境である病院の機能と役割について理解する。加えて、入院病棟以外に外来や検査部門等、対象者が利用する多様な施設内設備および機能・

役割の中で、医療サービスを提供する看護の役割を学び、今後のキャリア形成に向けた意識を培う。

次いで、2 年次には通年で『看護過程』（1 単位）を設け、基礎看護学の既習科目である『看護学概論』『グローバルヘルスと看護』および 1 年次の『基礎看護技術Ⅰ』『基礎看護技術Ⅱ』で修得した内容を、臨床の場で経験することの多い事例を通して、看護過程の展開と看護の役割およびその意義を学ぶ。看護過程の 5 段階の順序、情報の収集、看護課題の抽出、看護目標の設定、個別に応じた看護実践および評価とそれぞれの定義を理解し、臨床に適応できる問題・課題解決能力に向けた思考と看護の専門職に求められる基礎的知識および基礎的看護技術の統合を図る。そして、2 年次前期の『基礎看護学実習Ⅱ』（1 単位）は健康障害により日常生活の援助を必要とする患者に対して、既習の看護学の知識・技術・態度を適用し、看護活動を実践するための基礎的能力を習得する。また、患者を取り巻く療養環境を理解し、信頼関係を構築するためのコミュニケーションを図ることや療養環境を整え基本的な日常生活援助の看護実践を学修する。同意の得られた対象者を受け持ち、対象者の全体像を把握しながら、対象者へのケアに参加し、コミュニケーションを図ることで対象理解を深め、看護を提供する際の留意点も学ぶ。そして、2 年次後期の『基礎看護学実習Ⅲ』（2 単位）は、これまでに学んだ知識・技術・態度を患者に適用し実践することを通して、患者を統合的に理解し、個別的な看護を実践するための看護上の問題を解決していく基礎的なプロセスを臨床の場で実践する。また、患者と援助関係を構築するためのコミュニケーションを図り、同意の得られた対象者を受け持ち、対象理解を深化させながら看護過程を立案し、対象のニーズに応じた基本的な日常生活援助と看護を実施し、その評価を行い、自己課題を明らかにする方法を学修する。

「成人看護学」では、基礎看護学で学習した内容をさらに発展させて、対象者が診断・治療場面における安全・安楽に受療できるための、検査に伴う援助、創傷管理、与薬、救命救急処置技術等の、基本的な看護技術を修得する。また、成人期の特徴である社会的な役割や責任を確立しながら、身体的には基礎代謝を含む身体の生理的状況が安定し、生殖機能が成熟する発達段階を踏まえて、この時期の発達課題と健康レベルに応じた、個人の人生設計に沿ったセルフケアや療養を支える看護実践を学ぶ。そのために、成人期にある対象の健康課題について、発達段階を踏まえて、身体的、心理的、社会的情勢から、または多様性を有する対象者の社会的、文化的背景を踏まえた包括的なアセスメントの方法を学び、必要な療養やセルフケアについて、社会生活に求められる仕事と生活の観点から就労生活、家庭生活との両方を支援する方法についても理解を深める。加えて、各年代に応じた急性期の症状や重症な状態およびそのアセスメントを理解し、優先順位を踏まえた看護の在り方を学ぶ。特に、周手術期にある人の特徴や諸検査と処置への理解を促し、生命維持、身体的リスクの低減と症状緩和、安全と安楽の保持等のための看護実践を学ぶ。そして、急性期を経て回復期を迎え慢性期にある人々の特徴についても学びを深め、疾病を持ちながら生活を送る人やその家族の治療過程と心理的葛藤や不安、苦痛等への支援や共感に向けた傾聴についても学修し、慢性期にある対象を支援する看護実践を修得する。

具体的には、2 年次前期の『成人看護学概論』（1 単位）は成人期にある人々の身体的・精神

的・社会的な特徴を発達課題や健康上のニーズおよび健康問題から理解し、それらの特徴を踏まえ、健康に及ぼす要因、健康が生活や社会に及ぼす影響について学ぶ。また、『急性看護援助論Ⅰ』（1単位）はセルフケアという概念を軸に据え、「急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力」に必要な知識と支援方法を学修する。健康危機状況では、自身の健康をセルフケアすることが困難な危機的状況に焦点をあて、一人ひとりの「健康観」「健康感」に沿う看護について学修する。セルフケアの再獲得では、セルフケア再獲得モデルを提示し、セルフケアが低下した状態にある生活者としての個人の回復に向けた支援について、リハビリテーション看護の視点も踏まえて学修する。加えて、ロールプレイで使用する問診票、診療申込書、入院時の説明資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用いる。常に英語での表現を意識しながら実践を繰り返し行うことで、急性期看護学領域における医療英語を学ぶ。さらに、『多様性とセルフマネジメント』（1単位）では文化的背景が与える成人期のセルフマネジメントを必要とする対象の理解およびグローバルな視点でみた病と伴に生きる人々へのセルフマネジメント支援について学ぶ。

他方、『慢性看護援助論Ⅰ』（1単位）は、一般病棟や外来・在宅において、すべての看護師が身に付けるべき「基本的緩和ケア」について学修する。痛みをはじめとした身体的苦痛・精神的苦痛・社会的苦痛・スピリチュアルな苦痛の緩和やコミュニケーション、家族ケア、臨死期のケア、倫理的問題、非がん患者の緩和ケアの基本的な知識や概念、早期より問題に直面している患者とその家族のQOLに対する考え方を学修する。また、緩和ケアの歴史や国内外の緩和ケアの現状を知り、国内の緩和ケアの課題と看護師の役割を理解する。ロールプレイにより、外来での問診の取り方を日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されている問診票を用いて行い、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、慢性看護学領域での医療英語の学びをより深める。そして、各健康レベルに応じた看護実践のあり方や医療システムについて理解し、成人を対象とした健康上の問題に対処できる看護の役割や機能、成人に対する看護の基盤となる概念や理論について学び、援助に必要な知識・技術・態度について学修する。

上記内容を学修し、知識と技術を統合するために3年次に成人看護学の実習科目（6単位）を設ける。3年次前期の『急性看護援助論Ⅱ』は、周術期にある成人期の人々の身体的・精神的・社会的特徴および家族を含めた健康課題やニーズを理解し、回復過程が円滑に進むための看護の役割および援助を学修する。また、周術期に関わる職種や術式等近年の傾向を知り、外科的侵襲から回復期の生体反応と術後合併症等の心身への影響のアセスメント方法について学ぶ。周手術期過程（術前・術中・術後）に必要な看護実践の基礎となる概念や理論を理解し、各疾患・手術に特徴的な看護実践についても学ぶ。また『急性看護援助論Ⅰ』と同様にロールプレイを取り入れる際の問診票等の説明資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用い、実践形式での演習を繰り返すことで『国際看護演習Ⅲ』に向けてさらに医療英語の学びをも深化させる。同時期開講の『慢性看護援助論Ⅱ』は、さまざまな疾病や外傷により生じる生活機能の障害の特徴について学修し、リハビリテーションの観点から看護の役割を学ぶ。リハビリテーションの回復、安全・安楽の確保、健康維持のための概念や理論、リハビリテーションを受ける対象の特徴を理解し、必要な看護援助を計画・実践できるための基

礎的な知識・技術・態度を体系的に学修する。また、チーム医療における看護職の役割、多職種や他施設の看護職との連携の必要性や倫理と法律や施策について理解する。当科目においてもロールプレイで語学の学びの深化を図ることについては『急性看護援助論Ⅱ』と同様である。

同じく3年次前期の『成人看護学実習（急性期）』（3単位）は、急性期にある患者の特徴とニーズを把握し、適切な看護計画を立案し、看護過程の展開を行う。また、手術を受ける患者の麻酔と手術による影響を身体的、心理的、社会的状況をふまえて患者が求める適切な看護援助を行う。そして、手術により変化した形態や機能に対応し、患者の自立を考慮した援助を行い、看護学生として責任ある行動・態度をとることができるよう学修する。さらに、医療チームの一員として自覚をもち行動することを学ぶ。同意の得られた急性期にある対象者を受け持ち、対象理解を深化させながら、対象のニーズに応じた看護過程の展開を実施、評価し、よりよい看護実践の方法を考察する一連のプロセスを学修する。『成人看護学実習（慢性期）』（3単位）は、慢性疾患の特徴を理解し、患者を多角的・全体的に把握し、疾患や治療の特徴、生活上の規制を理解し患者の健康問題に応じた看護過程を展開する。さらに、患者と家族が直面する健康問題に対処するため、他の看護チームメンバーや多職種と連携し、看護学生として責任ある行動・態度を学び、退院後のセルフケア向上のために利用可能な社会資源を理解する。そして、同意の得られた対象者を受け持ち、対象理解を深化させながら、看護過程の展開を実践し、対象のニーズに応じた看護の実施、評価とよりよい看護に向けた看護の再構築という一連のプロセスを学修する。

「生涯発達看護学分野」では「母性看護学」「小児看護学」「老年看護学」の科目区分を設け、人間のライフサイクルに沿った正常なプロセスを学び、人間理解をより一層深化させ、人の発育、発達段階に応じた特徴と健康課題およびそれぞれの発達に応じた看護実践の方法を学ぶ。

「母性看護学」では、母性看護学の諸概念を理解し、性と生殖の特徴を踏まえた健康を支えるための看護実践を学ぶ。特に、周産期にある人が経験する短期間に急激に起こる身体的・心理的な変化と、新しい家族が増えることによる社会的変化や親役割獲得に向けた適応への変化についても学び、これらの特性を踏まえて健康課題を内包する妊娠期・分娩期・産褥期および新生児期の特徴と、対象者やその家族への看護実践を修得する。また、多様な社会でみられる対象のリプロダクティブヘルス/ライツに関する社会問題を理解し、母親と子どもおよびその家族の幸せで健やかな生活を支える看護の在り方を学ぶ。加えて、多様性を有する女性や子どもおよびその家族を支える母子保健のシステムや諸制度についても理解を深め、療養だけでなく、地域で暮らす家族を支える多職種との連携・協働および人的、物的資源についても理解を促し、母子を支える看護実践の在り方を修得する。

具体的には、2年次後期に『母性健康看護学概論』（1単位）の科目を設け、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から、女性の健康維持・増進・疾病予防・健康への回復を図る看護専門職者としての役割を学び、実践活動を考察できる能力を修得する。また、わが国の少子高齢化の到来と母性看護との関連を探り、次代が健やかに生まれ育ち、人類が健全に発展していくための基盤である母親としての女性の役割や、女性の意思決定を尊重した健全な性と性の意思

決定と生殖機能が発達するための看護活動を理論や定義を通して修得する。また、2 年次後期の『グローバル社会とウィメンズヘルス』（1 単位）は、女性の健康に影響する社会構造・環境をグローバルな視点から国際政策や法令、女性の健康に関する統計、歴史の変遷と現状を学び、女性のライフステージに伴う健康課題/問題を理解し、女性が自ら能力を生かしていけるよう健康を維持・増進するために必要な看護を学ぶ。

次いで、3 年次前期の『母性看護援助論Ⅰ』（1 単位）は周産期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）に焦点をあてた看護実践が展開できる能力を習得する。また、周産期の異常をもつ女性や家族に対して、周産期におこりやすい異常の発生機序、症状、治療等心身の変化から、役割の変化や生活・社会に与える影響を理解し、より健康に生活するための看護援助を学ぶ。ロールプレイで外来における問診の方法について、日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されている問診票を用いて行い、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、外来での周産期における医療英語を学ぶ。

そして、3 年次後期の『母性看護援助論Ⅱ』（1 単位）は、『母性看護援助論Ⅰ』の学びをふまえ、周産期における女性と家族の特徴を理解し、必要な看護援助の具体的な知識・技術を習得する。紙上事例を用いて、対象の看護診断に必要な観察技術、情報の判断技術を学修し、ウェルネス獲得にむけた適切な看護課題/問題を考え、科学的根拠に基づいた看護過程を展開する。シミュレーターや模擬患者を用いた演習では、周産期にある女性が、自らの能力を活かして健康に過ごすことを目指した基本的な援助技術を学ぶ。ロールプレイで使用する入院時の説明資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用いて、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、周産期の入院に伴う医療英語の学びを深化させるとともに、多様性への対応を強化する。加えて、女性のライフステージ（思春期、成熟期、更年期、老年期）各期の特徴と健康課題/問題から看護の必要性を理解し、グローバル社会における女性の健康支援の方法を学ぶ。

上記内容を統合し、3 年次後期に『母性看護学実習』（2 単位）を設け、妊産褥婦と新生児の生理的特徴を理解し、健康状態をアセスメントすることができる能力を修得する。併せて、妊産褥婦と新生児に対して適切な看護過程の展開を実施し、妊娠期や産褥期にある女性とその家族に対する教育的な関わりを理解する。さらに、母乳育児確立や母児の愛着形成を促進するための看護援助について理解し、地域における母子とその家族の健康生活を援助するための医療施設や保健医療、福祉制度、母子サービスと多職種連携の実際を知り、母性看護の必要性和機能について理解する。そして、同意が得られた周産期または療養期にある女性を母性看護の対象として受け持ち、対象理解を深化させながら、対象のニーズに応じた看護過程の展開を学修する。

「小児看護学」では、新生児期から乳幼児期、学童期、思春期を経て、青年期に至るまでの子どもから大人へと変化する成長・発達段階にある様子を学ぶ。また、人の成長・発育以外に、人が人として暮らすために必要な社会生活を身に付けるための基盤となる親子の人間関係の重要性を理解し、子どもと親との愛着形成がつくられ、子どもの自己肯定感や探求心、自立心が芽生え、豊かな感情、情緒等が育まれるという社会生活への適応の様相を学修し、子どもが子

どもらしく成長・発育・発達をしながら社会の中で自己実現できるように支援する看護実践を学ぶ。そして、子どもの病気や入院生活が、その子どもや家族に及ぼす影響を理解し、子どもの権利擁護を遵守しながら、様々な病期、症状、治療に応じた子ども（医療的ケア児を含む）の特徴を踏まえたうえで、それぞれの子どもや家族に応じた適切な看護の方法を修得する。この他、児童虐待等、社会的にも注視すべき特別な状況にある子どもや家族および家族を取り巻く環境を理解し、求められる看護や多職種との連携および協働についても学びを深める。

具体的には、2 年次後期に『小児看護学概論』（1 単位）を設け、小児看護の歴史と意義、子どもの権利や法律・施策の課題、小児看護で用いられる概念や理論について理解する。また、乳児期から幼児期、学童期、思春期にいたるまでの子どもの健全な成長・発達を促進する看護を学ぶ。さらに、健康障害が子どもと家族に与える影響と子どもと家族の両方を包括的にとらえた環境の重要性も理解し、健康レベルに応じた日常生活の過ごし方や援助について学修することで、具体的な看護の展開につなげる。『多様性と子ども』（1 単位）は、メディアの発達、生活習慣の変化、保護者の雇用形態の多様化等、子どもをとりまく社会環境の変化と、いじめや不登校等学校生活における問題、子どもの貧困率の上昇等、複雑な家族背景についても学ぶ。さらに、テロリズム、難民の大量発生等の国際的な動向もグローバル社会において、子どもの環境を考察する重要な要素となる。国内外の子どもを取り巻く政策、医療、保健についても学び、医療現場だけでなく広く地域の中で支援する看護職としての役割拡大についても考察できる視野の涵養をはかる。

次いで、3 年次前期の『小児看護援助論Ⅰ』（1 単位）は、小児看護の目的、発達の知識を基盤に、小児に多い疾患および小児各期特有の疾患の病態、診断、治療、予後、看護について系統別に学修し、臨床実習に応用することを学ぶ。また、様々な健康問題の子どもと家族に対して回復に必要な具体的な子どもの日常生活援助、病気や入院が子どもや家族におよぼす影響について学ぶ。子どもにとって苦痛な処置や検査への対応を、子どもの力を引き出す視点で思考できる能力の習得を目指す。ロールプレイで行う外来の問診の方法については、日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されている問診票を用いて行い、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、外来での問診時に必要な医療英語を学ぶ。また、『小児看護援助論Ⅱ』（1 単位）は、既習科目の『小児看護学概論』と『小児看護援助論Ⅰ』での学びを踏まえて、発達段階を理解した上で、子どもに多くみられる症状への対応の実践について個々の子どもと家族が QOL や Well-Being を向上していくための看護に必要な知識を習得する。病態理解をふまえ、健康障害を持つ子どもの日常生活への援助方法、症状緩和の援助方法を実践できる能力の習得を目指す。小児看護特有の技術に関する知識や技術を修得する。また、多様性を有する子どもへの看護や保育上の留意点を含めて、健康な子どもの保育・養護に必要な知識を理解する。ロールプレイで使用する入院時の説明資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用いて、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、小児病棟における入院時の医療英語の学びを深化させるとともに、多様性への対応を強化する。

そして、『小児看護学実習』（2 単位）では、保育園実習において健康な小児とかかわり、子どもの特徴や発達段階をふまえたコミュニケーションと日常生活援助について学び、病棟実習

では患児を受け持ち、健康障害をもつ子どもの成長、発達および生活とその家族に及ぼす影響を理解し、健康問題を抽出し、根拠を持った看護ケアを実践する。また、子どもと家族が健康な生活を送るうえで役立つ保健医療福祉制度・サービスや多職種連携の実際を学び、小児看護に携わる看護師の役割について理解する。同意が得られた小児とその家族を看護の対象として受け持ち、対象理解を深化させながら、対象のニーズに応じた看護過程を展開し、子どもとその家族を対象にした看護の在り方を学修する。

「老年看護学」では、それぞれの人生の集大成として、その人がそれまでの人生の積み重ねを踏まえて、人生の最終段階を生きる年代にあることを学ぶ。また、その人らしさを尊重しつつ、身体的・心理的・社会的変化を受容しながら、人として存在することの意味や価値観、人生観、死生観を総合的に統括する発達段階であることを踏まえて、それぞれの健康レベルに応じた看護実践を修得する。そして、高齢者やその家族のセルフケア能力をアセスメントして、もてる力を最大限に発揮できる支援の方法を学ぶ。加えて、認知症の高齢者の問題や行動特徴、および高齢者虐待についても理解を深め、多職種と連携しながら高齢者を支える看護職の役割も学修する。

具体的には、3 年次前期にまず『高齢者看護学概論』（1 単位）を設け、加齢に伴う身体的、精神的、社会的機能の変化、個体差等の特徴を理解するとともに、健康障害を示す病態、症状や徴候、経過、治療法等を学び、高齢者およびその家族を対象とした看護援助の方法並びに援助技術について看護過程を展開しながら学ぶ。また、『多様性と超高齢化社会』（1 単位）は、多様性を有する高齢者がもつ価値観や文化的背景が、健康支援に影響を与える要因についても理解を促し、様々な健康レベルにある高齢者が生きてきた生活史と QOL を重視し、効果的な看護を展開するための知識・技術・態度を修得し、実践へとつなげていくことを学ぶ。同じく、3 年次前期には『高齢者看護援助論Ⅰ』（1 単位）を設け、高齢者およびその家族を対象とした看護援助の方法並びに援助技術について、事例を基にした看護過程の展開を学ぶ。

3 年次後期の『高齢者看護援助論Ⅱ』（1 単位）は、高齢者が生きてきた生活史と QOL を重視し、効果的な看護を展開するための知識・技術・態度を修得し、実践へとつなげていく。さらに高齢者看護をより発展させるための課題について検討し社会に貢献できる能力を養う。ロールプレイで使用する外来での問診の方法は、日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されている問診票を用いて行い、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、高齢者を対象とした外来で用いる医療英語の学びを深化させるとともに、多様性への対応を強化する。

そして、3 年次後期に開講される高齢者看護に関する既習科目を統合した『高齢者看護学実習Ⅰ』（2 単位）は、老年期にある人とのコミュニケーションや観察をとおして、生活の実際を知り、老年期にある人の QOL やウェルネスを高める看護のあり方について学ぶ。さらに、同意の得られた高齢期にある対象者を受け持ち、対象者とのコミュニケーションを図りながら、高齢期にある年齢層の対象者理解を深化させ、看護過程の展開を行う。また、『高齢者看護学実習Ⅱ』（2 単位）は、入院治療を必要とする健康障害を持った老年期にある療養者の疾患や加齢・老いに伴う健康障害の影響について理解し、QOL の観点からみた健康障害の回復に向け

た看護過程の展開を学び、同意が得られた高齢期にある対象者を受け持ち、対象理解を深化させながら、看護過程の展開を行い、高齢者看護の実践を修得する。

「国際地域看護学分野」では、「精神看護学」「在宅看護学」「国際看護学」の科目区分を設け、多様な文化的、社会的環境の中で、グローバリゼーションの潮流に伴って変容する社会や制度および国際化した地域のあり様を理解し、それぞれの地域の中で暮らす多様な人々への理解を深め、受容し、地域と共に支える看護実践を学修する。

「精神看護学」では、ライフサイクル各期における発達課題と心の危機的状況について理解し、家庭、学校、職場でのストレスや、ストレスを溜めないためのメンタルヘルスの方法や心のケアについての看護実践を学ぶ。また、精神科疾患のリスクを早期にアセスメントし、早期から適切な治療を受けるための支援体制についても学修する。加えて、精神科疾患を持つ人の療養生活から退院支援までの回復期に求められる看護実践や、精神科疾患をもつ人の地域での生活支援に必要な施策や資源についても学修し、チーム医療や多職種との連携および協働の必要性を理解し、地域における看護実践の基礎的知識と技術を修得する。

具体的には、2年次後期に『精神看護学概論』（1単位）を設け、精神看護の基本となる発達理論、人の心のはたらきを理解した上で、精神保健上の健康や障がいについて理解し、精神看護を学ぶ上で必要な脳の解剖学や生理、疾患、治療、精神保健福祉法等について学ぶ。また、精神障害からくる「生きにくさ」や思いについて、精神障がい者の立場にたち、共感的理解をし、精神障がい者を支えるリカバリーやストレングス等の概念について理解する。そして、学生自身が今後、看護職として健全な心理状態を保ち、ストレスコーピング能力を高める必要性についても理解を促す。

次いで、3年次前期の『地域社会のメンタルヘルスと多様性』（1単位）は、海外の精神医療の取り組み等と比較しながら、日本での精神健康のあり方やその支援についてグローバルな視点で考えることができるように教授する。また、これまでの精神科の歴史的背景等を踏まえ、精神障がい者に対する偏見や情報メディアでの報道傾向にも言及し、精神障がい者の地域移行や人権擁護等への支援の必要性を学ぶ。そして、リカバリーの視点を持ちながら、看護師として、どのようにコミュニティで暮らす対象者やその家族を支えていく必要があるのかを考える。3年次後期の『精神看護援助論Ⅰ』（1単位）は、既習科目『精神看護学概論』や『地域社会のメンタルヘルスと多様性』での学びを基盤として、主な精神疾患について理解し、それぞれの疾患に応じた看護援助について学ぶ。また、精神看護の目的や日常生活支援等の支援方法についての実際を理解する。ペーパーペイシメントを用いて生物学的、心理学的、社会学的視点から対象者についてアセスメントを行い、必要な看護支援を考える。プロセスレコード等の使用方法を習得し、自己理解の必要性も理解する。外来での問診の取り方として、ロールプレイで使用する問診票等の説明資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用いて、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、外来での精神科看護領域で使用される医療英語を学ぶ。また、4年次前期の『精神看護援助論Ⅱ』（1単位）は、精神看護実習の看護実践に必要なコミュニケーション、リスクマネジメント、リラクゼーション等について学内での看護演習を通して、精神障がいがある人と家族の看護に必要な看護

技術を養う。入院時の説明時に使用される内容について、ロールプレイで使用する説明資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用いて、常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、入院時に使用される医療英語の学びを深化させるとともに、多様性への対応を強化する。

そして、4 年次前期に『精神看護学実習』（2 単位）を設け、『精神看護学概論』、『精神看護援助論Ⅰ・Ⅱ』で学んだことを基礎として、精神科病院に入院する対象を受け持ち、精神科病院の治療環境を理解し、精神を病む人と「人」として関わることの重要性和尊厳の意味を考察する。また、精神を病むことによって生じる日常生活の影響を把握し、必要な看護を実践する。さらに、チーム医療や多職種との連携、地域での社会資源に関する知識を活用し、地域で行う支援の実践を学ぶ。そして、同意の得られた加療中にある精神科疾患を伴う対象者を受け持ち、対象理解を深化させながら、対象のニーズに応じた看護過程の展開を学修する。

「在宅看護学」では、様々な発達段階、健康レベル、生活の場にある人々が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための、医療、看護、介護、予防、住まい、生活、子育て支援を行う地域包括ケアの看護実践を学ぶ。また、地域包括ケアを提供するためのケアサービスを提供する多機関・多職種連携や、医療職、看護職や介護職等、その人たちが住み慣れた家庭で生活を送るために支援するチーム協働についても学修し、地域での看護実践を展開するための基礎的資質を修得する。そのために、地域に存在する様々な人的、物的資源の有用性を理解し、多様な人々の価値観や背景を踏まえたうえで、在宅療養者やその家族の意思を尊重し、在宅療養を支える家族も包含した生活支援の方法についての学びを深める。

具体的には、2 年次後期に『在宅看護学概論』（1 単位）を設け、在宅看護の歴史や在宅看護が必要とされる社会的な背景をふまえ、在宅看護の目的・基本的な理念や関連する概念を理解する。在宅看護の対象者の特性と支援のあり方、活動の場・活動方法の特徴および在宅看護の役割と課題ならびにその支援の基盤となる訪問看護制度を学ぶ。さらに、在宅ケアにおけるケアマネジメントや地域包括ケアシステムの基本理念、関係機関・職種との連携の必要性、退院支援、在宅看護を支える制度と社会資源を学ぶ。また、3 年次前期には『グローバル化と在宅看護』（1 単位）を設定し、諸外国の社会情勢による制度の違いや文化の違いをふまえて、在宅ケアに関する諸制度、システム、関連機関・関係職種との連携・協働、サービスやケアを理解する。在宅ケアの対象の多様性とグローバル化する地域の特性から、日本に住む外国人のそれぞれの国の文化、特性への理解を深めるとともに、日本での在宅における在宅医療、ケアマネジメント、地域でのコミュニケーションスキル、医療・福祉の連携・協働とその課題についても学ぶ。

次いで、3 年次後期は『在宅看護援助論Ⅰ』（1 単位）を設け、『在宅看護学概論』で学んだことをもとに、在宅看護の対象である在宅療養者・要介護者とその家族のニーズ、療養環境に応じた在宅における基本的な日常生活援助並びに医療的援助におけるアセスメントから、生活の質的向上を目指した援助技術と危機管理の具体的展開方法を学ぶ。また、在宅での療養生活を送る上で注視すべき生活および医療上の課題に対する支援と地域包括ケアシステムにおける看護の役割、多職種との連携・協働についても学ぶ。ロールプレイで使用する問診票等の説明

資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用いて、在宅看護領域で使用する医療英語を学ぶ。続けて 4 年次前期の『在宅看護援助論Ⅱ』（1 単位）により、療養者とその家族、および対象を取り巻く環境と状況を理解し、各個人に応じた在宅看護を理解する。また、既存の看護学の知識を応用し、医療依存度の高い療養者や終末期ケア、予防を含めた在宅療養の看護とそのプロセスを段階ごとにアセスメントし、看護ケアについて、具体的な在宅看護の実践に結び付けることを学ぶ。ロールプレイで使用する在宅療養に関する説明資料は日本語版と英語版もしくは両方の言語が併記されているものを用いる。常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返すことで、在宅における医療英語の学びを深化させるとともに、多様性への対応を強化する。

そして、4 年次前期の『在宅看護学実習』（2 単位）により、訪問看護に必要な情報を収集し、療養者とその家族のセルフケアを促進するための看護援助の参加をとおして、訪問看護のプロセス、療養者とその家族のニーズ、在宅看護システムとケアマネジメント、訪問看護師の役割について学ぶ。さらに、個別の訪問看護事例を通して、看護過程の展開を行い、在宅療養者が利用できる社会資源とその活用方法、多職種との連携の実際について学ぶ。さらに、同意の得られた在宅看護の対象者とのコミュニケーションを図り、対象理解を深化させながら、在宅で実施する対象のニーズに応じた看護の方法を学修する。

「国際看護学」では、国際化する社会の中で暮らす多様な人々に対して、個人のニーズに沿った看護を提供するために、日本を含むそれぞれの国に見られる健康課題や医療・看護による健康への支援活動を概観することで、地球全体を人々が暮らす多様な地域と捉える視点を促す学びとする。なかでも、本学が位置する阪神地区は日本でも特に国際化社会の様相を呈していることを踏まえて、特色のある様々な地域や対象の理解を促し、個々人が求める看護が提供できる実践能力を育成する。また、海外を含め多様な対象者が集う場で臨地実習を行うことにより多様な文化や環境を知り、そこでの健康課題や医療および看護の実態を学ぶ。また、看護を提供する上で重要である人権意識を遵守する意識や、看護の本質とは何かについての考察を深める学びとする。

具体的には、1 年次前期では『国際看護学概論』（1 単位）を設け、グローバル社会に暮らす多様な人々を対象に、人々や物の移動に伴う感染症や疾病の特徴について理解を深め、彼ら/彼女らがもつ健康課題について学ぶ。また、日本人と共に暮らす定住外国人や訪日外国人および在外日本人がもつ健康課題や、それぞれに求められる健康支援や看護活動の実際についても学ぶ。そして、個人がもつ価値観や宗教、習慣等の文化的背景を考慮し、個人の人権を尊重した健康支援のあり方や科学的根拠に基づく看護ケアの実際、および、多様な場で展開されている国際的な健康支援と看護活動の実践を理解する。本講義を受講後、『国際看護学実習Ⅰ』（1 単位）を設け、阪神地区に在住する定住外国人を中心に、彼ら/彼女らのもつ多様性と出会い、その文化的、社会的、歴史的背景を理解し、対象者がもつ価値観や生活習慣および健康に影響を与える要因について学修する。また、幼児期から高齢者までの幅広い年齢層を対象として、それぞれの発達段階に応じた特徴と健康課題および健康支援や看護活動の実際を理解し、その対象者が暮らす地域の特徴や利用できる健康支援の人的、物的資源についても理解を深め、今

後の学習の基盤とする。加えて、看護専門職の倫理に基づいた姿勢で対象者とのコミュニケーションを図り、主体的に学ぶ姿勢を培う。そして、1 年次後期に『国際看護演習Ⅰ』（1 単位）を設定し、実践英語を基盤に据えて、外来での挨拶、声かけ、症状（痛み、発熱、下痢等）の聞き方および外来診療の介助等の英語表現を学ぶ。学生同士が看護職者と患者の双方の立場で自身の症状やそれに応じた外来診療の介助方法を英語で行う。英語版もしくは日本語と英語が併記されている問診票等の説明資料を用い、実践的かつ具体的な看護場面を設定してロールプレイを行い、学習内容の定着を図る。また、できるだけ簡易な日本語表現で物事を説明する方法についても学び、言葉の違いを乗り越えてコミュニケーションを図ろうとする態度や非言語的なコミュニケーションの知識を深める。

次いで、2 年次前期は『国際看護演習Ⅱ』（1 単位）を設け、『国際看護演習Ⅰ』を基にして、入院してから退院するまでの基本的な対象者の生活について、一連の経過に関する説明内容を、英語を用いて行うことを学ぶ。英語版もしくは日本語と英語が併記されている「診療申し込み書」「入院申し込み書」「入院歴の確認」「面会について」等の説明資料を用いて、入院申し込みや、病棟案内、入院中の生活や面会等入院生活を送るうえで必要な内容について、会話以外に、視覚教材や資料を用いて説明する工夫も学ぶ。さらに、病棟における基礎看護技術（全身清拭、足浴、洗髪、寝衣の交換、身体の移動、体位変換等）を実施する際の会話や説明方法について学ぶ。2 年次前期および後期科目として『国際看護学実習Ⅱ』（1 単位）を設け、訪日外国人や定住外国人・帰国者および在外日本人を対象とした健康課題や感染症対策および健康に影響を与える要因について学び、グローバル社会に求められる健康支援のあり方と看護の役割を理解し、将来的なキャリア形成の素地とする。また、医療現場では多言語を駆使した看護実践を学び、多様性のある対象者への理解と受容を深め、健康を支援する看護師としての対応や多職種との調整的役割のあり方も学び、多様性への看護を提供する学修の基盤とする。さらに、多様性を有する対象者にあった言語的・非言語的コミュニケーションや視覚による教材および IT を用いたコミュニケーションのとり方も学び、国際社会に対応する看護学生として、人権意識を遵守し、看護専門職の倫理に基づいた姿勢で、主体的に関わろうとする積極的な姿勢を促す。

3 年次前期には『国際看護演習Ⅲ』（1 単位）を設け、『国際看護演習Ⅰ』と『国際看護演習Ⅱ』で学んだ知識を復習しながら、小児、母性、高齢者、精神、在宅等の各専門看護学領域における主な医療英語を学修する。英語版もしくは日本語と英語が併記されている「呼吸器問診表」「循環器問診表」「消化器問診表」「小児科問診表」「精神科問診表」「産婦人科問診票」等を用いて、各専門領域の問診内容への理解を深める。また、厚生労働省が推奨している外国人向け多言語説明資料日英版の外来問診表を用いたロールプレイによる演習は、『国際看護演習Ⅰ～Ⅲ』で学修した後、各専門看護領域においても取り入れ、4 年間を通じて、何度も繰り返し継続して日本語と英語を併記した問診表を使用することにより、英語への抵抗感を緩和させる。視覚教材を用いた説明や工夫の在り方を考えながら投薬、点滴、安静、食事介助等に関する説明が行える学びとする。さらに、問診や入院場面、および診察の介助場面で求められる基本的な会話や説明は医療英語を用いて行う態度を身に付ける。そして、3 年次後期の『国際看護学実習Ⅲ』（1 単位）では、『国際看護学概論』と『国際看護演習Ⅰ』『国際看護演習Ⅱ』『国

『国際看護学実習Ⅲ』および『国際看護学実習Ⅰ』『国際看護学実習Ⅱ』を統合し、シンガポール、台湾、フィリピンおよびタイの看護系大学および関連病院において、講義、演習を通して現地の看護学生とともに諸外国における医療や看護の多様性を学ぶ。多様な環境や文化的背景を有する対象者への理解をより一層深め、国際社会に対応する看護学生として、人権意識を遵守し、看護専門職の倫理に基づいた姿勢で意思の疎通を図り、主体的に行動できる学びとする。同時に、日本語の母語話者以外の人たちとコミュニケーションをとることによるストレスや葛藤、沸き起こる感情等を体感し、日本で暮らす定住外国人や訪日外国人への共感を深める。

この他、4年次後期に『国際看護学実習Ⅳ』（1単位）を選択科目として設け、希望の学生を対象としてさらに多言語運用能力を高める。『国際看護学実習Ⅰ～Ⅲ』で学修した看護の場面において用いられる医療英語を復習しながら、英語以外に、定住外国人や訪日外国人の多数を占める中国人、韓国人、ブラジル人を対象にした、それらに必要な言語の学修を外国人向け多言語説明資料にある、「日ポルトガル語」「日中国語」「日スペイン語」版を用いて、外来診察時の問診内容や診察場面における対応方法、および入院時の説明を学ぶ。

最後に「統合分野」では、「看護探求学」の科目区分を設け、1年次から3年次までに学修した内容を統合し、多様な文化的、社会的、歴史的な背景を有する個人または集団に看護を提供する場において、多様なニーズを持つ複数の対象に対する看護実践を体験し、これまでに学んだ知識・技術・態度を統合すると同時に看護専門職者としての責務への理解を深め、自己の看護実践能力を強化する。また、看護の専門職としてよりよい看護実践を探求し課題解決に向けて取り組むための基本的な知識も学修し、将来的な研究活動の基盤を作ることで、生涯にわたって研鑽し続ける姿勢を育成する。加えて、卒業後のキャリア形成の中で、災害看護や国際的な看護活動へ従事する可能性を拡大するために、災害の種類や災害サイクルおよび災害時の医療救護活動のフェーズ（超急性期、急性期、亜急性期、慢性期、静穏期）と各期の看護等についての基礎的知識も学修する。

具体的には、4年次前期は『外国人診療』（1単位）を設け、定住外国人や訪日外国人等の多様性のある対象者への医療と看護場面の事例を通して、外国人診療を行う際に必要な病院の体制、活動、スタッフ教育および医療通訳等の多職種連携の実践を学ぶ。また、対象者が感じる心理的ストレスへの理解や受容のあり方に加えて、文化や価値観の相違に起因するトラブルや、留意点および対応策についても理解を深め、適切な対応方法を学ぶ。さらに、地域における定住外国人への支援、海外における看護、帰国日本人の感染対策、在外日本人の健康支援も学ぶ。4年次後期の『災害看護』（1単位）は、災害発生に備えた心構えと看護の方法を学び、平常時から地域全体で備えることの重要性とともに、被災時に被災地域や被災者の看護に必要な知識を学ぶ。災害が及ぼす人々への健康被害と災害に対する社会の取り組みについて理解し、災害時に求められる看護の役割と必要な看護支援活動について学ぶ。また、災害が社会の変化や地域の人々の暮らしと密接に関係しながら、人々の生命や生活に影響をおよぼすことを理解し、国際社会における災害看護の実践と諸問題および災害時の安全なケア環境の提供について学ぶ。

そして、4年次後期の『統合看護学実習』（2単位）では、国内外の医療機関を含む多様な看護の場面において、複雑多岐にわたる文化的、社会的、歴史的な背景を有する個人または集団

を対象として、対象が求めるニーズを提供するために適切な看護実践が行える学修とする。これまでに学んだ知識・技術・態度のすべてを統合すると同時に、看護の優先順位を考えた看護過程の展開やタイムマネジメント、多職種との連携等、学生自身が主体的に考え、行動ができることを目的とする。そして、看護専門職者としての責務への理解を深め、自己の看護実践を強化する。

この他、3 年次後期には国際的な看護研究と看護倫理に関する基本的な知識を学び、看護職として求められる科学的知識と分析能力および課題解決能力に必要な理論的思考について学習する『看護研究Ⅰ』（1 単位）、4 年次には『看護研究Ⅱ』（3 単位）を設定し 1 年間の講義と演習を通じて文献検索、文献レビューの方法を学ぶと同時に、主体的に担当教員と綿密な連絡をとりながら、研究課題・目的を明確にし、目的を達成する研究方法で研究計画書を立案し、研究課題の抽出、研究計画の立案、実施、分析、考察と、研究を展開する際に必要な一連のプロセスを学び、卒業論文をまとめる。また、その際に求められる倫理的配慮の具体的な内容についても理解する。看護研究を通して看護実践の探求を行い、研究成果の活用方法についても適用可能範囲や限界があることを理解し、専門職として、よりよい看護を探求する問題解決能力を向上させ、将来的な種々の研究活動の基盤を作る。そして、根拠に基づいた理論構築と理論的思考を深め、課題解決能力を養成する。

3. 科目の相互関連性

以上、2（1）から（3）では、国際看護学部が養成しようとする人材像に即して学生に修得させるべき能力を養成するカリキュラムについて、科目群毎に説明してきた。

以下においては、科目群を横断するかたちで説明をする。科目区分の枠内でそれぞれの科目がまとまりを持ち学生に必要な能力を修得させる構成となっていることは既述のとおりであるが、これにとどまらず、科目区分を横断してそれぞれの科目が相互に関連し、より効果的に学生の学びに資することが、グローバル人材としての看護師養成のために工夫された国際看護学部の教育課程の特長である。

（1）グローバル人材養成科目

国際看護学部では、全てのカリキュラムの中でも特に「グローバルコミュニケーション能力の向上」「多様性の理解と受容」「国際的な視野の涵養」に直結する内容を含む 28 科目をグローバル人材養成科目と位置づけている【別添資料 4】。

「総合科目」では、国際化する社会におけるコミュニケーションの手段として外国語を学修する科目、地域や国際社会の現状を学ぶ科目、看護に必要な人への理解や倫理観を海外の事例を取り入れた授業で学ぶ科目等を配置している。特に『医療人類学』（2 単位）および『大阪・神戸における多様な共生社会と文化』（1 単位）は、「専門科目」の『国際看護学概論』（1 単位）とともに 1 年次の早い段階で看護の対象者となる「人」への関心を高め、地域に暮らす人々の多様性について学生に気づきを与える科目であり、グローバル人材養成の基盤となる科目である。

「専攻科目」の【専門分野】では、基礎、成人、母性、小児、老年、精神、在宅、国際の全

ての区分にグローバル人材養成科目を配置している。エ. 2 (3) で述べたとおり、本学部では【専門分野】の中に国際看護学分野を設け、国際化する社会における看護の役割や個人のニーズに沿った健康支援のあり方から医療英語を使った看護実践までを学ぶ科目を配置している。この特徴的な科目群に加えて、基礎、成人、母性、小児、老年、精神、在宅の各分野にもグローバル人材養成科目を配置している理由は、国際化する社会において、健康課題や看護の対象となる人々の多様性への理解と受容、そして、その多様性をもつ対象者一人ひとりに応じた看護の在り方を考え実践する能力を培うためには、基礎、成人、母性、小児、老年、精神、在宅の領域ごとの個別的な事例を通してグローバルな視野を涵養する教育が欠かせないと考えからである。例えば、「基礎看護学」においては1年次に『グローバルヘルスと看護』(1単位)を設け、諸外国の社会福祉制度や看護の課題に取り組む国際的組織について理解し、看護の対象者の社会的背景や環境の違い等に起因する人々の多様性に応じた看護を実践するための知識を学ぶ。

このように、「専攻科目」の全ての分野で講義形式のグローバル人材養成科目を体系的かつ経年的に配置し、「総合科目」と合わせて、学部全体でグローバル人材としての看護師を養成していく。

(2) 基礎分野の実践英語と専門分野の医療英語とのかかわり

①英語科目の関連性

大手前大学では、従前よりグローバルコミュニケーション能力の向上を重視し、平成 26 (2014) 年 4 月に国際教育インスティテュート (Institute of International Education = IIE) を立ち上げ、国内外で活躍できる人材を養成する教育を行う体制を整えるとともに、国際教育に関する研究を行ってきた。そして、英語教育を専門とする専任教員を中心に、大手前独自のプログラム LE0 (Language Education of Otemae) による教育を行ってきた。

LE0 では、語学学修においてもっとも大切なことを人間関係と捉え、互いを知るための言葉(英語)が自然な形で口から出てくるようなコミュニケーション能力の習得を重視している。「総合科目」の「グローバル社会と言葉」に配置している英語科目は、LE0 の教育メソッドを取り入れ、「英会話」だけでなく、「読む」「書く」「聴く」「話す」という語学学修の 4 要素をバランスよく学ぶ。また、1 年次の『Practical English I for Nurses』『Practical English II for Nurses』(各 1 単位)では、将来のキャリアを見据え、看護の対象となる人々が日常的に使う英語を、諸外国の文化にも触れながら学修する等、単語や言い回しを覚えて話すのではなく、相手を理解し受容する姿勢を重視した学修内容としている。

1 年次後期からは、「総合科目」の英語科目で学修する実践英語の内容を引き継ぐかたちで、看護師として対象者とのかかわる際に必要な英語を学ぶ。『国際看護演習Ⅰ』(1 単位)では、外来での問診の取り方や診療の介助等をロールプレイにより学び、英語力のさらなる強化を図る。また、2 年次前期の『国際看護演習Ⅱ』(1 単位)では、療養中の入院患者を対象とした病状把握や日常生活援助に必要な医療英語を、3 年次前期の『国際看護演習Ⅲ』(1 単位)においては各専門看護学領域における問診や入院時の説明についての医療英語を学び、3 年次から開始する専門看護領域の演習にも反映させ、継続的に反復性をもって英語の使用を日常化していく科

目配置としている。

また、看護学の各領域において、基礎分野では看護技術科目、それ以外の分野では援助論科目で、複数言語を用いた入院時説明資料を用いて常に英語での表現を意識しながら実践形式での演習を繰り返し行うことは、エ． 2（3）で述べたとおりである。

これらの科目が相互に密接に関連しあい看護の場における学生の英語コミュニケーション能力を向上させていくことになる。これらの段階的な学びの体系を示した「国際看護学部の英語教育」の概念図は【別添資料 5】のとおりである。

②英語教育のフォロー体制

①で述べたような英語学習を行うにあたっては、学生の英語力を随時評価し、適切なフォローを行うことが必要である。国際看護学部では、英語科目の成績に加えてプレイスメントテスト、TOEIC®、医学英語検定等の民間試験も利用して学生の能力を把握する。その上で、英語が堪能な専任教員が週一回の勉強会を通して習熟度が十分ではない学生をフォローするほか、英語力の更なるレベルアップを目指す学生についてもサポートする体制をとる。

また、語学力向上や医学英語検定の合格にむけての英語学習の環境整備として、資格サポートセンターを利用した有料講座の受講機会と、自主学習スペースを提供する。

資格サポートセンターでは、試験対策専門の外部講師による TOEIC®対策講座等を有料で開講しており、学生は学内で申し込みをし、受講することが可能である。加えて、学生の英語力向上を大学として推し進めていくため、日本医学英語検定試験の受験料をサポートする（学生一人あたり在学中に 1 回のみ）。これにより英語力向上はもとより学生のモチベーションの維持をも図っていく。

自主学習スペースについては、国際看護学実習室を提供し、学生は授業が行われていない時間帯に自由に入出りできることとする。国際看護学実習室は校舎のうち国際看護学部専有部分の最下層にあたる 3 階に位置しており、1 階の図書館との距離も近く、自主学習する環境として適している。学生同士で授業の振り返りや予習を行うことが可能なほか、留学生を受け入れている時期には、留学生との交流を通して英語に対する特別感や抵抗感を軽減し、英語に慣れ親しむ環境を提供する。

（3）キャリア形成関係科目

建学の精神の中核をなす専門職者としての意識や将来設計を学ぶキャリア形成関係科目として、1 年次前期に『キャリアプランニングⅠ』（1 単位）、2 年次前期に『キャリアプランニングⅡ』（1 単位）を設けている。これらの科目においては、看護や医療等の健康に関する時事問題を取りあげて自らの意見を述べるができるようにするとともに、看護師、助産師、保健師のそれぞれの役割と職責も学ぶことで、専門職としての活動内容や多職種との連携等を学び、将来の学生自身のキャリア形成を考える契機とする。大学院への進学や保健師・助産師資格取得を望む学生への相談もこれらの科目内で行う。教員がⅠ・Ⅱを継続して担当することできめ細かな教育を行い、3 年次後期の『看護研究Ⅰ』（1 単位）と 4 年次通年の『看護研究Ⅱ』（3 単位）での学びにつなげる。

併せて、多様性を有する幅広い年齢層の人々を対象に看護を提供する専門職を養成するため、入学直後の早い時期（1 年次前期）から、対象者への接遇を学ぶ『看護のための接遇演習』（1 単位）を選択科目として設け、対象者が安心して医療を受けるために必要不可欠な看護師の態度や言葉かけや服装等について学ぶ。同時期には『医療コミュニケーション』（1 単位）も開講され、看護をする上で必要な対象の状態把握について、観察項目と同時にこういった内容の会話をすることで対象の背景や日常生活を理解することができるのかを学ぶ。これらにより、早期に専門職としての意識づけ、将来のキャリア形成に対する動機づけを図る。

（４）ストレスマネジメント科目

人の命に寄り添う看護の専門職は、対象者やその家族が遭遇する生死の場面に立ち会う職業であり、仕事上のストレスや葛藤が多く、その職責は医療事故防止の観点からも常に重いものとなる。また、多職種が協働する職場環境における人間関係の構築も複雑であり、離職率を押し上げる一因であることから、国際看護学部では看護職者の心身の健康に着目した科目を設け、「へこたれない」看護師を養成するために、心身の健康についての正しい知識を得ることを目的とした「スポーツとセルフケア」の科目区分を設けている。1 年次前期には学生自身にあった継続可能な運動を自ら考えることを学ぶ『スポーツ生理学』（1 単位）を設け、スポーツを行うことによるストレス解消や身体全体の調和を促す効果などを学ぶ。そして、1 年次後期には『スポーツと健康』（1 単位）を設け、看護職に求められる持久力を維持するための自己の健康管理や身体のケアについて学び、卒業後には、ここで学んだストレス解消方法を活用し体力向上に取り組めるような科目設定としている。さらに、2 年次前期には『カウンセリングスキル』（2 単位）を設け、傾聴する際の姿勢、看護師としての目線、対象者との対峙方法および話を聞く際の会話力を育てる。言語的・非言語的コミュニケーションについても学びを深め、対象へのアプローチの多様性を理解する。これら一連の学びにより、対象者とのよりストレスの少ないスムーズな関係構築の手法を学ぶ。

（５）教養教育

国際看護学部の教養教育は、国際化する社会で暮らす人々の多様性とその多様性を形成する要因を理解した上で、お互いを尊重する考え方や態度を身に付け、各個人が有する多面的な価値観や伝統、および生活様式の多様性を受容する豊かな人間性を形成することに重点を置く。そして、これらの素養を必修科目で学修するカリキュラムとなっている。

総合科目では、『キャリアプランニングⅠ』『キャリアプランニングⅡ』『Practical English I for Nurses』『Academic Writing & Debate』等の科目を通して、必要な情報を自ら収集し、ものごとの本質について深く考えること、また自分の考えを外国語を含む言葉で表現する資質を養う。また、パソコンの基本操作や看護研究に必要となる統計の知識を学ぶ『情報活用Ⅰ』『情報活用Ⅱ（含統計処理）』や、看護専門職としての倫理的判断能力を高める『生命・医療倫理』、医療・健康・病気を国家や民族における文化の多様性にも着目して学ぶ『医療人類学』、地域に暮らす人々の多様性について地域に根差して活動する団体等の代表者から学ぶ『大阪・神戸における多様な共生社会と文化』等を配置し、価値観の多様性を踏まえた教養を身に付け

る。

専攻科目でも、諸外国の看護の実際や人々の多様性とそれに対応する看護の在り方等を各領域の個別的な事例を挙げながら学ぶグローバル人材養成科目を配置している。諸外国の社会福祉制度や看護の課題に取り組む国際的組織について理解し、看護の対象者の社会的背景や環境の違い等に起因する人々の多様性に応じた看護を実践するための知識を学ぶ『グローバルヘルスと看護』など、基礎、成人、母性、小児、老年、精神、在宅、国際のすべての領域を通して国際化する社会に対応しうるグローバルな視野を涵養し多様性への受容を高める。また定住外国人や国内外からの移住者が滞在する阪神地区の実習施設や地域に根差した活動を行う NPO 団体等で実習する『国際看護学実習Ⅰ』等の科目を通して、社会人として必要なコミュニケーション能力を高め、国際化する社会に対応し多様性を理解・受容する資質を養う。

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 基本的な考え方と特色

これまで述べてきた国際看護学部の人材養成目的と教育課程編成の特色を実現するために、臨床経験が7年以上を有する者を中心に、臨地での新人・既卒を対象にした臨床教育経験等が豊富な専任教員（教授、准教授、専任講師、助教）32名および助手3名を配置する。また、ネイティブの教員に加えて、海外での学位取得者や看護師免許取得者および看護師としての勤務経験を有する者や JICA の海外青年協力隊員で海外生活が2年以上の者を積極的に採用する。

中心となる研究分野は、①「基盤専門看護学分野」、②「生涯発達看護学分野」、③「国際地域看護学分野」であるが、看護実践力を培い国際化する社会で活躍する看護師を育成するべく医学・英語学・文化人類学分野の専任教員をも配置した教員組織を構成することとする。

① 【基盤専門看護学分野（基礎看護学領域、成人看護学領域）】 11名

教授2名、准教授2名、専任講師5名、助教2名を配置

② 【生涯発達看護学分野（母性看護学領域、小児看護学領域、老年看護学領域）】 9名

教授2名、准教授0名、専任講師3名、助教4名を配置

③ 【国際地域看護学領域（精神看護学領域、在宅看護学領域、国際地域看護学領域）】 9名

教授2名、准教授2名、専任講師1名、助教4名を配置

④ 【医学分野】

教授1名

⑤ 【英語学分野、文化人類学分野】

教授1名、准教授1名

2. 専任教員の年齢構成等

配置される専任教員の職位は、教授8名、准教授5名、専任講師9名、助教10名の計32名である。専任教員のうち、博士号取得者7名、海外学位取得者8名、海外留学・勤務経験者

10 名である（重複記載）。各科目担当者は、専任教員、非常勤講師ともに、専門分野とその業績に応じて適切に配置されている。また、それぞれの専門研究領域で優秀な業績をあげている若手教員もできるだけ多く任用することにより、ベテランから若手まで、バランスのとれた教員の年齢構成となり、教育・研究水準の維持向上および教育・研究の活性化が期待できる。今後もバランスのとれた年齢構成を実現するために、本学の将来構想と長期的視点から全学的な教員採用計画を策定することとしている。

専任教員 32 名の中で、完成年度以前に満 65 歳の定年退職となるものは 4 名のみで、完成年度までの教員組織の維持に問題はない。本学の教員の定年に関する規程は、【別添資料 6】に示すとおり大手前学園就業規則第 18 条において満 65 歳をもって定年退職するものとしている。

ただし、任期付教員任用規程【別添資料 7】を制定しており、学園の教授または准教授であった者で定年退職した教員、または 65 歳以上で本学の教授または准教授としての資格を有する者について、72 歳未満の者に限り特別任用教員（2 号教員）として任用することができる。また、満 72 歳未満で本学教授または准教授としての資格を有する者を特別待遇教員（3 号教員）として任用している。

国際看護学部専任教員のうち、完成年度以前に満 65 歳の定年退職となるものは 4 名で、任期付教員任用規程に基づき、本学部の完成年度までの雇用を機関決定している。

定年あるいは任期付教員任用規程により任期満了で退職した教員の後任については、同分野の教育・研究実績を有する若手教員を新たに公募のうえ雇用し、教育・研究の継続に支障をきたさないよう、またスムーズに新陳代謝が進むよう教員を配置することとする。

なお、専任教員中、学年進行中の他大学の看護系学部から採用する教員は 1 名である。当該教員は現勤務校の所属長から平成 30 年度末での退職の承諾を得ており、本学の就任に問題はない。国際看護学部が開学する大阪からはかなり遠方の大学に現在は勤務中であるが、もともとは大阪の出身であること、また多忙な現勤務校業務の合間の休日を利用して本学の開催する「就任予定教員会議」に幾度も出席いただき積極的・建設的な意見をいただくなど意欲的に学部設置にかかわっていただいております、これらの点からしても国際看護学部就任にあたっての支障はない。

3. 研究体制

定期的に看護研究に関する FD を開催し、研究倫理、研究計画書、倫理審査等、研究に伴う知識の強化を図り、研究への意識を高めながら看護研究の機運を促成する。また、各領域責任者による若手教員に対する研究助成申請書等の作成指導や科研費等の外部資金獲得に向けた取り組みを指導し、着実な成果へと導く。その際、各領域や、各学部との共同研究も推進することにより、研究課題のオリジナリティや研究手法の拡大も図る。さらに、臨地との連携も強め研究成果を臨地の看護実践にフィードバックできる看護研究を探究する。加えて、諸外国の学術交流協定校における教員との連携も深め、積極的な国際看護共同研究を推進する。

カ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 基本方針

(1) 社会人基礎力養成のための C-PLATS®

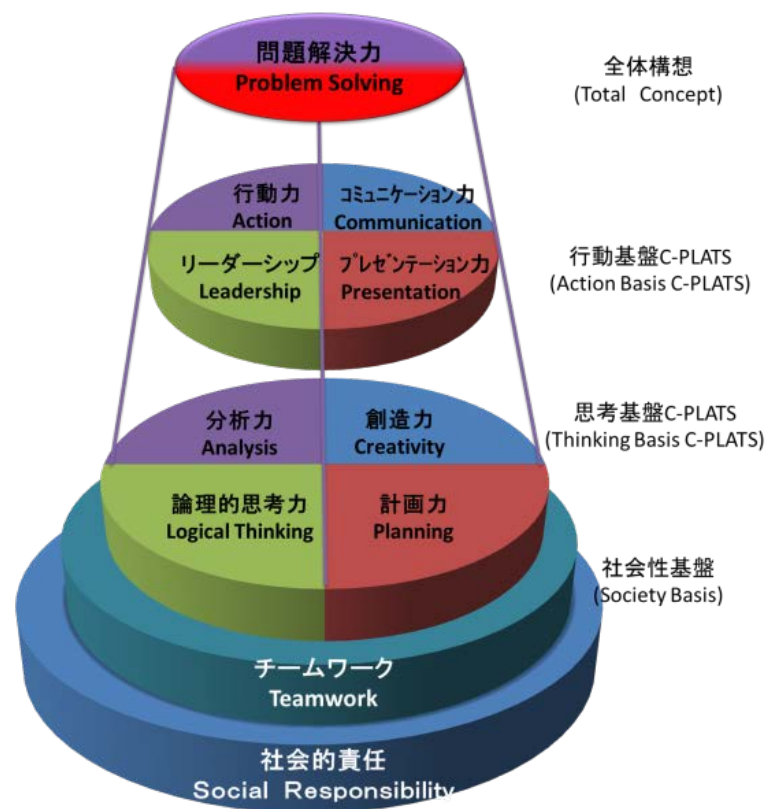
国際看護学部では、卒業要件 124 単位のうち 117 単位を必修科目とし、指定規則に基づく 97 単位に加えて、社会人として必要な幅広い教養に加えて多様性への理解やグローバルコミュニケーション能力を養成する科目を擁する教育課程を展開し、本学が提唱するグローバル人材としての看護師を養成する。開講する科目は、学修効果を考慮し講義・演習・実習の授業形態で行うものとし、体系的に看護専門職としての知識・技能が修得できるよう、各学年に適切に配当する。

開講するすべての科目は、大手前大学が社会に貢献できる価値ある人材に涵養すべき能力を独自に定め体系化した「C-PLATS ®能力体系」に基づき、学生の能力開発を意識した内容とする。

C-PLATS ®とは、問題解決能力を発揮するために必要なコンピテンシーの頭文字を取った造語で、3つの能力基盤と10のコンピテンシーから構成されている。

C-PLATS ® 3つの能力基盤と10のコンピテンシー

能力基盤	コンピテンシー
行動基盤	コミュニケーション力 (C)ommunication) プレゼンテーション力 (P)resentation) リーダーシップ (L)eadership) 行動力 (A)ction)
思考基盤	創造力 (C)reativity) 計画力 (P)lanning) 論理的思考力 (L)ogical Thinking) 分析力 (A)nalysis)
社会性基盤	チームワーク (T)eamwork) 社会的責任 (S)ocial Responsibility)



C-PLATS®体系図

教員は担当授業科目のシラバスにコンピテンシーごとに定められた 10 段階の評価基準を設定し、学士課程在学中に第 3 段階までの能力を身に付けることを目標としており、国際看護学部授業科目においても C-PLATS®を意識した授業内容となるよう努める【別添資料 8】。能力開発型教育に重きを置いた授業を行い、学生が自然に問題解決能力を身に付けられる仕組みを整えている。

(2) eI-Campus

本学では、Web サイトによる学修管理システム「eI-Campus」を開発しており、国際看護学部もこれを導入する。本システムは、本学がこれまで取り組んできた e ラーニングや通信教育において蓄積されたノウハウを生かした学修管理システムと、e ポートフォリオおよびポータルシステムの機能とを融合した、本学独自のクラウド型 Web システムである。

このシステムは、学生ごとにプレゼンテーションの映像、各種レポートをデータとして蓄積し、成長の度合いを可視化するとともに、上述した C-PLATS®の目標設定、自己評価を記録することができるものである。

(ア) 学生は、このシステムを次のように活用している。

- a) 「各種お知らせ」にて大学・教員からの情報を得る。
- b) 授業に関する配布資料をダウンロードし、予習・復習する。

- c) 課題・レポート等をデータファイルで提出する。
 - d) e ラーニング授業にオンデマンドでアクセスし、受講する。
 - e) レポート、発表資料、論文、制作物などの学修成果物を「マイノート」フォルダに蓄積する（別途プレゼンテーション動画が担当部署により順次追加される）。
 - f) 「レポートの書き方」、「タイピング練習」等の自習用教材で学修する。
- (イ) 教員も、このシステムを次のように利用し、学生・教員間のコミュニケーションのツールとしても活用されている。
- a) 授業に関する資料の事前掲載、レポート課題、テスト教材、アンケートその他の教材等を作成する。
 - b) 学生の学修の進捗状況を確認する。
 - c) 学生の授業への出欠席情報を入力・確認する。
 - d) 学生から提出された課題について評価・採点する。
 - e) 授業に関する質問に対する回答等、履修者に必要な情報を提供する。

前項のような社会人基礎力を意識した体系的な学びと、これを支える本学独自の先進的なシステムを十二分に活用し、国際看護学部看護学科では所定の単位を修得し、学位授与方針の要件を満たすものに学士（看護学）の学位を授与するものとする。

なお、ア. 3 で述べた国際看護学部看護学科のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーは履修要項、Web サイト等にて広く周知する。

2. 教育方法及び履修指導方法

国際看護学部で開講する科目の内容と特色および教育効果を考えたそれらの関連性についてはエ. 2 で述べたが、ここでは科目区分毎に教育方法及び履修指導方法について述べる。

(1) 総合科目

指定規則に定める「科学的思考の基盤」および「人間と生活・社会の理解」に相当する科目のほか、建学の精神の中核をなす教養科目、多様性の理解とグローバルコミュニケーション能力を培う科目を含む 24 科目 27 単位を厳選して開講する。

これらの科目は本学部の学生のみを受講の対象として開講されるため、総合科目の学びの中でも医療や保健衛生等、看護に関連する事例をできる限り取り上げることが可能であり、看護師養成に係る専門科目への学びにつながる授業内容となっている。

総合科目をグローバル人材としての看護師養成の基盤と位置づけていること、また 2 年次以降の専門科目の実習科目等の展開を考慮し、配当年次を概ね 1 年次に設定しているが、「リベラルアーツ」および「グローバル社会と言葉」については 2 年次、3 年次、4 年次にも科目を配当し、経年的かつ体系的な学修とする。

教育方法は、各科目の学習効果を考慮し講義科目、演習科目、実習科目を適切な時期に設定する。このうち「グローバル社会と言葉」の『Practical English I for Nurses』および『Practical English II for Nurses』については、入学時に実施するプレイスメントテスト

に基づき学生を3つに分割する能力別クラスとし、1年次後期の『国際看護演習Ⅰ』の基盤となる学びを、大手前大学が独自に取り組んできた“使える英語”を学ぶコミュニケーションプログラムであるLEO (Language Education of Otemae) で培ってきた手法を用いて、ネイティブスピーカーの教員によって行う。『大阪・神戸における多様な共生社会と文化』においては、地域に根差して活動する団体の代表者等から直接学ぶ機会を提供し、阪神地区の多様性とそこで生活する人々との共生について理解を深める。『キャリアプランニングⅡ』においては、臨床経験を有する教員、保健師資格を有する教員が、臨床現場での多職種連携の具体について教授を行い、個々の学生の将来を見据えたキャリア形成を促す。また、『看護のための接遇演習』については、学習効果を考慮して1クラスの上限人数を40名とする。

履修方法は、「リベラルアーツ」から3単位必修、「グローバル社会と言葉」から3単位必修、『看護のための中国語』と『看護のための韓国語』のいずれか1単位を選択必修、『Basic Communication in Global Context』『Listening & Speaking in a Global Society』のいずれか1単位を選択必修、「グローバル社会と文化」から3単位必修、「科学と情報」から6単位必修、「スポーツとセルフケア」から2単位必修、さらに「リベラルアーツ」「グローバル社会と文化」の選択科目から合計3単位以上、計22単位を履修するものとする。

（２） 専攻科目：専門基礎分野

専攻科目のうち専門基礎分野では、国際看護学部で専門教育を修得するための基本的な知識として、健康や疾病を理解する基礎医学関連科目や人体への科学的根拠に基づく理解を深める「人体の構造と機能」と「疾病の成り立ちと回復の促進」、社会保険制度や遵守すべき医療関係法規を学び看護職としての倫理観を身に付ける「健康支援と社会保障制度」の科目区分を設ける。さらに、グローバル人材として多様性の受容をはかる上での根幹となるスキルとして、人の発達に関する知識やカウンセリング技法や看護専門職としての適切なコミュニケーションを学ぶを科目区分として設け、専門基礎分野として20科目27単位をすべて講義形式で開講する。

教育方法は、「人体の構造と機能」区分科目においては、本学健康栄養学部の教員が多くの科目を担当する。『解剖生理学』『病態生理学』および『臨床栄養学』は2単位とし、人体の構造等をしっかりと理解して看護ケアに活かせるようにしている。「疾病の成り立ちと回復の促進」区分科目においては、医師資格を持ち臨床経験も豊富な教員が専門知識に基づいて、看護に必要な最新の知見を教授する。専門基礎分野は指定規則においては21単位とされているところ、国際看護学部は27単位を充てており「他者理解とコミュニケーション」という科目区分を設けて、看護師に求められる対人コミュニケーション能力を養成することを重視している。具体的には『カウンセリングスキル』は必修かつ2単位とし、本学の心理学専任教員が担当し多様な対象者に適切な対応ができる学びを提供する。

履修指導については、専門基礎分野においては全ての科目を必修とし、1年次から2年次にかけて学生全員に履修させる。

（３） 専攻科目：専門分野

専門基礎分野での学修を基礎として、「基盤専門看護学分野」、「生涯発達看護学分野」「国際地域看護学分野」および「統合分野」の４分野を設定し、分野ごとに教育効果を考慮して講義、演習、実習の形式で配置する。

上記の４分野においては、『国際看護演習Ⅳ』を除くすべての科目を必修とし、看護専門職として必要な単位に加えて、グローバル人材としての看護師に必要な能力を身に付ける。まずは基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、国際看護学の各領域において、基盤となる概論科目を受講し、必要な知識を講義形式で学修する。なお、概論科目では、本学教育課程の大きな特徴であるグローバル人材としての看護師養成の一環として、カリキュラムポリシーに基づき社会の国際化を反映した科目を配置し、各分野を通したグローバルな視野と看護における課題を理解するものとする（【別添資料 4】参照）。次に、対象者への具体的援助方法を学ぶ援助論をはじめとする演習科目において、実際の臨床現場で必要となる援助技術を学び、実習につなげる。

教育方法については、専攻科目の多くを共同科目とし、それぞれの専門分野において経験と実績のある教員の知見を学生に効果的に教授する工夫をしている。また視聴覚教材（デジタル教科書）を採用し、動画を利用してより具体的な学びを提供する。１年次前期から４年次後期にわたって配当されている実習科目では、対象者への理解を深め、その多様性を知るとともに文化的・社会的背景の違いやそれによる価値観の相違を受容しながらあらゆる対象者に適切な看護を自信をもって行うことができるよう、基礎看護学実習を指定規則より１単位多く設定するとともに、国際看護学領域に実習を３単位配置し、大阪府、兵庫県下の幅広い地域および海外の多様な施設において実習を展開する。

以上の履修方法を図示すると【別添資料 9】のとおりである。

３．卒業要件

国際看護学部看護学科においては、卒業に必要な単位数を科目区分毎に下表のとおり定めている。

科目区分			1年次		2年次		3年次		4年次		最低限修得しなければならない単位数
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
総合科目	基礎分野	必修	12	3	1	—	1	—	—	—	22単位以上
		選択必修		1	1						
		選択	3単位以上								
専攻科目	専門基礎	必修	5	6	9	7	—	—	—	—	必修27単位
	専門分野	必修	5	5	6	12	16	16	10	3	必修73単位
年間計			37単位以上		36単位以上		33単位以上		13単位以上		124単位以上

上表の必要単位を修得した上で、入学時からの通算 GPA が 1.5 以上であることを卒業の要件とする。

履修科目の登録の上限については、学生の学修時間の確保、学修の質保証の観点、正課外活動の時間の確保の観点、そして学生に過度の負担がかからないようカリキュラム編成や履修登録上の配慮等の観点から、1 年次は通年で 40 単位、2 年次から 4 年次までは前期・後期各々 20 単位として設定して履修指導を行う。

国際看護学部履修モデルは【別添資料 4】、時間割モデルは【別添資料 10】のとおりである。

キ. 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

現在、本学は、兵庫県西宮市のさくら夙川キャンパス、併設の大手前短期大学と共用している兵庫県伊丹市のいたみ稲野キャンパスおよび併設の大手前栄養製菓学院専門学校と共用している大阪大手前キャンパスの計 3 キャンパスを有している。新設学部の国際看護学部は 1 年次から 4 年次まで大阪府大阪市中央区の大阪大手前キャンパスで学ぶこととする。

大阪大手前キャンパスは、地下鉄谷町線・京阪本線天満橋駅から徒歩 5 分に位置し、交通至便で大阪府庁などをはじめとする官庁街の中心に位置し、校舎の目前には緑につつまれた大阪城公園がひろがり、近隣には複数の大規模医療機関や教育機関も隣接しており、大阪市の中心部にもかかわらず看護教育を行う場所としてふさわしい環境である。校地面積は 2,462 m²あり、A 棟 2 階には、学生食堂である「Judy's Kitchen」を設け、大手前栄養学院専門学校卒業生の栄養士・管理栄養士が考案し、カロリー計算もされた昼食メニューを提供する。また、A 棟 1 階コミュニケーションホールでは、コンビニエンスストアが営業しており、文具類・飲料・軽食を用意し、学生の利便性に配慮している。さらに同キャンパスの B 棟 3 階にはキャンパス内共用運動施設として、フィットネスルーム(100.67 m²)が設置されており、週に 2～3 日、放課後の時間帯に体育教員やインストラクターを配置し、学生がフィットネス機器を安全に利用し、リフレッシュできるように開放している。B 棟 1 階にある大手前栄養製菓学院専門学校製菓学科が運営する製菓販売実習施設 Café「FOGLIA (フォリア)」では、学生が製菓実習で製作したケーキ等が試食できるコーナーがあり、学生の憩いの場となっており、国際看護学部の学生も利用可能である。

校地面積は、さくら夙川キャンパス 24,108 m²、いたみ稲野キャンパス 22,833 m²（大手前短期大学と共用）、大阪大手前キャンパス 2,462 m²（大手前栄養製菓学院専門学校と共用）であり、運動施設としての西宮総合グラウンド 20,609 m²（兵庫県西宮市、大手前短期大学と共用）を有し、本学全体では 70,012 m²と大学設置基準を上回っている。

運動場は、大阪大手前キャンパスには設けていない。いわゆる都市型キャンパスであり近隣に運動場の確保が困難であるためであるが、開講予定のスポーツ系科目について体を動かす必要がある場合は、校舎内の上記フィットネスルームを利用するため教育への支障は生じない。

クラブ活動等で大阪大手前キャンパスから他 2 キャンパスの運動場へ移動が必要な場合は、大学にてスクールバスを運行するなどして移動の便宜を図る（移動に要する時間は約 50 分）。なお、国際看護学部で講義では利用しないが、西宮総合グラウンドには、多目的グラウンド、テニスコート 5 面、弓道場、フィットネススタジオ、アスレチックジム、講義室および運動部部室などを整備している。また、いたみ稲野キャンパス内にある多目的コートは 1,220 m²でフットサルなど各種競技が可能なコートを整備している。

学生が休憩や交流や憩いの場として自由に利用できる場所としては、上述の学生食堂である「Judy's Kitchen」と Café「FOGLIA（フォリア）」に加え、主に国際看護学部が使用する新校舎（大阪大手前キャンパス C 棟）と B 棟の間の空地、C 棟 3 階バルコニー部分がある。これらの場所にはテーブルセットを設置するなどして学生の憩いの場となるように整備する。

2. 校舎等施設の整備計画

校舎については、さくら夙川キャンパス 21,431 m²、いたみ稲野キャンパス 11,507 m²（大手前短期大学と共用）、大阪大手前キャンパス 10,509 m²（大手前栄養製菓学院専門学校と共用）であり、本学全体では 43,447 m²となり、大学設置基準を上回っている。

国際看護学部の学生が学ぶ大阪大手前キャンパスは設置の趣旨を踏まえ必要かつ十分な施設設備を整備する。

具体的には、大阪大手前キャンパスでは、新築する C 棟の大部分を国際看護学部の専用校舎とし、看護師養成施設として必要な教室や実習室を整備すると同時に大学として必要な実習機器類を充実させる。実習室については、国際看護学実習室、基礎看護学実習室、成人・老年看護学実習室、母性・小児看護学実習室、精神・在宅看護学実習室を整備する。複数の領域で共用する実習室が 3 つあるが開講時期が同一である母性と小児、精神と在宅の各分野については、時間割をずらして開講するため問題は生じない【別添資料 11】。

講義室についても必要十分な数を整備しているが、複数の教室には移動式の間仕切り壁を設けて語学科目をはじめ少人数教育にも対応できる仕様としている。もちろん全ての実習室・講義室においては最新の ICT 教育に対応できるよう Wifi 設備等を整える。国際看護学実習室においてはアクティブラーニングに適した教具を配置しており、講義・実習時には双方向での学びを可能とし、講義等で使用していない時間は学生に開放することで学生自身の学びの深化や国家試験取得や就職に向けて互いが高めあいながら学ぶことのできるスペースとする。

なお、必要な設備については、開設時から支障なく教育・研究を行うために完成年度までの間ではなく開設前年度に全て購入し整備することから特段の支障はない。

また、学生ホール、図書館は専門学校との共用施設として利用する。専任教員研究室は、各自の研究と学生に対する教育・研究指導を行うにあたり十分な広さと設備が整備されている。さらに、研究室外での学生と教員のコミュニケーションや学生同士の交流の場として、7 階の専任教員研究室そばに交流スペースを設けるとともに、8 階講師控室のすぐそばにミーティングコーナーを設置し、専任教員のみならず非常勤講師とも学生がコミュニケーションがとりやすい環境づくりを行う。

大阪大手前キャンパスを共有している専門学校との施設共用については、講義で共用する施

設はフィットネスルームのみであるところ、同室の専門学校講義での使用は週に 2 回であることから時間割調整により授業の重複などの支障はなく、教育課程に沿った時間割で実施する【別添資料 12】。

なお、専門学校については、次のとおり専修学校設置基準および大阪府私立専門学校設置認可等に関する審査基準を満たしており、必要な各施設設備についても整備することから運営において支障はない。

・基準校舎面積と大手前栄養製菓学院専門学校校舎面積（単位：㎡）

平成 30（2018）年 4 月 1 日時点の専門学校 総定員数

学科及び属する分野	入学定員	総定員
栄養学科：2 年制	80 名	160 名
製菓学科：1 年制	40 名	40 名
衛生関係分野	120 名	200 名

基準校舎面積				大手前栄養製菓学院専門学校		
課程 区分	学科の分 野の区分	学科の分野と生 徒総定員の区分	基準面積 算定式	学科名	基準面積	現有面積
専門 課程	衛生関係	41 人以上	260+3.0×(生 徒総数－40)	栄養学科	740.00	3,189.99
				製菓学科		2,904.15
計					740.00	6,094.14

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学図書館はさくら夙川キャンパスのメディアライブラリーCELL（以下「CELL」という。）といたみ稲野キャンパスの伊丹図書館（以下、「伊丹館」という。）、大阪大手前キャンパスの大阪図書館（以下、「大阪館」という。）の 3 館から構成される。本学学生は所属キャンパスに関わらずいずれの図書館も自由に利用することができる。

CELL は主に人文科学系の 3 学部の 2 年次以上が使用する、学習と教育、研究機能を併せ持った、いわば本館である。伊丹館は 1 年次と大手前短期大学生が共用するため、主に入門的・教養的な機能が中心となっている。大阪館は健康栄養学部 2 年次以上と大手前栄養製菓学院専門学校の学生が利用している。蔵書構成も栄養学や製菓が中心であるが、大阪大手前キャンパスに国際看護学部が設置されることに伴い、大阪館には看護学とその関連領域の蔵書が加わることになる。

CELL は面積 1,724 ㎡、座席数 265 席。1 階閲覧室には学習支援センター、資格サポートセンター、IT サポートセンター、教職支援センターが設置されているほか、cell と呼ぶ小部屋が 5 室、外側に 8 室あり、少人数による授業のほか、学生たちのグループ学習、展示会、勉強会などに活用され、正課・課外を問わず、自主的な学びをサポートする場となっている。本学が目指すべき方向性や教育のあり方を凝縮した CELL は新時代の大学図書館として高く評価されており、第 25 回日本図書館協会建築賞（平成 21 年）、第 14 回公共建築賞近畿地区優秀賞

(平成 26 年) など数多くの受賞歴を持ち、マスコミでもたびたび紹介されている。蔵書数は図書約 27.9 万冊、雑誌は約 2,050 タイトル、視聴覚資料約 6,000 タイトルで、リベラルアーツ教育を反映して所蔵分野に顕著な偏りはないものの開学以来の教育・研究分野の実績を反映して歴史、美術、英語・英文学分野などが多い。このうち、さくら夙川キャンパス内の史学研究所の図書室に歴史、特に考古、発掘調査報告書を中心に約 2 万冊の図書を分置している。

伊丹館は面積 1,086 m²、座席数 175 席、隣接するラーニングコモンズ内に視聴覚資料を視聴できる AV コーナーを備えている。さくら夙川キャンパスと同様に学習支援センター、資格サポートセンター、国際交流センターと連携し、初年次生にふさわしい学びの支援を行っている。蔵書数は図書約 6.5 万冊、雑誌は約 350 タイトル、視聴覚資料約 3,700 タイトルで、内容は教育内容を反映して建築・インテリア、ファッション、栄養学基礎、食文化などの分野が多い。

大阪大手前キャンパスにおいては、国際看護学部を設置にあたり旧校舎を取り壊し、新たに地上 8 階建ての新校舎を建築する。これに合わせて大阪館も新校舎内に設けられることになっている。大阪館は大手前大学と大手前栄養製菓学院専門学校が共用する図書館であり、その面積は 321 m²、座席数 84 席で、蔵書数は図書約 2.3 万冊、雑誌約 79 タイトル、視聴覚資料約 110 タイトルを所蔵している。蔵書の具体的内容は、これまでは、栄養学、生化学、食品学など大手前大学健康栄養学部および大手前栄養製菓専門学校の学生が利用する食と健康・栄養に関する資料、そして大手前栄養製菓学院専門学校の学生が利用する製菓・製パンの理論や技術、文化に関するものが中心であった。このたびの国際看護学部設置に際して看護系の図書を整備・充実させるが、このことについては後述する。

3 館は図書館システムや Web サイトを共有しており、サービス面、管理面も含めて統合運営している。所蔵資料はすべて OPAC (Online Public Access Catalog) に登録されており、インターネットに接続できる環境であればどこからでも検索でき、予約や貸出延長などの Web サービスも利用できる。現在は人文科学・社会科学分野を中心とした契約データベース 9 種と電子ジャーナル約 4,700 種は学内ネットワーク環境であればいつでもどこからでも、また一部の電子ジャーナルは学外環境からも利用できる。他キャンパスの図書館からの資料取寄せは搬送ルートを整備し、どの図書館からでも希望する資料が迅速に入手できるようになっている。また本学図書館では図書館ガイダンスや利用教育の充実に力を注ぎ、学習支援面を強化している。3 館の特性にあわせて行うこれらのサービスは学生や教員から十分な信頼を得て高く評価され、図書館利用の活発化を呈している。

他大学図書館との連携についてはすでに国立情報学研究所の目録所在情報サービス (NACSIS-ILL)、Global ILL Framework、私立大学図書館協会や兵庫県大学図書館協議会などに加盟して全国ならびに海外の大学図書館や各研究機関などとの相互協力を行っている。今後オンライン・オフラインともにそれらの関係を保ち、さらには看護学や医学、コメディカルなどに関する教育・研究を行う他大学や研究所などの図書館とも連携をはかり、本学図書館のサービスに最新の動向を反映させていく方針である。

以上のように閲覧室、閲覧席数、レファレンスに関するハード・ソフト面のサービスや提供する資料の検索手法などについては 3 館とも適切に機能している。

図書館資料の整備については、国際看護学部のカリキュラムや育成する人材像に合わせて大

阪館に整備する計画である。大阪館はすでに管理栄養士養成のために栄養学、生理学、解剖学に関する図書や学術雑誌、視聴覚資料を所蔵しているところであるが、さらにこれらの分野の図書を追加で精選し一層の充実を図る。また、国際看護学部設置に伴い、教育課程における科目区分に対応しリベラルアーツ系やグローバル社会を理解するための基礎分野の新刊書、人体の構造と機能や疾病の成り立ちと回復の促進などの専門基礎分野や基礎医学分野の新刊書を約 700 冊購入する予定である。さらに看護専門分野における学修に必要となるより高度な専門図書について、下記のとおり新刊書を中心に図書 2,000 冊、学術雑誌 1,994 タイトルおよび視聴覚資料 301 点を購入する予定である。従来から大阪館が所蔵する図書と新たに購入する図書により、学生が堅実な看護実践能力を養うことができるよう、また国際化する社会で活躍するための基盤を整備する。

区分	分野	冊数・点数	分野	冊数・点数
和書	教養系（心理、情報等）	298	基礎医学・医学一般	412
	基礎看護学分野	686	成人看護学分野	361
	母性看護学分野	175	小児看護学分野	152
	老年看護学分野	76	精神看護学分野	222
	在宅看護学分野	160	国際看護学・英語学習	156
	計			2,698
洋書		370		
学術雑誌		1,994		
視聴覚資料		301		

（※電子書籍を含む。洋書の学術雑誌は「学術雑誌」欄に計上）

新たに購入する学術雑誌の一例を示す。

No	タイトル	出版社
1	看護展望（含増刊）	メヂカルフレンド社
2	小児看護（含増刊）	へるす出版
3	看護研究（含増刊）	医学書院
4	ペリネイタル・ケア（含増刊）	メディカ出版
5	こころの科学	日本評論社
6	緩和ケア（含増刊）	青海社
7	Birch	John Wiley & Sons Ltd
8	Jornal of Health & Social Behavior	Sage Publication Ltd

なお、資料の拡充については、国際看護学部設置時にとどまらず、常に担当教員ときめ細かに連携をとりながら、学年進行および時勢に応じて、教育および研究に資する資料を幅広く収集していく方針である。特にデータベースや電子ジャーナル、電子書籍などインターネットを介した資料は利便性が高いため、看護学のほか医学や保健衛生学などの分野の整備を計画して

いる。

ク. 入学者選抜の概要

1. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

アドミッション・ポリシーについては、ア. 3に記載のとおりであるが、ここに再掲する。

国際看護学部は、本学の建学の精神、目的、使命および教育方針に共感し、自ら課題を探究し自律的に考え行動して解決の道を切り拓く意欲と能力に富み、多様性を有する対象者への看護を通じて国際化する社会に暮らす人々の健康支援とその向上に貢献するグローバル人材としての看護師を志す学生を受け入れます。

多様な能力を持った学生を幅広く受け入れるために、多種の選抜方式を用意し公正かつ厳正な選考を行います。

本学は以下の資質を備えた人材を積極的に受け入れます。

- 1 国際化する社会で暮らす人々への看護と健康支援に対する強い関心と旺盛な探究心および自己成長に対する意欲を有している。
- 2 看護職者が国際化する社会において果たす使命や役割について理解し、看護の専門家としてグローバルな社会に貢献しようとする熱意と意欲を有している。
- 3 多様性を理解、受容するグローバル人材としての看護師を目指すための基盤となる知識・能力を有している。

具体的には、本学で看護を学ぶ意欲と一定程度のコミュニケーション能力や論理的思考力、行動力等の資質に加え、多様な人々を理解、受容し適切なコミュニケーションをはかる基盤となる「国語」、「外国語」と、看護の基礎となる「生物」、「化学」、「数学」に関する基本的な知識を有していることが望まれます。

入学者の選抜においては、学力審査、面談、面接、適性検査、小論文、高等学校の調査書、外国語等の資格試験の結果、大学入試センター試験の結果等をそれぞれの入試種別に応じて組み合わせて、必要な資質を有しているかを評価します。

（アドミッション・ポリシーここまで）

2. 入学者選抜方法

前項に再掲したアドミッション・ポリシーの定める方針に沿い、次のとおり、国際看護学部の養成する人材像にふさわしい能力・意欲・適性などを多面的・総合的に判定し公正かつ妥当な方法で入学者を選抜する。

なお、特にアドミッションズ・オフィス（A0）入試および推薦入試のうち指定校制推薦入試では、アドミッション・ポリシーに沿って面談・面接を行い人物重視で入学者を選抜する。

(1) アドミッションズ・オフィス (A0) 入試

エントリーシート、課題、面談において、入学後の学修および課外活動などへの参加の意思・意欲を確認し、出身校の調査書等で一定の学力を確認して多面的に評価し、総合的に合否判定を行う。この「一般方式」に加えて、本学の求めるグローバル人材としての看護師として活躍しうる素質をもった者を選抜する「英語方式」を導入する。「英語方式」においては英語を母語としない者に受験資格を与え、日本語による課題を提出させたうえで英語による面接を実施し、国際化する社会で活躍しうる入学者を選抜する。

(2) 推薦入試

① 指定校制推薦入試

本学が指定する学校の学校長が推薦する学業・人物ともに特に優秀な者について、出願書類による審査、面接および小論文により評価し、総合的に合否判定を行う。

② 公募制推薦入試 (A 日程および B 日程)

出身学校長が推薦する者について、調査書、適性検査および面接により評価し、総合的に合否判定を行う。

<A 日程>

(二科目選択入試)

外国語（英語）を必須とする。国語（国語総合・現代文 B）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から、1 科目選択方式。その合計点によって優秀な者を選抜する。

(三科目選択入試)

外国語（英語）および国語（国語総合・現代文 B）を必須とする。数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から、1 科目選択方式。その合計点によって優秀な者を選抜する。

<B 日程>

(二科目選択入試)

外国語（英語）を必須とする。国語（国語総合・現代文 B）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から、1 科目選択方式。その合計点によって優秀な者を選抜する。

(3) 一般入試 (A 日程および B 日程)

① 二科目選択入試

外国語（英語）を必須とする。国語（国語総合・現代文 B）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から、1 科目選択方式。その合計点によって優秀な者を選抜する。

② 三科目選択入試

外国語（英語）および国語（国語総合・現代文 B）を必須とする。数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から、1 科目選択方式。その合計点によって優秀な者を選抜する。

(4) 大学入試センター試験利用入試 (A 日程および B 日程)

① 二科目選択入試

外国語（英語）は必須とする。国語（国語）、数学（数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学 A、数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学 B のうち 1 科目選択）または理科（物理、化学、生物のうち 1 科目選択）から高得点の 1 教科 1 出題科目を採用する。これら 2 科目の合計点によって優秀な者を選抜する。

② 三科目選択入試

外国語（英語）および国語（国語）を必須とする。数学（数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学 A、数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学 B のうち 1 科目選択）または理科（物理、化学、生物のうち 1 科目選択）から高得点の 1 教科 1 出題科目を採用する。これら 3 科目の合計点によって優秀な者を選抜する。

(5) 社会人特別入試

外国語（英語）、小論文および面接の結果により、総合的に合否を判定する。

受験資格は、入学前年度の 3 月末までに満 23 歳以上に達する者で、高等学校を卒業（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）もしくは同等以上の資格があると本学が認めた者とする。

(6) 海外帰国生徒特別入試

小論文、面接の結果により、総合的に合否を判定する。

(7) 外国人留学生特別入試

小論文、面接の結果により、総合的に合否を判定する。なお、日本国籍を持たない者については日本留学試験の「日本語」科目（320 点以上）または日本語能力試験 N1、J-TEST（700 点以上）、NAT-TEST（1 級）のいずれかを取得していることを入試に臨むための前提とする。さらに、日本留学試験の「理科」および「数学」の受験を義務づけて、入学後の学修に必要な日本語能力および理科と数学の学力をあらかじめ担保する。

なお、上記の試験種別のうち外国語（英語）の学科試験を課すものについては、民間で実施されている試験で一定の基準（実用英語技能検定 2 級以上等）を満たせば 100 点満点と換算することとする。これは当該対象者の大学入学までの継続的な学習熱意・意欲とその結果を評価するとともに、本学の求めるグローバル人材としての看護師として活躍しうる素質をもった者を選抜するものである。

一般入試および大学入試センター試験利用入試を受験する生徒については、入学願書出願時に国際看護学部を志望する理由、本学部で学びたいこと、自己の将来像等について記載する「志望調書」の提出を求める。これにより、アドミッション・ポリシーに掲げる「看護と健康支援に対する強い関心」「旺盛な探求心」「自己成長に対する意欲」等の程度が本学部の求める水準に達していることを測るものとする。

3. 選抜体制

本学の入学者選抜においては、入学試験委員会およびその下部組織の入試問題検討委員会、

入試実施委員会および入試制度検討委員会ならびに事務担当部署であるアドミッションズオフィスで全学部の入試を統括する体制で実施する。下部組織では、マニュアルを整備し、チェック体制を強化し、ミスの防止と早期発見に努めている。

また、全ての受験生が公平に受験できる環境を確保するとともに、入試実施に係る教職員に対しての実施説明を行うなど実施体制の充実をはかる。

なお、合否判定においては、電算処理および解答のチェック体制で点検・確認し万全を期するとともに教授会から権限を委任された入学試験委員会で公平な合否判定業務を実施する体制を確立している。

4. 入学試験区分別の募集定員

国際看護学部看護学科における入試区分別の募集定員は以下のとおりとする。

区分		定員
AO 入試	日本語方式	2
	英語方式	3
推薦入試		30
一般入試	A 日程	30
	B 日程	8
センター試験利用入試	A 日程	2
	B 日程	2
特別入試	社会人	2
	海外帰国生徒	1
	外国人留学生	若干名

ケ. 取得可能な資格

国際看護学部看護学科の教育課程の単位を修得することにより得られる資格・免許は、以下のとおりである。本学の育成する看護師は、前述のとおり、堅実な看護実践力を有し、グローバルに活躍しうる対人コミュニケーション能力および外国語による基本的なコミュニケーション能力をも併せ持つ人材である。取得可能な資格は看護師国家試験受験資格のみとし、学士課程の4年間で堅実な看護実践力を有する人材を養成する。

国際看護学部看護学科において取得可能な資格

名称	種別・所管	備考
看護師国家試験受験資格	国家資格 厚生労働大臣	所定の科目を修めて卒業すると、看護師国家試験受験資格が与えられる

なお、国際看護学部 of 学生は、全員、日本医学英語教育学会が行う民間資格である日本医学英語検定試験の基礎級（4 級）を在学中に取得することを目標とする。この資格は医学・医療の現場で必要とされる実践的な英語運用能力を評価するものであり、卒業要件とはしないものの、国際看護学部を卒業した学生が取得しておくべきものと位置づける。

コ. 実習の具体的計画

1. 実習計画の概要

（1）実習のねらい

国際看護学部が養成するグローバル人材とは、ア. 2（3）で述べたとおり、国際化する社会で暮らす多様な人々を対象に、人々の営みや価値観の違いを理解、受容する広い視野を持ち、対象者のニーズに応じた健康支援と看護を実践することができる人材を指す。このような人材を養成するためには、学外において多様な対象者に触れることのできる実習は欠かせないものである。そこで、国際看護学部では、看護学を構成する概念である多様性を有する人間、環境、健康、看護の理解を基盤として、課題解決技法等の基本を踏まえて、看護の対象となる日本人を含めた定住外国人や訪日外国人および在外日本人に対する人々のニーズに合わせた看護を展開（実践）する能力を育成する場として実習を位置づけている。この考え方に基づいて各々の実習科目を適切な時期に配置している。各々の実習科目における具体的な実習目的や実習目標は【別添資料 13】のとおりである。

（2）実習単位、主な内容、実習施設、時期、週間計画

実習科目はすべてを必修科目とし、計 15 科目（27 単位）で構成される。基礎看護学分野において指定規則よりも 1 単位多く実習を設けている。これは、国際看護学部 of 養成するグローバル人材としての看護師となるための基盤として堅実な看護実践力を培うという考え方のあらわれである。

実習科目における主な内容、実習施設、時期および週間計画等は【別添資料 13】のとおりである。

（3）問題対応、きめ細かな指導を行うための実習委員会の設置等

学部内に「臨地実習ワーキンググループ」（仮称）を設置し、臨地実習が円滑かつ効果的に実施されるよう、実習に関する全ての事項を掌握し、実習運営・連絡・報告の職務を遂行する。同ワーキンググループは、本学部教授が務める臨地実習ワーキンググループ長のもと、各専門看護学領域の科目責任者の教員が委員構成メンバーとなって構成し、事務部門との緊密な連携のもと、実習時に発生した問題への対応、実習水準の確保に取り組む。

（4）学生へのオリエンテーションの内容、方法

実習を行う前には、実習要綱を学生に配布したうえで、臨地実習の目的、目標、実習方法、

実習内容、実習上の注意事項等を詳細に説明し、実習に臨む目的意識を持たせる。実習先が医療機関であるという特性に鑑み、特に個人情報保護と守秘義務の遵守については十分な時間を割いて注意喚起を行う。対象者のプライバシーを保護するため、診療記録およびその他診療に関する諸記録等へのアクセスや各種情報の取扱いについて十分に留意して行動するよう指導し、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を利用したインターネット上での情報公開についても、過去に問題となった事案を取り上げながら学生が不適切に個人情報を取り扱わないよう、また実習中に知り得た情報を絶対に公開することのないよう指導する。身だしなみを整える意味や事前学習の重要性についても十分理解させ、万全の準備体制を整えるように指導する。学生には実習中、常に実習要綱を携行し内容を確認できるように義務付けることで、常に今何を学んでいるのかを理解しながら実習に臨めるように指導する。

（５）学生の实習参加基準・要件

臨地において実習を行うにあたり、実習前の必要履修科目を定める。１年次の『国際看護学実習Ⅰ』前には、『大阪・神戸における多様な共生社会と文化』『国際看護学概論』を履修するものとする。『国際看護学実習Ⅰ』では定住外国人をはじめとする多様な看護の対象者に地域に根差した活動を行う団体を実習先とするが、これに先立ち対象者の多様な文化や社会的、歴史的背景を学ぶものである。同じく１年次の『基礎看護学実習Ⅰ』では病院での外来実習を行うが、その前提として『基礎看護技術Ⅰ』等の科目を設け、初めての病院実習に対応できる学びとする。２年次以降の実習前においても、講義・演習およびその前提となる実習科目の履修を求める。必要な知識・経験を修得したうえで次の実習に参加できるような構成としている。それぞれの実習前の必要履修科目は【別添資料 14】のとおりである。

（６）実習までの抗体検査、予防接種等

国際看護学部の学生には、実習先での感染症防止のため、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体価検査、Ｂ型肝炎抗原・抗体検査胸部 X 線検査を学生に対して実施するように指導する。もし抗体がない場合には、当該学生にワクチン接種を推奨し、接種後は証明書を提出させる。クオンティフェロン（QFT）検査も実施し、学生に対して適切な指導を行う。また、インフルエンザについても流行前の接種を推奨する。これらの内容は、海外の実習においても同様の対応とする。

（７）損害賠償責任保険、障害保険等の対策等

国際看護学部の実習において起こる可能性のある事故に備えて、実習中の接触感染（針刺し事故を含む）や院内感染並びに学生自身の傷害事故及び第三者に対する賠償責任保証等を総合保障する一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度（Will）に加入させる。また、海外の実習での事故対応も、海外実習を含む同補償制度に加入させる。さらに、海外旅行保険の加入も奨励する。

2. 実習指導体制と方法

(1) 各班のスケジュール表

各班の実習計画表については【別添資料 15】のとおりである。原則として 6 名を 1 グループとして、学内における講義・演習に支障のないように実習期間の設定を行っている。

(2) 担当専任教員の配置と指導計画

① 実習指導体制

実習指導は、実習学生 1 グループに対して、原則 1 人の指導教員を配置する。指導教員は実習配置の計画を基に実習先に出向き、実習施設の臨地実習指導者と協力して学生の指導を行う。なお、基礎看護学実習では、2 グループに 1 名の指導教員と実習病棟専従の臨地実習指導者各 1 名との連携において実習を展開する。実習先の臨地実習指導者は、ベッドサイドでの看護ケアの指導に責任をもつと共に、看護師としてのロールモデルを示す。

万一配置されている指導教員が臨地指導先を離れる場合は、必ず携帯電話を携帯し、不測の事態等の場合には速やかに対応できるようにする。

なお、入院施設以外の実習先（幼稚園、保育園、訪問看護センター等）においては、健康な対象者に対する実習であり、個人宅への訪問を行う実習内容・方法ともなるため、大学の専任指導教員が巡回計画に基づいて 1 日につき 1 回から 2 回の巡回指導を行う。

指導教員は、臨地実習施設において、学生の実習計画や教育内容および教育指導に対して責任をもち、実習期間中に 1 週間のうち原則 1 日はカンファレンスや実習記録、看護技術の復習等に関する個人指導を行って、効果的な実習の展開を促進する。その他、具体的な指導内容には、実習内容の振り返りや自己の課題の明確化、カンファレンスによる情報共有と共通課題に対する全体指導、学習の方向付けや援助技術の再確認等も包含する。特に、指導教員は学生の実習内容の報告や実習記録を元に面談し、学生の到達状況に合わせてその後の実習の進展が効果的に進むような指導時間を確保する。また、実習効果を高め、その水準を確保するために学生と臨地実習指導者および教員間で実際の場面での状況や指導態度と理解状況および記録内容の関連性等、総合的な実習内容の共有化を図り、実習指導体制を調整するものとする。

② 教員の配置並びに巡回指導計画

実習科目責任の教員は、教授または准教授とし、臨地実習指導者と連携し実習の計画・実施・評価に責任をもつ。実習指導は専任教員が行い、3 年次以降の対象別の各看護学実習においては、各実習グループに原則として 1 名の指導教員を配置する。

『国際看護学実習Ⅰ』においては短期集中型の実習展開であることから、1 名の国際看護学専任教員が、距離的に近い 2 箇所の実習施設を受け持ち、全ての実習施設において、実習指導者と教員との役割分担を明確化して学生とかかわる配置としている。『国際看護学実習Ⅱ』は、実習場所の特殊性を考慮して、1 名の国際看護学専任教員が 1 グループを受け持ち、実習施設において臨地実習指導者と共に学生に対応するよう配慮している。

国際看護学部の臨地実習先は、大学から公的交通機関を利用しても概ね 20 分から 1 時間程度であるところが大多数であるため、大学内の講義・業務の前後に直ちに臨地実習先へ出向き

学生指導にあたることが可能である。また、実習日に担当する授業科目がある場合には、担当している3名のうち、該当教員が指導を行うか、あるいは同じ分野のほかの教員が代理で臨地実習を担当する。その場合も、臨地実習指導者と十分に連絡を行い、連絡方法や対応等を事前に打ち合わせる。

なお、遠隔地に実習施設がある場合は、実習地の近くに住居がある学生を配置するよう配慮を行う。もっとも遠い実習先である「ささやま医療センター」は JR 大阪駅から最寄の篠山口駅まで約 69 分、そこから公共交通機関（バス）で約 20 分である。篠山近隣に在住の学生については自宅から実習先に通うことも可能だが、1 クールの実習時に 24 名分の学生用宿泊施設を確保しているため、学生の移動には問題は生じない。

（３）助手を配置する場合の採用基準、実習指導における役割

助手を実習施設に配置する場合は、原則として、学士の学位および臨床経験が豊富で看護実践能力を有する者とする。実習における助手の役割は、指導教員の補助を行うことである。具体的には、よりよい実習環境の整備、学生のサポート、指導教員と臨地実習指導者間の連絡調整などである。実習期間中は指導教員と緊密に連絡を取り実習の詳細を報告の上で指示を受けるものとする。

（４）各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法

① 実習前の指導

臨地実習の意義や目的等について事前の教育・指導を十分に行う。対象者に不利益が生じないよう、また対象者の人権に配慮しつつ実習を進めるためである。1（４）で述べた実習前のオリエンテーションで学生の実習に臨む意識づけを十分に行う。

② 実習開始時の指導

実習開始時には科目別に実習計画を改めて具体的に詳細に説明し、各自の実習に対する動機付けを明確にする。看護の対象者を受け持つ実習では、可能な範囲で対象者の情報を受け取り、情報の取り扱いに関する注意を徹底する。見学実習の場合には、見学の目的や見学先の概要・特徴、見学時の注意事項と実習計画を再確認する。

③ 実習後の指導

実習最終日には、臨地実習施設においてグループごとに実習報告会を開くことで自己の課題に気づかせ、臨地実習指導者と実習体験を共有するとともに、実習目的・目標に照らして実習の総括を行う。実習終了後には、それぞれの実習先における体験を踏まえてプレゼンテーションを行う報告会を実施し、学生同士で情報を共有することで対象理解と個人の求める看護への理解を深め、今後の学習に活かすものとする。

学生は実習中に実習記録を作成するものとする。指導教員は、学生の作成した実習記録を用い学生と個人面談を行い、実習内容を振り返らせて次の実習に向けて指導を行う。評価および個人情報保護の観点から学生の記録物は大学が回収する。また、メモ類は実習記録作成が終了した時点で、シュレッダー等で厳重に破棄処分することを義務づけ、個人情報の重要性を理解させる。

3. 大学と実習施設との連携体制と方法

臨地実習を効果的かつ円滑に行うためには、実習施設の臨地実習指導者と大学の教育方針や実習の目的・目標を共有することが重要である。

このため、学部内に臨地実習ワーキンググループ（仮称）を設ける。その役割は、当該年度の臨地実習開始前に、各施設で行う実習の目的・目標、実習方法、指導方法、評価基準・方法、指導教員と臨地実習指導者との役割分担等について協議し決定することである。全体的な方針を臨地実習ワーキンググループで協議・決定した後、これに基づき、指導教員と臨地実習指導者は、カリキュラムに基づいた実習の位置づけ、実習目的・目標、役割分担、医療安全等について実習前に綿密に打ち合わせを行うと共に、毎日の学生の実習スケジュールに基づき、それぞれの役割分担について毎日取り決めることとする。

実習終了後は、指導教員と臨地実習指導者が、実習当該年度の実習の成果、指導状況、指導方法等についての実際や指導上の課題、改善点について点検、評価を行う。

臨地実習中における事故防止や緊急時の対応については、まずは学生に対して、速やかに指導教員に報告し、その指示を仰ぐことを徹底する。指導教員は、報告を受けた場合、速やかに科目責任者に報告し、科目責任者は「臨地実習中の事故およびヒヤリ・ハット発生時の対応と報告ルート」【別添資料 16】にしたがって、実習施設および大学関係者に連絡する。臨地実習ワーキンググループ長、学部長は、円滑かつ適切に対処できるよう関係者への連絡・報告を行うと共に、再発防止策を講じる。また、学生および指導教員は、当該事故について「臨地実習中の事故およびヒヤリ・ハット報告書」【別添資料 17】を作成し、フローチャートに基づき書面で報告する。

実習施設が専門学校の実習も受け入れている場合は、実習開始半年前までには必ず領域責任者を始めとする教員と臨地実習指導者との実習調整会議を持ち、本学部教育の特徴を理解してもらうよう努める。また、実習開始直前にも同様の調整会議を行い、実習目的や到達レベルの確認を行う。実習中は必要に応じて随時、臨地実習指導者と臨地の指導者との意見交換を行い、学生の学習環境を整えながら、学生の知識や技術の習得レベルが実習到達目標に達するように調整を行う。そして、実習終了後は、学生の学習状況をみながら実習展開の振り返りを行い、次回の実習展開へとつなげる。

4. 単位認定等評価方法

臨地実習の評価は、単位認定者が臨地実習指導者の意見、指導教員の実習評価、実習記録物、課題レポートの内容をもとに評価を数値化して評価点を決定し、単位認定する。

評価内容は、各実習科目の学習到達目標に対応した実習内容の到達度についての評価項目と、出席状況・実習態度、協調性・積極性・主体性を総合評価する。なお、単位認定は大手前大学学則および大手前大学履修規程に基づき判定する。

5. 教育課程と指定規則の対比表

教育課程と指定規則の対比表は【別添資料 18】のとおりである。

6. 実習先の確保の状況

本学における実習施設は、①堅実な看護実践能力の修得、②多様性への理解と受容、③日本語や英語を用いたグローバルコミュニケーション能力の育成、という本学の学びの特長を踏まえて、これらの学修目標を達成するための実習施設を国内外で確保している。実習施設の分布状況を示すと【別添資料 19】のとおりである。

① 堅実な看護実践能力の修得

看護実践能力の修得に向けた臨地実習施設は、看護の知識・技術を統合し、実践へ適応する能力を育成するため、看護系人材として求められる基本的な資質と能力を常に意識しながら、あらゆる発達段階、健康レベル、生活の場をもつ多様な個人、家族、集団および多様性のある地域の場において、そこで暮らす生活者としての人々が理解でき、人々や地域が求めるニーズと看護の役割及び看護実践のあり方を学ぶことができるような実習施設を確保している。

国際看護学部がある大阪大手前キャンパス近隣の大手前病院、大阪国際がんセンター、兵庫医科大学病院、堺市立総合医療センター等を主な実習先として確保し、基礎看護学や成人看護学実習等を展開する。小児看護学実習や母性看護学実習および精神科看護学実習は、それぞれの専門領域に主眼を置いている中規模病院である堺市立総合医療センター、中野こども病院、明和病院、近大医学部附属病院、箕面神経サナトリウム、関西記念病院で実習を行う予定である。加えて、健康な発達段階の子どもを理解するために、七松幼稚園や神戸鹿の子幼稚園での実習を予定している。高齢者看護学実習は、健康な高齢者を理解するための高齢者大学校や、高齢者看護を学ぶ巽病院、第一・第二東和会病院、愛仁会老健施設等を予定し、在宅ケアや地域包括支援を学ぶために北摂総合病院、星ヶ丘医療センター、ささやま医療センター等、様々な発達段階、健康レベルの対象者の看護を直接学ぶことができるように実習施設を確保している。

② 多様性への理解と受容

国際化する社会で暮らす多様な人々を理解するために、国際社会の様相を呈する阪神地区を中心に、定住外国人や訪日外国人、在外日本人及び彼ら/彼女らと共に暮らす日本人にも出会える実習とするため、『国際看護学実習Ⅰ』では定住外国人に焦点をあて、神戸 YMCA、たかとりコミュニティセンター、NPO 法人こえとことばと心の部屋 coco-room、NPO 法人神戸定住外国人支援センター、NPO 法人関西ブラジル人コミュニティおよび西成区に在するわかくさ保育園での実習を行い、幅広い年齢層の多様な人々と出会い、自身との相違に気づき、多様性への看護を学ぶ動機付けとする。次いで、『国際看護学実習Ⅱ』では訪日外国人及び在外日本人に焦点を当て、関西国際空港検疫所、大阪検疫所、神戸検疫所、JICA、多言語センターFACIL およびりんくう総合医療センターで実習を行い、感染症対策と日本語以外の母語話者への健康支援と看護の役割を学ぶ実習としている。万一 SARS 等の伝染病が発生した場合は、その沈静化をまち、当該施設と実習時期の日程調整を行う。沈静化に時間を要する場合は、他 2 箇所の検疫所と調整を行い、確実に、実習が継続して行えるように工夫する。なお、【別添資料 2】で示したように本学の位置する阪神地区には外国人が多く定住している。そして本項で述べた実習先の多くは阪神地区内でも定住外国人が多い地域に存している【別添資料 19】。定住外国人の多い地域で多様な人々に出会うことのできる実習場所を確保したことで、対象者の多様性を

より理解してそれを受容する力を育成することが可能となる。

③ 英語を用いたグローバルコミュニケーション能力の育成

多様性への理解と受容をより一層深化させ、英語を用いたコミュニケーションへの抵抗感を緩和し、英語をツールとして用いながら他者との会話を主体的に図ろうとする資質を育成するために、諸外国にある本学の学術交流協定校等を実習施設として確保し、『国際看護学実習Ⅲ』を行う予定である。シンガポールの Institute of Menatal Health Hospital、台湾の Tzu Chi University of Science and Technology（慈済科技大学）、フィリピンの Philippine General Hospital およびタイのチェンマイ大学病院における講義と演習および大学関連病院での見学実習を行い、海外における健康支援のあり方や主体的に現地との学生と関わる態度を培うことに加え、英語を用いたコミュニケーション能力の強化や母語が十分に使用できないストレスや葛藤等、定住外国人や訪日外国人へのまなざしを深める学びとする（海外における実習の詳細は、サ．を参照）。

このように、国際看護学部教育目標を具現化するために、上記三つのカテゴリーに分類できる実習施設において実習を展開することとする。

平成 29 年度時点での各臨地実習別の実習施設確保状況と受入の承諾書は、別添資料のとおりである【別添資料 20】。

7. 実習先との契約内容

実習の実施にあたっては、臨地実習を行う実習施設との間で契約を締結するものとする。臨地実習施設に所定の契約書や実習要綱が存在する場合は、内容を双方で検討の上、原則として実習施設の定めたものに従う。臨地実習契約書の主な内容は、以下の通りである。

- ① 実習委託の内容
- ② 実習の内容
- ③ 契約期間
- ④ 実習委託料
- ⑤ 実習生の遵守義務
- ⑥ 実習中の事故および感染症対策
- ⑦ 個人情報・機密情報の保護と対応
- ⑧ 契約解除その他の条項

実習要綱の中には特に事故防止・感染防御対策、個人情報保護に関するマニュアルを記載し、学生、教員および実習関係者に周知徹底する。実習で知りえた個人情報は「個人情報保護法」に基づいて、守秘義務が課されその遵守が求められることを、実習オリエンテーションを通じて学生に確実に認識させる。その上で、学生は実習において知り得た個人情報、法人機密情報等を第三者に漏洩しない旨を明記した「個人情報保護に関する誓約書」【別添資料 21】を大学に提出する。また学生が実習先において対象者を担当する場合、教員または実習施設の担当者が「看護学生の臨地実習協力に対するお願い」【別添資料 22】の内容を説明し、本人または家族等から同意を得る。

サ. 海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

国際看護学部は堅実な看護実践能力を養成するとともに、多様性への理解、受容を促し、英語を用いた言語運用能力を駆使して、日本語以外の母語話者とのコミュニケーションを図り、主体的に関わろうとする態度を養成する。そのため、シンガポール、台湾、フィリピンおよびタイにある看護系大学等において、『国際看護学実習Ⅲ』および『統合看護学実習』のうち国際看護学領域の臨地実習を展開する。

1. 海外の協定大学等での実習

(1) 『国際看護学実習Ⅲ』の実習展開

- ・科目名：『国際看護学実習Ⅲ』 必修：1単位
- ・担当者：鈴木江三子（教授） エレーラ・ルルデス（准教授） 判治康代（助教）
- ・実施計画：3年次学生全員を対象とする。学生5名に対し教員1名を配置。
- ・実施期間：前半グループは、8月 1週間
後半のグループ、2月から3月 1週間
- ・実習受入先：実習受け入れ先は【別添資料 23】のとおりである。

(2) 『統合看護学実習（国際看護学領域）』の実習展開

- ・科目名：『統合看護学実習』 必修：2単位
- ・担当者：鈴木江三子（教授） エレーラ・ルルデス（准教授） 判治康代（助教）
- ・実施計画：4年次学生を対象とする。学生5名に対し教員1名を配置。
- ・実施期間：9月 2週間
- ・実習受入先：実習受け入れ先は【別添資料 23】のとおりである。

これらの海外臨地実習では、①日本語と英語による傾聴を基本姿勢とした専門職としてのコミュニケーション能力の修得と、②多文化を前提とした共生、を実際に体験することで多様性の理解と受容を修得する。『国際看護学実習Ⅲ』は必修科目であり、本学部3年次生全員が諸外国の協定締結校である看護系大学等にそれぞれ10名のグループに分かれて短期留学し、全ての学生が同様の実習を展開する内容となっている。これらは現地の看護学生と共に講義や演習に参加し、看護系大学と連携のある病院において、看護師と共に病院での施設見学およびシャドワーク研修を行う機会を提供するものである。そして、英語の単語を知識レベルで習得する段階から、英語をコミュニケーションツールとして使用する汎用的技能を修得し、知的成長に加えて、文化的背景の異なった人々と、どうやって相互理解を促し、相違点を乗り越えるのかを探究する場面とする。実習内容の詳細等については、【別添資料 13】を参照。

本学の海外臨地実習は、英語を母国語とする国だけではなく、非英語圏での共同生活や留学生生活をする学習環境も含め、非英語圏の人々への理解を深めると同時に、非英語圏での英語の特徴も学ぶものである。こうすることで、多国籍を有する定住外国人や訪日外国人への対応にも抵抗感なく接することができる人材が養成できるよう学習環境を整える工夫をしている。

なお、上記学術交流協定校の位置する国々において大災害や政変などが生じて臨地実習の実

施が困難になるような万一の事態も想定されるため、今後さらに、アメリカ合衆国、中国、韓国、オーストラリア等の看護系大学等とも学術交流協定の締結を予定している。そして、毎年、諸外国の情勢をみながら安全性を担保したうえで実習を展開する。

（３）海外実習を行う場合の体制

① 実習先との連携体制

現在、協定を締結している諸外国実習施設の所属長および臨地実習指導者の双方と、本学部の教育方針や実習の目的・目標を共有し、相互に緊密な連携を取り、実習方法や実習内容、評価基準や方法および指導教員と臨地実習指導者との役割分担等について協議・調整を行う。

臨地実習を円滑に実施するために、実習先との協議・調整は次のように計画する。

（a）現地での実習調整会議

各施設で行う実習の目的、目標、実習方法、指導方法、評価基準・方法、指導教員と臨地実習指導者との役割分担等について協議・決定する。実習最終日には、現地において当該年度の実習の成果、指導状況、指導方法等についての実際や指導上の課題、問題点について議論する調整会議を行う。

（b）スカイプ等を用いたテレビ会議による実習調整会議の運用

現地での実習調整以外に、必要に応じて随時、スカイプ等を用いたテレビ会議を利用して実習調整会議を行う。また、実習中であっても現地と本学との調整が必要な場合には、同様にテレビ会議を行い、円滑な実習運用とする。

（c）現地実習指導者との研修会の実施

現地の臨地実習指導者と本学部の教員を対象にして、現地または本学において、日本と現地における看護の相違や看護教育の方法および実習方法と課題に関するテレビ会議を年に１回程度開催する。

なお、海外実習における感染症予防のための予防注射については、海外の実習施設の臨地実習指導者との事前打合わせにおいてその対策を協議するものとし、その結果を受けて学生に対し適切な指導を行うこととする。

② 海外での実習が行えない学生への対応

国際看護学部では海外における実習を必修科目として設定しているが、経済的・物理的・社会的諸事情等により、やむをえず海外での実習展開が行えない学生に対しては、国内の施設において代替実習を行う。実習を行う施設は異病院である。この病院は医療現場での「患者の安全」「医療の質」などを中心とした国際的な医療施設評価機構「JCI=Joint Commission International」の審査を受け、認定書が授与されている関西で唯一の医療機関である（2018年２月現在）。同病院において、日本で暮らす多様な対象者の相互理解と看護ケアの必要性およびコミュニケーション能力の強化を図り、日本の文化や医療・看護への理解を深める学びの場を設定する。

加えて、海外実習に参加できなかった学生には、海外実習において本学学生と現地の学生・教員とともに行われるカンファレンスにスカイプ等を通じて参加することを義務付け、リアルタイムで文化的背景の異なった人々との相互理解を促し、相違点を乗り越えるのかを探究する

場とする。

③ 成績評価体制および単位認定方法

海外臨地実習の成績評価は、単位認定者が、臨地指導者の意見、直接現地において指導した実習担当教員の実習評価、実習記録物、課題レポートの内容をもとに評価を数値化して評価点を決定し、単位認定する。

帰国後には、実習先それぞれの国・地域に関する医療、看護、文化的背景と健康との関連等に関する報告会をもち、諸外国での実習体験を踏まえてプレゼンテーションを行い、学生同士で情報を共有する。

単位認定は、大手前大学学則および大手前大学履修規程に基づき行う。

（４）海外実習先の決定方法

３年次に行う『国際看護学実習Ⅲ』（必修科目）はシンガポール、台湾、フィリピンおよびタイの４カ国に分かれるため、以下の方法で３年次の前期に留学先を決定する。

まず、２年次の１月に、学生全員が TOEIC を受験する。次に、①希望する実習先（第１候補から第３候補まで記入）、②実習中の学修目標や将来の目標を記載した申請書を提出する。国際看護学の科目担当者は、申請書の内容と各学生の成績および TOEIC の結果を基に総合的に判断し、学生個別の留学先を決定する。

次いで、４年次に行う『統合看護学実習』は、チェンマイ大学付属病院である Maharaj Nakorn Chiang Mai Hospital において、現地の臨地実習指導者および本学教員の指導のもと、複数の対象者を受け持ち、基本的な日常生活援助を中心とした看護過程の展開を実施する。３年次までの専攻科目（必須科目）の成績と『国際看護学実習Ⅲ』における実習態度、語学力、主体性や意欲等を総合的に判断し、実習参加者を決定する。

２．学生の海外実習費用の負担

学生の費用負担は実習先と本学との個別の契約内容によるが、滞在中の学費や講師謝金は不要とする。学生の負担は、基本的には渡航費、食費、保険料および予防注射にかかる費用とする。実習費については本学が負担し、実習先に支払いを行う。

なお、経済的な理由で海外臨地実習を行うことが困難な学生が生じた場合は、渡航費用の一部として奨学金を交付することとし、海外での学びの機会を提供・保障する体制をとるとともに、学生の学修のモチベーションを高める。

また、学術交流協定を締結している海外大学からの留学生を受入れる場合は、本学負担で安全・快適な滞在場所を確保・提供するとともに、教務学生課や国際交流センターにおいて来日学生の学習・生活支援体制を整える。

３．海外実習時の学生への危機管理対応

海外で実習を行う本学学生および海外から本学に留学する外国人看護学生に対する支援体制としては、本学の「国際交流センター」を中心にして危機管理体制を整備し、本学部の国際看護学担当教員・学部長・各領域の科目責任者が緊密に連携し事故や事件等の不測の事態に対応

する。海外での実習実施前には学生全員に対し健康チェックアンケートを実施し、本学関係者が学生の健康状態等を把握するとともに、学生自身の海外渡航への不安感を低減させる【別添資料 24】。

具体的な対応策としては、本学部から学生を送り出す際は、語学が堪能な国際看護学担当教員が 1 国につき 1 名、指導教員として帯同し学生指導を行う。渡航前には、留学先の授業に支障が無い様に学生たちに十分な事前教育を行うが、併せて希望者には事前海外留学体験として、学生寮で海外からの留学生と共同生活を行わせることで多様性との共生による留学疑似体験をさせることで、よりスムーズに留学に移行させる工夫を行う予定である。加えて、留学前に学生には渡航中の些細な事象でも本学に相談するよう指導を徹底し、学生と指導教員との情報交換を密に行いながら学生の安全管理に努める。

この他、本学部の国際看護学担当の指導教員が学生の名簿と渡航先・連絡先のリストを作成し、学生の動向を含めて一括管理を行う。また、渡航する学生全員に、海外旅行保険への加入を義務付ける。他方、本学に留学に来た外国人看護学生にも海外旅行保険に加入することを義務付ける。

海外実習先においては現地の実習先で勤務している日本人の看護師や日本語の話せる現地の看護師を積極的に臨地実習指導者として配置してもらうよう調整する。このことにより危機管理面において学生の安全・安心がより担保されるだけでなく、学習面においてもより具体的に多様な医療や看護のあり方に関する実習内容が理解できるようにする。

万が一の不測の事態の場合には危機管理対策本部が中心となり「大手前大学・大手前短期大学/海外渡航時の危機管理マニュアル」に則って対応する。本学の危機管理マニュアルは【別添資料 25】のとおりである。

4. その他の国際交流活動

(1) Global Research Center for Nursing Science (仮称)

国際化する社会に対応する看護教育を提供するために、全教員が学生以上に多様性に対する順応性を高くもち、言語の障壁を乗り越えていく努力をする必要がある。加えて、国際化する社会に対応した教育を行うには、近隣医療機関との連携は重要であり、教員と医療現場の看護職と共に国際化する社会への対応に向けた資質を向上させていくことが必要不可欠である。

そのため、教員と医療現場の看護職との協働で、国際感覚を磨き、以下に示す主に 2 つの国際共同看護研究に関わっていく予定である。具体的には、⑦The KOBE Center for Evidence Based Practice: Joanna Briggs Institute Center of Excellence における Systematic Review (SR) 研究活動と、次世代の研究者育成に向けた 5 日間の Comprehensive Systematic Review Training 研修等を行っていく。また、欧米先進諸国を中心とした看護系大学と連携し、④International Learning Collaboration 活動も行い、これら 2 つの国際共同研究活動が実施できる Global Research Center for Nursing Science (仮称) を設置する予定である。

各々のより詳細な内容は次のとおりである。⑦については、JBI 本部はアデレード大学に位置し、Cochrane Library の概念枠組みを看護・助産学研究領域に援用した Systematic Review 研究センターであり、本学の The Kobe Center は、世界中にある JBI センターのネットワーク

の一つとして位置づけられ、臨床現場の看護職が有効的に使えるエビデンスの研究に取り組んでいる。④は、現フリンダース大学副学長・看護学部長（前アデレード大学看護学部長）Alison Kitson 教授が中心となり、欧米先進諸国を中心に、10 年前より看護基礎理論を再構築するために編成された国際看護共同研究組織であり、アジアでは、唯一、日本が参画し、本学と兵庫医療大学看護学部の共同により国際看護研究を推進している。

前述した「Global Research Center for Nursing Science」の活動を通して、国際会議の開催も行い、学生に国際看護研究の必要性を認識できる機会を提供する。さらに、これらの活動を通して、国際看護学部の卒業生のみならず、滞在した留学生も含めて、次世代教員の研究力を高め、研究の質を保証していく。そして、将来的にはさらなる研究や教育の国際的学術交流を促す土壌とする。

（２） 海外の大学との交流

本学は、アメリカ合衆国、カナダ、イギリス、オーストラリア、フランス、中国、韓国、カンボジア、フィリピンの大学と交流協定を締結しており、当該協定校への交換留学が可能である。現在 30 を超える海外の大学と国際交流協定を締結している。また、アメリカ・イギリスへの長期研修、アメリカ・ニュージーランド・韓国への短期研修等、長期休暇期間中に海外で語学研修、ボランティア、インターンシップに参加するプログラムを充実させている。

国際看護学部においては、現在、学術交流協定等を締結した看護系大学等を実習先として確保しているが、今後さらに、国際看護学を学ぶ上で必要な諸外国における看護を学修するため、アメリカ合衆国、中国、韓国、オーストラリア等の看護系大学等とも学術交流協定の締結を予定しており、相互に看護学に関する学術交流を図り、学びを深める。

シ. 管理運営

本学は、教授会および各種委員会が学部ごとではなく、全学の管理運営組織として構成されており、学長の指揮のもとに統一的な運営がなされている。

1. 教授会

学長が下に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議の上、意見を述べるために教授会をおき、現在の 4 学部合同の教授会を、国際看護学部を含めた 5 学部合同とする。

教授会は、学長、副学長、学部長、教授、准教授および講師をもって構成し、助教を加えることができる。毎月 1 回の開催を定例とし、学長またはその指名する者が議長となる。

教授会における審議事項は、次のとおりである。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教授および研究に関する事項
- (4) 学生の休学、退学および賞罰に関する事項

- (5) 成績評価に関する事項
- (6) 学生の厚生補導に関する事項
- (7) その他学長が教授会の意見を聴くことが必要と判断して定めた事項

教授会は上掲の事項のほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べる。

大手前大学教授会規程は、【別添資料 26】のとおりである。

2. 教学運営評議会

教学運営評議会は、教学部門の最高審議機関として、学長の諮問に応じて大学運営の重要事項について審議する。

学長、副学長、学部長、大学院研究科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長、通信教育部長および学長が指名する教職員若干名をもって構成し、学長が議長となる。毎月 1 回の開催を定例とし、学則第 65 条に規定された次の事項について審議、学長の管理・運営をサポートする。

- (1) 大学（大学院を含む。以下同じ。）の重要な制度および規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 大学の重要な施設の設置廃止に関する事項
- (3) 大学および教員の人事に関する事項
- (4) 学部、通信教育部および研究科の教育課程に関する事項
- (5) 大学の将来計画に関する事項
- (6) 大学評価および自己点検・評価に関する事項
- (7) 各学部その他の連絡調整に関する事項
- (8) その他大学全般の運営に関する重要事項

教学運営評議会規程は、【別添資料 27】のとおりである。

3. 専門委員会

教学運営評議会のもとに各種の専門委員会を置き、それぞれの所管事項について審議および研究立案して、学長に報告することとしている。専門委員会は、すべて全学合同で組織されている。

(1) 図書館委員会

図書館長、教学運営評議会で選出された教員若干名、その他図書館長が必要と認めた教職員をもって構成する。委員長は図書館長をもってあて、大手前短期大学と合同で開催している。

図書館委員会の所管事項は、次のとおりである。

- ① 図書館の運営計画に関すること
- ② 図書館資料の収集に関すること
- ③ 図書館施設設備の改善計画に関すること
- ④ 図書館に関する規程等の改廃に関すること
- ⑤ その他図書館長が必要と認めた事項

（２）教務委員会

教務部長、各学部より指名された教員、各キャンパスの教務担当職員、通信教育部事務室職員および教務部長が指名した教職員をもって構成する。委員長は教務部長をもってあて、毎月１回の開催を定例とする。

教務委員会の所管事項は、次のとおりである。

- ① 教育課程、授業科目および授業時間割に関する事
- ② 履修、成績評価および単位（卒業要件を含む。）の制度に関する事
- ③ 授業日程、授業運営、休講および補講に関する事
- ④ 他大学等（外国の大学等を含む。）および大学以外の教育施設における学修に係る単位の授与ならびに入学前の既修得単位の認定に関する事
- ⑤ 学生の出欠席、留学、休学、復学、転部、転籍、退学および再入学の制度に関する事
- ⑥ 情報通信システムを利用した教育に関する事
- ⑦ 教務委員会規程および教務に関する他の規程を施行するために必要な規則に関する事
- ⑧ その他教務に関する事

（３）学生委員会

学生部長、教学運営評議会で選出された教員および学生部長が指名した教職員をもって構成する。委員長は学生部長をもってあて、大手前短期大学と合同で毎月１回の開催を定例とする。

学生委員会の所管事項は、次のとおりである。

- ① 学生の厚生補導・規律および賞罰に関する事
- ② 学生の心身の健康管理に関する事
- ③ 学生の学習支援・生活支援・経済支援に関する事
- ④ 学生の課外活動および各種学生イベントに関する事
- ⑤ 学生寮の管理運営に関する事
- ⑥ その他学生生活に関する事

（４）入学試験委員会

学長、副学長、学部長、通信教育部長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長および学長が指名した教職員若干名をもって構成する。委員長は学長が指名し、次の事項について審議する。

- ① 学生募集に係る重要事項に関する事
- ② 入学者選抜の基本方針に関する事
- ③ 入学志願者の合否判定に関する事
- ④ その他入学者選抜に係る重要事項に関する事

なお、入学志願者の合否判定に関する審議（③）については、入学試験委員会を大手前大学教授会規程第７条第２項に規定する代議員会として、同委員会の議決をもって、教授会の議決としている。

（５） キャリア・就職支援委員会

さくら夙川キャンパスのキャリアサポート室長、教学運営評議会で選出された教職員をもって構成する。委員長は学長が指名し、毎月１回の開催を定例とする。

委員会の所管事項は、次のとおりである。

- ① 就職活動に必要なガイダンスや対策講座に関すること
- ② その他、就職・進路支援に関し必要と認めること

（６） その他の専門委員会

前掲の委員会のほか、本学の教育、研究、国際交流および社会連携等を推進するため、次の各委員会を置き、所管事項について全学的な教職協働のもとに研究立案・審議している。

- ① グランドデザイン推進委員会
- ② FD 委員会
- ③ 論集委員会
- ④ Web サイト運営委員会
- ⑤ 国際交流センター運営委員会
- ⑥ 社会連携委員会
- ⑦ 人事委員会
- ⑧ 自己点検・評価委員会
- ⑨ 研究倫理委員会
- ⑩ 研究実施委員会
- ⑪ 教職課程委員会

ス. 自己点検・評価

1. 自己点検・評価の目的

本学は、大手前大学学則第１章総則の第１条（目的）において、「本学は、建学の精神である“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”に基づき、豊かな教養と専門的学術、旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚及び問題解決力を備えた人材を育成し、地域の教育・研究及び生涯学習の中心として、地域社会・国際社会に貢献することを目的とする。」と定め、第２条（自己評価）において「前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。

本学は、平成６（１９９４）年に「現状と課題-自己点検・評価委員会報告書-1994」を、平成１１（１９９９）年に「自己点検・評価報告書(第２輯)-学生による授業アンケート結果とその考察-1999」を発行後、毎年自己点検評価活動の報告書として「学生による授業評価アンケートの考察」を作成し、自己点検・評価について組織的に取り組んでいる。

平成１７（２００５）年度および平成１９（２００７）年度には「自己点検評価・報告書」を発行、公表した。平成２１（２００９）年度には自己点検・評価報告書を作成するとともに、財団法人日本

高等教育評価機構による認証評価を受審し、平成 22（2010）年 3 月 24 日付けで、同機構が定める評価基準を全て満たしているとの認定を受けた。その後、平成 23（2011）年度には教学面を重視した報告書を作成し、平成 25（2013）年度にも自己点検・評価報告書を作成した。なお、平成 27（2015）年度に公益財団法人日本高等教育評価機構にて大学機関別認証評価を受審し、平成 28（2016）年 3 月 8 日付で同機構が定める大学評価基準に適合しているとの認定を受けた。平成 29（2017）年度には教学面を重視し、公益財団法人日本高等教育評価機構の次期新基準に対応した報告書を作成した。

2. 実施体制

本学は「大手前大学自己点検・評価委員会規程」【別添資料 28】において、委員会の業務として学校教育法第 109 条第 1 項に定める点検および評価に関すること、また同第 2 項に定める認証評価に関することを業務と定め、同委員会が自己点検・評価活動を行っている。また、委員会内に具体的な業務を分担させるために、基本理念部会、教育研究部会、学生支援部会、社会連携部会、管理運営部会、通信教育部会を設置して、自己点検・評価ならびに認証評価受審に対応した全学的な組織を構築して、適切な自己点検・評価活動を行っている。加えて、各部会には必要に応じて専門委員会を設置することを可能にし、本学の特色を生かしたテーマについては専門委員会を設置して、該当部会の補助的サポート的役割を担い本部会の活動に寄与することとしている。大手前大学自己点検・評価実施体制は【別添資料 29】のとおりであり、毎年度当初の第 1 回委員会にて体制を確認している。

3. 実施方法

本学は公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目および評価基準に則り自己点検評価書を作成している。評価書作成の準備段階として自己点検・評価委員会の事務担当組織である総合企画室が大学の基礎データを収集・分析し、その分析情報をもとに詳細のデータと根拠資料を収集・分析して評価書を作成している。評価書の結果は大学内外に公表している。

4. 自己点検・評価の周期

平成 17（2005）年度より 4 年を 1 クールとして自己点検・評価報告書の作成を一つの周期として確立し、一定の間隔で継続した実施体制を確立している。ただし、教育情勢や本学の改革の進捗・結果などを確認するため 1 クールの半分の 2 年に 1 度は教学面に特化した報告書を作成し、周期の中においても本学の建学の精神に基づく特色に沿った教育目的・社会的使命を達成するために、自己点検・評価の活動を絶えず実施している。

5. 評価結果の公表・活用

平成 27（2015）年度に作成した自己点検・評価報告書および公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価報告書は、学内関係者および学外関係団体などにも配布するとともに、本学 Web サイト上でも公開し社会へ公表している。また、平成 29（2017）年度に作成分の教学面に特化した自己点検・評価報告書も、本学 Web サイト上で公表している。

自己点検・評価の結果を踏まえ、平成 28（2016）年度には、平成 23（2011）年度に引き続き 4 年間の中期計画を策定し、毎年計画の進捗確認と見直しを行っている。中期計画に則って毎年各委員会、学部の方針・目標と計画を立てている。その計画に従い実施策についての ACTION PLAN とその評価のシステムを整えて実施し評価を行っている。この評価に基づき改善案を策定・実施し、効果の検証評価を行う PDCA サイクルの仕組みを確立している。

セ. 情報の公表

1. 基本方針

本学は、「公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たし、教育・研究の質を一層向上させるため、法令遵守のもと人権と情報セキュリティに配慮したうえで、適切な情報公開を行う。」ことを理念とし、教育情報および学園の財務情報について適切に公表している。

公表は、本学 Web サイトの所定のページ（<http://www.otemae.ac.jp/about/info.html>）で行うとともに、平成 26（2014）年度から公表されている大学ポートレート（私学版）についても機関決定のうえ適切な情報を広く提供している。

2. 公表の内容

（1）大学の教育研究上の目的に関すること

自己点検評価書

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/h27hyouka.pdf>

【大学】大手前大学学則（第 3 条の 3）

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_gakusoku_daigaku.pdf

【通信】大手前大学通信教育部規程（第 4 条）

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_tsushinkitei.pdf

【大学院】大手前大学大学院学則（第 3 条の 2）

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_gakusoku_daigakuin.pdf

（2）教育研究上の基本組織に関すること

【大学】自己点検評価書

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/h27hyouka.pdf>

【通信】大手前大学通信教育部規程

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_tsushinkitei.pdf

【大学院】自己点検評価書

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/h27hyouka.pdf>

学部

<http://www.otemae.ac.jp/faculty/>

大学院

<http://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/culture/>

通信教育部

<http://dec.otemae.ac.jp/about/>

(3) 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること

【大学】研究者業績検索システム

<http://kg.otemae.ac.jp/gyoseki/japanese/index.html>

【大学】教員紹介

<http://www.otemae.ac.jp/professor/>

【大学】学術機関リポジトリ

<http://www.otemae.ac.jp/institution/research/>

【通信】教員紹介

<http://www.otemae.ac.jp/professor/>

【大学院】研究者業績検索システム

<http://kg.otemae.ac.jp/gyoseki/japanese/index.html>

【大学院】教員紹介

<http://www.otemae.ac.jp/professor/>

(4) 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職などの状況に関すること

【大学】アドミッション・ポリシー

<http://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【学部】アドミッション・ポリシー

<http://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【大学】教育情報の公表について

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_daigaku_kyouiku.pdf

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_daigaku_naiyou.pdf

【大学】就職実績

<http://www.otemae.ac.jp/career/result.html>

【通信】アドミッション・ポリシー

http://dec.otemae.ac.jp/about/basic_policy.html

【通信】教育情報の公表について

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_daigaku_kyouiku.pdf

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_daigaku_naiyou.pdf

【大学院】アドミッション・ポリシー

<http://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/culture/policy.html>

(5) 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること

【大学】 教学運営の方針 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

<http://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【学部】 教学運営の方針 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

<http://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【大学】 大手前大学シラバス検索システム

<http://sb.otemae.ac.jp/syllabus/SyllabusSearch.aspx>

【通信】 教育課程編成・実施の方法(カリキュラム・ポリシー)

https://dec.otemae.ac.jp/about/basic_policy.html

【通信】 シラバス

<https://dec.otemae.ac.jp/curriculum/syllabus.html>

【大学院】 教育課程編成・実施の方法(カリキュラム・ポリシー)

<http://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/culture/policy.html>

(6) 学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定にあたっての基準に関すること

【大学】 自己点検評価書

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/h27hyouka.pdf>

【大学】 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

<http://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【学部】 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

<http://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【通信】 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

http://dec.otemae.ac.jp/about/basic_policy.html

【大学院】 自己点検評価書

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/h27hyouka.pdf>

【大学院】 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

<http://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/culture/policy.html>

(7) 校地・校舎などの施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

【大学】 キャンパスマップ

さくら夙川キャンパス

<http://www.otemae.ac.jp/about/campus/sakura.html>

いたみ稲野キャンパス

<http://www.otemae.ac.jp/about/campus/itami.html>

大阪大手前キャンパス

<http://www.otemae.ac.jp/about/campus/osakaotemae.html>

【大学】 図書館

<http://library.otemae.ac.jp/>

教育施設（研究所含む）

<http://www.otemae.ac.jp/institution/education/>

【通信】 キャンパス案内

<https://dec.otemae.ac.jp/campus/>

【大学院】 キャンパスマップ

さくら夙川キャンパス

<http://www.otemae.ac.jp/about/campus/sakura.html>

いたみ稲野キャンパス

<http://www.otemae.ac.jp/about/campus/itami.html>

【大学院】 図書館

<http://library.otemae.ac.jp/>

【大学院】 教育施設

<http://www.otemae.ac.jp/institution/education/>

情報環境

<http://www.otemae.ac.jp/institution/education/it.html>

大阪大手前キャンパス施設・設備

<http://eiyo.otemae.ac.jp/about/facilities.html>

（８）授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

【大学】 学費・学費に関する注意事項

<http://www.otemae.ac.jp/campuslife/gakuhi/nounyu.html>

【大学】 学生寮

<http://www.otemae.ac.jp/campuslife/support/dormitory.html>

【大学】 各種証明書

<http://www.otemae.ac.jp/campuslife/shinsei/syoumei.html>

【大学院】 学費

http://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/guide/daigakuin_nyushi01.html

http://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/guide/daigakuin_nyushi02.html

【通信】 学費

<http://dec.otemae.ac.jp/admission/tuition.html>

（９）大学が行う学生の修学，進路選択および心身の健康などに係る支援に関すること

【大学】 在学生の方へ

<http://www.otemae.ac.jp/stakeholder/students/>

【大学】 就職支援について

<http://www.otemae.ac.jp/career/employment/>

【大学】 学生相談（健康相談含む）

<http://www.otemae.ac.jp/campuslife/support/advise.html>

【通信】サポートスタッフ

<https://dec.otemae.ac.jp/support/staff.html>

【通信】オンライン・キャリアサポート

<https://dec.otemae.ac.jp/support/career.html>

【大学院】在学生の方へ

<http://www.otemae.ac.jp/stakeholder/students/>

【大学院】就職支援について

<http://www.otemae.ac.jp/career/employment/>

【大学院】学生相談（健康相談含む）

<http://www.otemae.ac.jp/campuslife/support/advise.html>

就職・キャリア支援、資格サポート

<http://www.otemae.ac.jp/career/>

留学・国際交流支援

<http://www.otemae.ac.jp/international/>

- (10) その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報，学則など各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況など報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果など）

教育情報の公表

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_daigaku_kyouiku.pdf

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_daigaku_naiyou.pdf

評価機関による認証評価

http://www.otemae.ac.jp/files/about/ninsho_hyoka.pdf

自己点検評価報告書

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/h27hyouka.pdf>

改善報告書の公表

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/h29kaizen.pdf>

公的研究費の取扱いについて

- ・ 学校法人大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン

<http://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuGuideline2015.pdf>

- ・ 公的研究費等の取扱いに関する規程

http://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKennkyuhi_Kitei2015.pdf

- ・ 研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程

http://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuHuseiboshi_Kitei2017.pdf

- ・ 大手前大学における公的研究費の不正防止計画

http://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuhGuideline_Taio2015.pdf

- ・ 研究活動上の不正行為に係る調査委員会規程

http://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuHuseiIinkai_Kitei2017.pdf

【大学】 大手前大学学則

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_gakusoku_daigaku.pdf

【大学院】 大手前大学大学院学則

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_gakusoku_daigakuin.pdf

【通信】 大手前大学通信教育部規程

http://www.otemae.ac.jp/files/about/2017_tsushinkitei.pdf

設置認可申請書

http://www.otemae.ac.jp/about/info_approval.html

学則変更届出書

http://www.otemae.ac.jp/about/info_fixed_number.html

大手前大学健康栄養学部設置計画履行状況報告書

http://www.otemae.ac.jp/about/info_report.html

教職課程における情報の公表について

http://www.otemae.ac.jp/about/info_disclosure.html

財務情報

<http://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>

大学ポートレート（私学版）

<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000526401000.html>

ソ. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

授業内容・方法などの改善、充実、教員個々人の授業実践スキルの向上などを継続的、組織的に実施し、社会から信頼・評価される教育を実施していくことは、高等教育機関として当然のことである。本学では、学則第2条に「本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定め、自己点検・評価委員会等を中心として、以下の取り組みを実施している。

1. FD 活動

本学では大学改革・教育内容の改善などを図るためのFD活動を、教員・職員の協働を基本として行ってきた。この方針は、国際看護学部においても同様であり、大学全体に共通するテーマで行われる全学FDや個別学部で必要な課題のための学部FD等の活動を行っていく。

（1）過去のFD活動とその成果

本学では平成19（2007）年に総合文化学部、メディア・芸術学部、現代社会学部が設置された直後からFD委員会をおき、教員を委員長として教員による授業改善などを行っていたが、平成23（2011）年に一旦活動を停止し、文部科学省の大学改革の指導方針にもとづきつつ、大学執行部によるFDが行われることとなった。その内容は、主に大学改革に伴う教育改革、

授業改善であった。平成 24（2012）年からは、第 3 火曜日の教授会の後の時間を FD 活動に充てることとし、下記の内容のほか、教務委員会、学生委員会、就職委員会等さまざまな委員会で問題となっている課題をテーマとして FD を行ってきた。

また、年 1 回 2 月上旬に専任教員および非常勤講師出席による「教員（専任・非常勤）キックオフ」を実施し、新学期開始前に専任教員および非常勤講師に本学の学びについて理解を深めてもらい、授業の質向上をはかってきた【別添資料 30】。

特に、本学の教育内容をディプロマ・ポリシーに基いて具現化した、平成 23（2011）年に制定された「C-PLATS®課題解決能力開発メソッド」と平成 22（2010）年に制定された「グランドデザイン」の推進がその中心課題であった。

「C-PLATS®課題解決能力開発メソッド」は「就業力育成支援事業」の補助金採択と相まって「C-PLATS®委員会」を組織し「就業力育成支援室」を事務担当部門として設置して推進された。これは、社会人基礎力として重要な 10 の能力 C（Communication・Creativity）、P（Planning & Presentation）、L（Logical Thinking・Leadership）、A（Analysis・Action）、T（Teamwork）、S（Social Responsibility）を大学教育全体を通じて涵養する、というものである（カ．1 参照）。

全教職員が FD として月 1 回定期的に 6 つのコンピテンシー・ファカルティを設け、ファカルティ・ミーティングを開催し、理論構築や教育実践について議論し、年 2 回その成果を全学 FD としてまとめる、という活動を行った。その結果、一定の成果を収めたとして、平成 28（2016）年度からは「C-PLATS®委員会」を平成 27（2015）年度から再び設けられた「FD 委員会」に吸収合併し、引き続き推進することとなった。同時に月 1 回のファカルティミーティング、1 年の総括 FD 等は廃止して、授業などを通じた実践を続けている。

また、「グランドデザイン」については、平成 23（2011）年「グランドデザイン推進委員会」を設け、教学運営室を事務担当部門として、卒業生が到達すべき学修レベルを設定して、それに到達させるための教育方法の開発、実践が推進された。その結果を確認するため、平成 26（2014）年度に全学 FD として総括を行い、それを受けて翌平成 27（2015）年度に 1 年をかけて FD 活動として各項目別にワーキンググループを展開して議論した、その結果、これまでの画一的到達目標を改め、学生個々の到達目標を重視して推進するという「新グランドデザイン」をまとめた。

（２）新 FD 委員会の設置とその活動

平成 27（2015）年度から再び「FD 委員会」が設けられた。その意図は、大学執行部からの問題提起だけでなく、広く教職員からの問題提起を議論することにあつた。副学長を委員長とし、初年度は大学の教育・研究環境が抱える様々な問題を抽出することに重点を置いた。

平成 28（2016）年度には、「新グランドデザイン」の成立に伴い、成果の可視化として行われてきた全学プレゼンテーション大会のあり方を見直すための FD と全学必修科目の「キャリアデザイン」の 2 年生科目『キャリアデザインⅢ・Ⅳ』の見直しを中心に行った。

FD の結果、全学プレゼンテーション大会の見直しは、1・2 年生はこれまでのクラス全員のプレゼンテーションを経て学年選抜の全学プレゼンテーションを年度末に開催する形を引き継

ぐが、3 年生は教育ボランティア面談（経験豊富な社会人に登録いただきその経験を活かして
本学の学生指導を行っていただく）（カ． 1 （2） 参照）だけを行い、4 年生は全員が全学ブ
レゼンテーションの当日に「卒業研究」ゼミ単位で各教室に分かれて自身の学修成果を発表す
る形へと変更することとなった。

また、『キャリアデザインⅢ・Ⅳ』の見直しは、学長の掲げる「専門性の向上」の方針に基
づき、平成 30（2018）年度より共通性のあるメジャーをコースに編成し、コース別にこれま
でより専門性の高い授業内容を行う形とすることが決められた。

平成 28（2016）年 4 月開設の健康栄養学部も 1 学部 1 メジャー 1 コースとして、専門性に依
拠した『キャリアデザインⅢ・Ⅳ』を行うこととなった。

国際看護学部については、これをさらに進めて 1 年次に『キャリアプランニングⅠ』、2 年
次に『キャリアプランニングⅡ』を開講し、本学の養成する看護師像を基盤として将来どのよ
うに看護師として自らのキャリア形成していくかを考える科目としている。

このほか、毎年 2 月上旬に行ってきた専任・非常勤教員および職員による「教員キックオフ」
についても「FD 委員会」で見直しが図られ、平成 29（2017）年度は新任の専任・非常勤教員
および職員を中心とした「教員キックオフ」とすることが決まった。

（3）国際看護学部の FD 活動

このように、本学では「FD 委員会」を中心として全学的 FD を教職協働で行ってきた。その
議題は、大学改革、教育内容の改善を中心として、学部横断の各種委員会からの問題提起や事
務各局からの問題提起を扱ってきた。

新たに設置される国際看護学部についても、本学のディプロマ・ポリシーに基いた教育内容
の改善等が求められてくることから、「FD 委員会」のメンバーに加わり、全学 FD に参加して
いくことが必要となる。

その一方で、平成 28（2016）年には専門性の高い健康栄養学部を設置し、さらに国際看護
学部が設置されれば、各学部あるいは各キャンパス固有の FD 議題が提案されてくることが予
想される。

そこで、専門性の高い教育を行う国際看護学部については、新たに固有の授業内容および方
法の改善を図るための組織的な研修および研究の実施と大学の教育研究活動等の適切かつ効果
的な運営を図るための知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研
修等の教職協働FDを行っていく。

具体的には、全学的 FD は年間 4 回程度、国際看護学部独自の学部・キャンパス別 FD は年間
2 回程度、加えて新任の専任・非常勤教員による教員キックオフを年間 1 回実施する予定であ
る。

2. 学生による授業アンケート

本学では授業アンケートを平成 11（1999）年から実施してきたが、大幅な改定・改善によ
り、授業方法などの評価から、学生の授業満足度と自己の能力伸張度を評価するものとした。
その様式は【別添資料 31】のとおりである。

能力の伸張についてはどの C-PLATS®能力が開発されたかを問い、教員のシラバスでの能力開発目標とのギャップを分析して授業改善を行うよう指導している。平成 24 年度からは授業外学修時間の問いを設けて、その授業についての 1 週間当たりの自己学修時間を分析して、課題の出し方や頻度などの改善を促し、十分な自己学修時間による教育の質の保証を担保する取り組みを行っている。

授業アンケート結果は、学生にフィードバックするシステムとなっており、教員は定められた期間にフィードバックコメントを書き込み、学生は自由に閲覧することができる。

さらに、自己点検・評価委員会が授業アンケートデータを授業形態別、プログラム別、教員別に分析し、問題点とその改善の方向性を示している【別添資料 32】。また、この授業アンケート分析データは学内 Web に掲載し情報の共有をはかっている。

3. 授業見学の実施とフィードバック

本学では平成 22 (2010) 年度から授業の評価と改善に向けた取り組みとして教員相互による授業見学を実施している【別添資料 33】。

前期・後期ともに 3 週間の授業見学期間を設け、教員は相互に授業見学を行っていたが、平成 29 年度から前期もしくは後期に 1 回 3 週間の授業見学に変更し、専任教員のみならず非常勤教員の授業も対象にして行っている。見学者は被見学者に対して授業の手法や改善ポイントについてレポートを提出し、被見学者はそのレポートに対してさらにレポートを返している。このレポートは全て学内 Web サイトに掲載し、他の教員も参照することができ、ほぼ全ての教員が実施し相互のレポート授受と情報の共有化により、教員間の相互啓発による授業改善が行われている。

4. 学生懇談会

学生の意見や要望を大学の役職者が直接学生から聞く機会として、学長・副学長・学部長など大学執行部の教員を交えた学生懇談会を年 1 回開催している【別添資料 34】。

「よりよい大手前大学を築くために」をテーマとして、日頃の学修や学生生活に関して、自由に意見交換ができる場としており、特に授業に関する意見については、できるだけ反映するよう努めている。授業などで参加できない学生については、意見箱やメールで意見を聞くこととしている。

5. SD 活動

職員研修の実施方針および計画を全学的かつ実効性あるものにしていくために、法人本部総務部を事務局とする「SD 委員会」を設置して計画的かつ組織的な取り組みを行い、これまでの「事務処理の迅速化や効率化」だけではなく、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るとともに、職員に必要な知識および技能を習得させる取り組みを行っている【別添資料 35】。

また、各自の自己啓発が「業務に余裕があれば」という位置づけになっているので、旧来の事務組織の業務自体を見直して、大学が組織として職員に命じる仕事と本人が意欲的にやりた

いことを合わせていくことも検討していく。

本学のSD委員会の基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 教職協働を前提として教員および職員双方の資質向上を図る。
- (2) 職員自身のキャリアアップおよび大学運営に関する自発的・積極的な提案や行動を喚起し、継続的な成長を促す。
- (3) 積極的に外部研修に派遣し、大学院入学等の専門機関での学習を支援することを継続し、それを評価する。

本学の最近3年間のSDの実績は下記のとおりである。

【最近3年間のSDの実績】

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
① C-PLATS®分科会 (FD 協働) ② 学園財務状況報告 ③ 大学教育学会発表報告 ④ 情報漏えいの現状と学生個人情報取扱ガイドライン	① 学園財務状況報告 ② 学生生活と厚生補導 ③ グローバル化に向けた対応 ④ 標準型メール攻撃訓練結果の報告と認識・対応	① 学園財務状況報告と決算書の読み方、財務分析 ② 学園および設置校の中期計画 ③ 大学改革（教育改革）の取り組み ④ 学生の学園生活上の諸問題に対する厚生補導の状況 ⑤ キャリア教育の発展と改革

タ. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

国際化する社会の中で、複雑多様化する健康課題に的確に対応するため、国際看護学部では、堅実な実践力をもち、グローバルに活躍するための土台となる対人コミュニケーション能力と社会人基礎力を身に付けた、外国語による基本的なコミュニケーションを行うことができる人材を養成する。このため教育課程の内外で下記のような取り組みを行うと共に、これを実現させるための適切な体制を整える。

1. 教育課程内の取組について

これまで本学では、リベラルアーツ教育を標榜し、現代社会が必要とする自由闊達で応用範囲の広い人材育成を目指してきた。リベラルアーツ教育とは、幅広い教養の上に形成された専門性を意味しており、国際看護学部においても、これまで述べてきたような特色のある教育プログラムで国際化する社会に対応できる、より専門的な看護のプロフェッショナルを養成し、

国際化する社会で活躍できる人材育成を図っていく。

国際看護学部教育課程においては、キャリア形成にかかる導入科目として『キャリアプランニングⅠ』を1年次に、『キャリアプランニングⅡ』を2年次に、それぞれ必修科目として配置している。『キャリアプランニングⅠ』においては、大学生としての学びの姿勢を培いつつ、社会人基礎力の「考え抜く力」を中心に学ぶことを目的とする。また自らの主張を説得的に発表できるようなプレゼンテーションが行える能力を養う。『キャリアプランニングⅡ』においては、同Ⅰで学んだことを基礎として、看護職に求められる「前に踏み出す力」と「チームで働く力」を中心に学ぶことを目的とする。そのため看護師、助産師、保健師のそれぞれの役割と職責、および専門職としての活動内容や多職種との連携等を学び、学生自身の将来のキャリア形成をイメージさせ、さらにプレゼンテーション能力等を高めていくことで看護師としての意識や職業観を養う。

これら二つの演習科目におけるグループワークによるディスカッションおよびプレゼンテーションを通じて、社会において職業人として自立できる基盤を段階的に養成していく。

2. 教育課程外の実施について

以下のような就職支援策を講じ、就職活動を実践的にフォローしていく。

・就職活動支援のための就職ガイダンス

3年次の後半から4年次の前半にかけて実施する。テーマは、看護系学部卒業生の就職状況や業界理解、就活の基本・自己分析、応募書類添削・面接試験対策、身だしなみ・就活マナーなど、実践的な内容となっている。

・学生全員との個別面談や個別指導

就職活動期に入る3年次全員を対象とした個別面談を実施する。学生一人ひとりの進路希望をヒアリングし、それぞれの適性に合った就職指導を行っていく。全員に対する応募書類添削・面接演習を通して、自分らしい就職を実現する。

・学内説明会

病院等の人事採用担当者をキャンパス内に招き、本学独自の説明会を実施する。求人内容や採用スケジュール、仕事内容についての具体的な説明を受け、希望者はそのまま選考に入ることも可能である。

・内定者報告会

就職内定者による就職活動報告会を実施する。先輩達が実際に経験した就職活動について詳しく話を聞き、自らの就職活動の参考にする。

3. 適切な体制の整備について

本学では就職支援およびキャリア教育に関わるスタッフをさくら夙川キャンパスに7名（期限付職員1名、嘱託職員1名を含む）、大阪大手前キャンパスに2名配置し、合計9名体制で就職・進学などの相談支援を行っている。学生一人ひとりの就職活動情報を一元管理し、就職スタッフと教員がその情報を共有するとともに、保護者にも情報を提供し、きめ細かいサポートを行っている。国際看護学部の設置に伴い、大阪大手前キャンパスの就職支援・キャリア教

育スタッフを増強する予定であり、教員による指導と合わせて、個々の学生の特性・希望をふまえて丁寧かつきめ細かな支援を行っていく。

国家試験対策については、国家試験対策を担当する教員をおき、情報収集をはじめ具体的な試験対策のための施策を行っていく。

以上